

千葉市総合評価落札方式ガイドライン

令和6年4月1日

千葉市

目次

1 「品確法」と「総合評価落札方式」	5
1-1 「品確法」と「総合評価落札方式」	5
1-2 千葉市における総合評価落札方式の実施	5
1-3 千葉市総合評価落札方式ガイドラインについて	5
2 総合評価落札方式の実施手順	7
2-1 「総合評価落札方式」の適用	7
2-2 型式	7
2-3 総合評価落札方式の実施方法	9
2-4 落札者決定基準	11
(1) 評価項目・配点	11
(2) 評価基準	14
2-5 総合評価落札方式実施要領書	18
2-6 技術審査会の審査	18
2-7 学識経験者からの意見聴取	18
2-8 落札者の決定方法	19
(1) 落札者の決定方法	19
(2) 加算点の算出方法	19
2-9 評価結果の公表	19
2-10 技術提案等に対する実施確認の方法と不履行時のペナルティについて	21
(1) 不履行時のペナルティ	21
(2) 評価項目毎のペナルティについて	21
(3) 技術提案等の虚偽等に対するペナルティ	24
2-11 完成検査時における技術提案等に対する評定方法	24
3 基本的運用	25
3-1 用語の定義	25
3-2 技術提案等の評価方法	27
(1) 欠格と書類不備	27
(2) 建設共同企業体による共同施工の場合の評価方法	29
3-3 総合評価落札方式運用支援システムの利用	30
3-4 総合評価システムの適用外とする場合	30
(1) WTO案件の場合	30
(2) 高度技術提案型の場合	31
(3) 災害等による特例	33
4 総合評価システムの運用	34
4-1 総合評価落札方式運用支援システムの利用登録	34
(1) 登録方法	34
(2) 登録内容	34
(3) 利用登録完了	35
(4) 企業情報の更新と登録情報の継承	35
(5) 技術者情報の更新と登録情報の継承	35
4-2 システム利用環境	36
(1) 総合評価落札方式運用支援システム利用環境について	36
(2) ブラウザ「Microsoft Edge」の設定	36
4-3 ログイン	42
4-4 システム共通事項	43
5 各評価項目の評価基準及び運用	46
5-1 基礎点制度	46

5-2 「企業」基礎点制度申請.....	49
(1) 工事成績評定点の実績.....	51
(2) 契約後VE方式の実績.....	54
(3) 労働災害防止への取組状況.....	55
(4) 災害等協力者名簿の登載.....	56
(5) 労働災害防止等タブへの入力.....	57
(6) 品質確保等への取組み.....	58
(7) 災害活動・ボランティア活動の実績.....	60
(8) 「企業」基礎点制度申請の方法.....	65
(9) 「企業」基礎点制度出力の方法.....	66
5-3 「技術者」基礎点制度申請.....	68
(1) 若手・女性技術者の配置.....	70
(2) 配置予定技術者の工事成績評定点の実績.....	71
(3) 配置予定技術者の資格等.....	75
(4) 安全活動への取組み.....	80
(5) 「技術者」基礎点制度申請の方法.....	92
(6) 「技術者」基礎点出力の方法.....	93
5-4 技術提案書作成.....	95
(1) 企業情報の入力.....	97
(2) 建設共同企業体（JV）の情報入力.....	98
(3) 配置予定技術者の情報入力.....	100
(4) 施工計画及び技術提案（共通事項）.....	103
(5) 施工計画（簡易型）.....	106
(6) 技術提案（標準型）.....	115
(7) 技術提案に係る施工計画（標準型）.....	123
(8) 同種工事の施工実績.....	128
(9) 配置予定技術者の施工経験.....	131
(10) ICT活用工事等の取組み状況.....	136
(11) 一次下請の市内業者活用状況.....	138
(12) 事故及び不誠実な行為.....	139
(13) 低価格入札状況.....	142
(14) その他タブへの入力.....	143
(15) 技術提案の提出.....	144
5-5 作成・申請状況確認.....	147
(1) 基礎点の作成・申請状況の確認.....	148
(2) 技術提案の作成・申請状況の確認.....	150
6 参考資料（様式及び記載例）.....	151
6-1 実施要領書の例（様式第1号）.....	151
(1) 特別簡易型.....	151
(2) 特別簡易型・実績育成タイプ.....	155
(3) 簡易型.....	159
(4) 標準型.....	165
6-2 技術提案書（様式第2号）.....	170
(1) システムから提出する場合.....	170
(2) システムを利用しないで提出する場合.....	175
6-3 様式第3号 施工計画（簡易型）.....	176
6-4 様式第4号 技術提案（標準型）.....	177
6-5 様式第5号 技術提案に係る施工計画（標準型）.....	178
6-6 技術者基礎点制度申請書（様式第6号）.....	179

6-7	企業基礎点制度申請書（様式第7号）	181
6-8	総合評価落札方式結果調書（様式第8号）	184
6-9	その他書式（技術提案等実施状況確認シート）	185

1 「品確法」と「総合評価落札方式」

1-1 「品確法」と「総合評価落札方式」

わが国では、国・地方自治体とも厳しい財政状況等を背景に、公共投資の削減が続けられていますが、建設業の許可業者数は以前と大きな変化がありません。このため、不良・不適格業者の参入や低価格入札が多発しており、公共工事の品質の低下に繋がりがねない事態が懸念されています。このような状況を受け、公共工事の品質確保を目的に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（通称「品確法」）が成立し、平成17年4月1日に施行されました。さらに、将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的に平成26年6月4日に改正施行。全国的に災害が頻発する中、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等を目的として令和元年6月14日に改正施行されました。

「品確法」の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。この「品確法」の基本理念を実現する方法として、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である「総合評価落札方式」が「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（基本方針）（平成17年8月26日 閣議決定）に示されました。

1-2 千葉市における総合評価落札方式の実施

本市においても、平成18年度から総合評価落札方式を試行導入し、平成22年度から本格導入としており、その間、制度の見直しを実施しながら現在に至っております。

公共工事における「品質」とは、工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等（以下「工事の効率性等」という。）工事そのものの質も含まれると考えられており、周辺住民への周知対策、安全対策、騒音・振動対策なども品質確保における重要な要素となっておりますが、本市における品質確保の考え方は、工事の効率性等も重要な要素であることは認識しながらも、当該方式では、技術的な提案に重点をおき、工事目的物としての品質確保に努めていくこととしています。

なお、工事の効率性等については、全く評価対象としないのではなく、施工条件を踏まえて、必要に応じて設定します。

1-3 千葉市総合評価落札方式ガイドラインについて

千葉市における総合評価落札方式に関しては、千葉市総合評価落札方式ガイドライン（以下、ガイドラインという）に基づき実施します。ガイドラインは、本市の総合評価落札方式に関する基本的事項を具体的に示したものです。本ガイドラインは、令和2年4月1日以降公告分の総合評価落札方式の案件から適用します。

本ガイドラインでは、入札公告から落札者の決定に至るまで「工事担当課が入札参加者を特定できない仕組み」を構築することで、入札情報漏洩リスクの低減を図ることを目的として、総合評価落札方式運用支援システム（以降、総合評価システムという）を導入することとなりました。今回実施するガイドラインの見直しは、一部評価項目の変更の他、総合評価システムを使用した、申請・提出方法を示しました。

（参考）総合評価落札方式及びガイドラインの制定・改正の経緯

- 平成18年度 簡易型で試行開始
- 平成19年度 超簡易型（施工計画の提案を求めない）、標準型、高度技術提案型の追加
「千葉市総合評価落札方式試行方法」（試行時のガイドラインにあたるもの）のとりまとめ
- 平成20年度 原則3,000万円以上の工事に適用することとする。
不履行時のペナルティの整理
- 平成21年度 原則2,000万円以上の工事に適用を拡大、技術提案の電子メールでの受付開始

同種工事の施工実績及び配置予定技術者施工経験 過去10年度間→過去15年度間に変更、工事評定点の平均点 過去2年度間→過去3年度間に変更、ISO9001, 14001の取得状況に対する加点を追加

- ・平成22年度 本格導入、千葉市総合評価落札方式ガイドライン策定
超簡易型→特別簡易型に名称変更、企業の基礎点制度導入、配置予定技術者のCPD単位取得に対する加点を追加
- ・平成23年度 特別簡易型・実績育成タイプの型式の試行開始
契約後VE方式の提案による請負金額の低減率に対する加点を追加
- ・平成24年度 JV工事を対象に一次下請に市内業者を使用または自社施工の場合加点を追加
- ・平成25年度 特別簡易型・実績育成タイプにおいて、過去の工事評定による加点をやめ、不良工事に対する減点のみとした。配置予定技術者の安全に関する加点項目に、講習受講履歴以外にコスモスに準じる取り組みへの加点を追加。
企業のBCP策定に対する加点を追加
- ・平成26年度 主たる営業所の所在地に対する加点項目を削除
- ・平成28年度 技術者の基礎点制度導入
- ・平成29年度 ICT活用工事に対する加点、企業のエコアクション21取得に対する加点を追加
- ・平成30年10月 企業・技術者基礎点制度の義務付け
贈賄等による指名停止の場合に5年減点とする評価項目を追加
- ・平成31年1月 技術提案書の提出期限日数の変更（入札締切日と同日へ）
- ・令和2年度 総合評価落札方式運用支援システム導入による、企業・技術者基礎点制度及び技術提案書の提出方法の変更、庁内での審査手順の変更
特別簡易型・実績育成タイプにおいて、過去4年間に千葉市で同業種の経験がない技術者へ加点。
- ・令和3年度 (令和2年9月～) 総評評価落札方式適用額の変更(2,000万→3,500万円)
(令和3年12月～)「ICT活用工事等の取り組み状況」の簡易型ICT施工等に関する加点項目を追加
- ・令和4年6月 Microsoft社のInternet Explorerサポート終了により、システム利用環境を変更。
- ・令和4年9月 システム利用環境の変更(Microsoft Edge、Google Chromeに対応)。
- ・令和5年度 女性技術者に関する評価の追加(実績育成タイプ)
監理技術者補佐に関する評価の追加 軽微な事故による指名停止の減点期間の短縮
- ・令和6年度 欠格・書類不備となる主な事例の更新 災害協定一覧の更新

2 総合評価落札方式の実施手順

2-1 「総合評価落札方式」の適用

総合評価落札方式を適用する工事は次のとおりとします。

- ① 設計金額3, 500万円以上の一般競争入札による工事
- ② 設計金額3, 500万円未満の一般競争入札による工事のうち、技術審査会が特に必要と認める工事。

【設計金額以上であっても評価落札方式を適用しない場合】

- ① 緊急性を要する工事（災害復旧工事など）
- ② 千葉県総合評価落札方式実施要領第6条により、総合評価落札方式によることの適否について「技術審査会」で審査を実施し、総合評価落札方式を適用しないこととした場合
以下のような事例があります。
 - ・安全・安心な街づくりの担い手となる市内建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保等を目的に、年間を通して切れ目のない事業展開（施工時期の平準化）に資する案件
 - ・緊急性・即効性の高い事業の早期執行に特段の配慮が求められるもの（入札不調等により、再度の入札執行を必要とするものなどのうち、早期に発注する必要がある案件などもこれに該当し、総合評価落札方式を適用しない場合があります。）※補正予算による経済対策を含む
 - ・技術的工夫の余地が特に小さい工事
- ③ 設計図書等の誤りなどを訂正し、設計金額3, 500万円未満だった工事が、設計金額3, 500万円以上になった場合
設計図書等の誤り、誤謬などがあつた場合、「現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」又は「数量確認書に対する回答書」にて明示することで、入札手続きを継続することがあります。この場合において、設計金額が変更になっても、総合評価落札方式の適用の有無や、型式の変更は行いません。そのため、設計金額が3, 500万円未満だった工事が、3, 500万円以上になった場合でも、総合評価落札方式を適用しません。

2-2 型式

「総合評価落札方式」は、工事の特性等に応じて次の4型式に分類します。

① 特別簡易型 及び 特別簡易型・実績育成タイプ

技術的な工夫の余地が小さく、施工方法や品質管理が標準的な施工技術の範囲で対応可能な小規模工事や維持的な工事等で、入札参加者の施工能力及び社会性・信頼性と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に対して選定します。

特別簡易型のうち、難易度等を考慮した中で、経験の少ない技術者の配置を促進することで技術者の育成につなげ、また、実績の少ない企業の受注機会を促進することにより、建設業界における将来の担い手・地域の守り手の育成・確保を図ることを目的とした「実績育成タイプ」を試行しています。なお、「実績育成タイプ」は、市内業者を対象とし、施工方式が建設共同企業体（JV）となる案件に対しては選定しません。

② 簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、施工方法や品質管理が標準的な施工技術の範囲で対応可能な工事で、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行なう能力が必要な工事とし、入札参加者が提示する簡易な施工計画、施工能力及び社会性・信頼性と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に対して選定します。

③ 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の課題を解決する技術が必要な工事で、施工方法に関する技術提案を求めることにより、社会的便益の向上が期待できる次のいずれかに該当する工事とし、技術提案、施工計画、施工能力及び社会性・信頼性と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に対して選定します。

- ア 入札参加者の提示する性能、機能、技術等（以下、「性能等」という。）によって、工事に関連して生ずる補償費や維持管理費・更新費を含む総合的なコストの削減が見込まれる工事
- イ 入札参加者の提示する性能等によって、工事目的物の初期性能の持続性や強度、耐久性、安定性等、性能・機能の向上が実現できると見込まれる工事
- ウ 入札参加者の提示する性能等によって、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等、社会的要請に対応ができると見込まれる工事

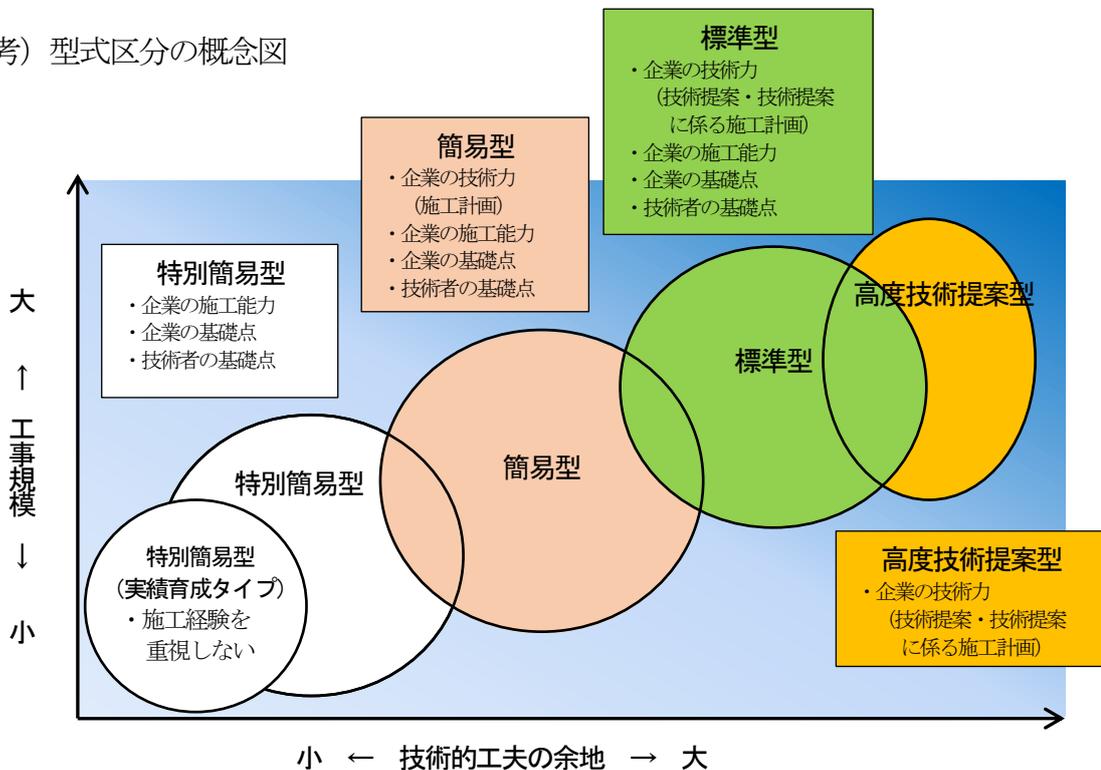
④ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が特に大きく、工事目的物の強度、耐久性及び維持管理の容易性、環境の維持、景観との調和、ライフサイクルコスト等に対し、入札参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（VE提案を含む）を求めることで、その効果が極めて大きくなることが期待される前項の各号のいずれかに該当する工事とし、総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請等の提案と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に対して選定します。この場合においては、当該技術提案の審査にあたり、学識経験者の意見を聴くこととしています。

高度技術提案型は、技術提案に基づき予定価格を作成し、その後に入札手続きとなるなど、他の型式とは評価の仕方や実施手順等が異なりますので、本ガイドラインでは、評価項目と落札者決定基準、加算点の考え方及び実施フローのみを掲載するものとします。

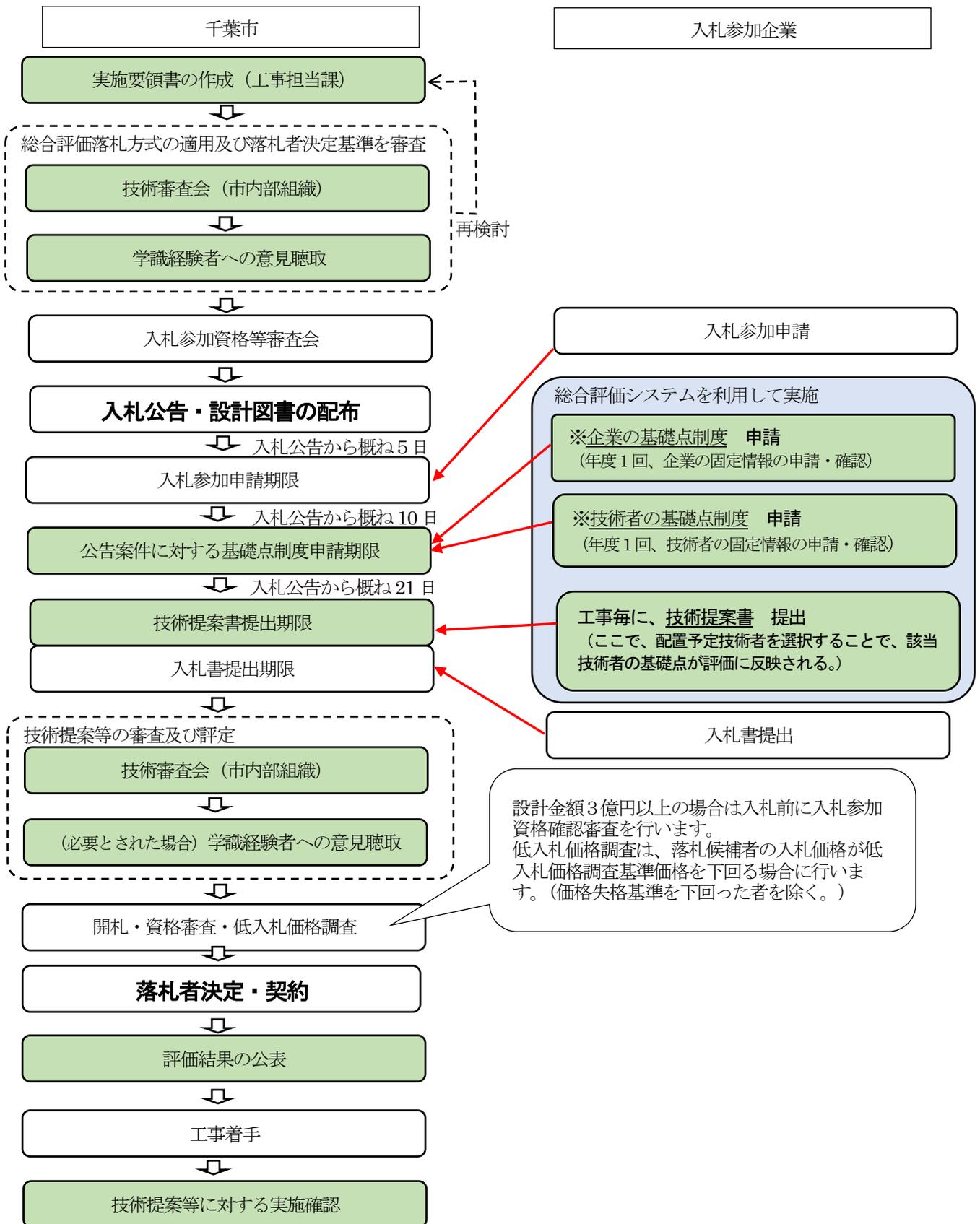
高度技術提案型の実施にあたっては、工事の内容や時勢を考慮の上、適切な評価項目や評価基準を設定するものとします。

(参考) 型式区分の概念図

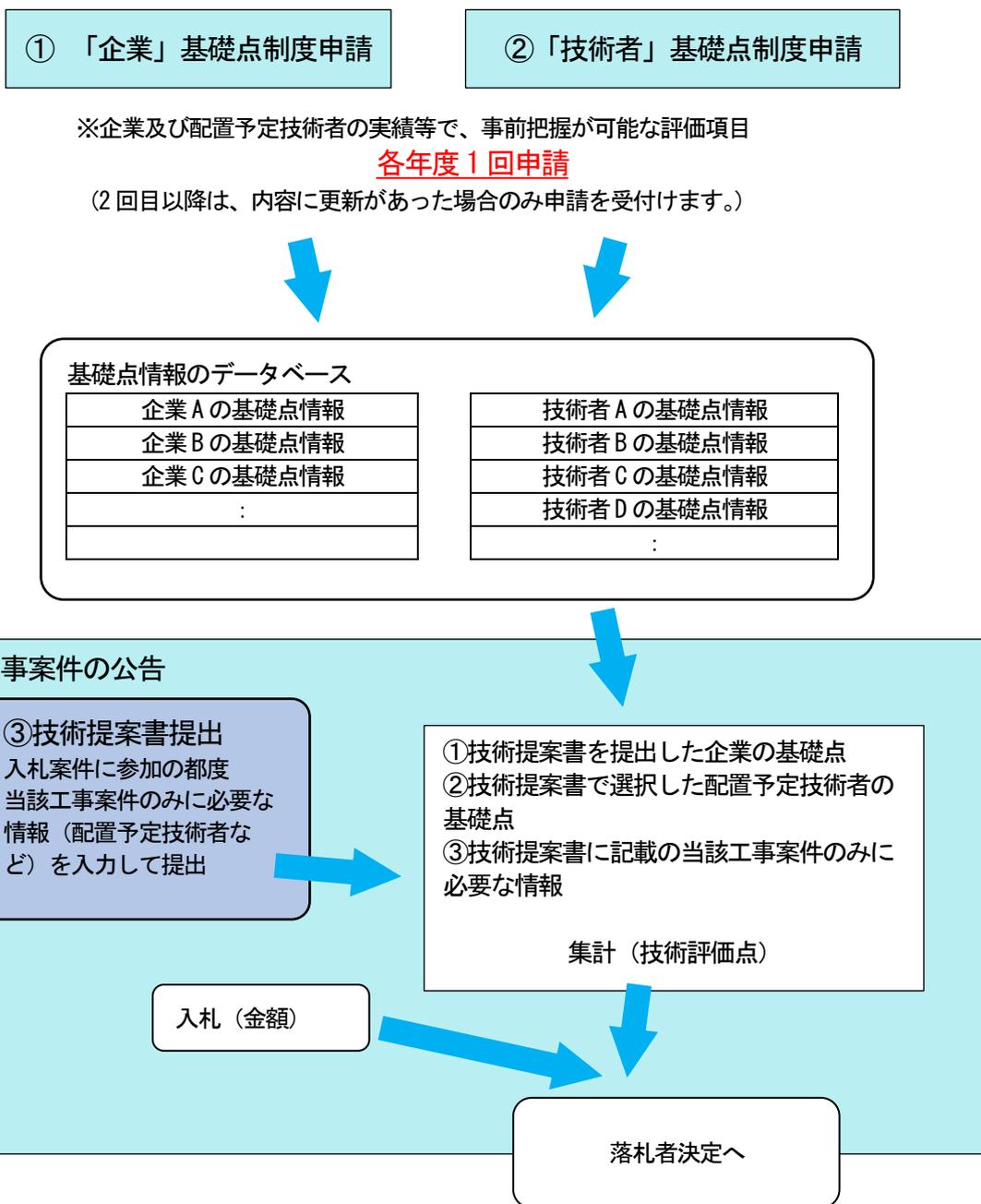


2-3 総合評価落札方式の実施方法

千葉市の総合評価落札方式の標準的な実施手順は次のとおりです。□部分が総合評価落札方式に係る業務となります。



総合評価落札方式の入札では、通常の一般競争入札で提出いただく入札書（＝金額情報）に加え、以下の①～③の3種類の情報を評価の対象とします。



※「基礎点制度」とは、入札参加者が作成する技術提案等資料のうち、企業及び配置予定技術者の実績等で事前把握が可能な評価項目について、あらかじめ評価を行い確認する制度です。

※入札公告に示される案件毎の基礎点制度申請可能な期間と、技術提案書の提出可能な期間は重複します。基礎点制度は申請中であれば、まだ確定の通知前でも技術提案書は提出可能です。

技術提案書が提出されていても、企業基礎点制度申請、配置予定技術者の基礎点制度申請がされていない場合は欠格となります。

2-4 落札者決定基準

工事の内容に応じて、当該工事の品質を確保するうえで必要な評価項目を選択します。
評価項目ごとの配点及び評価基準を、落札者決定基準として定めます。

(1) 評価項目・配点

◎ 必須項目 ○ 選択項目（必要に応じて選択する。）

※選択項目を選択しない場合

- ・ICT活用工事等の取組状況は、ICT活用工事の対象工事のみ選択とします。
- ・その他の選択項目については、原則、千葉市入札参加者名簿における市内業者を対象とした工事において選択とします。
- ・「事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」と定められているWTO案件については企業の技術力のみを評価項目としますので簡易型以上の適用となります。

(企業の基礎点)

分類 評価	評価項目	評価項目詳細	特別簡易型				簡易型		標準型	
					実績育成 タイプ					
企業の 施工能力	工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種 工事での工事成績評定の平均点	8	◎	0	◎	8	◎	8	◎
	契約後VE方式の実績	過去1ヵ年度間の契約後V E方式による技術提案の実績	5	◎	/		5	◎	5	◎
企業の 社会性・ 信頼性	労働災害防止 への取組状況	入札公告年度の建災防加入 状況	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎
	災害等協力者名簿 の登載	入札公告年度の4月1日時 点の千葉市災害等協力者名 簿登載の有無	2	○	2	◎	2	○	2	○
	品質確保への 取組状況	入札公告年度の4月1日時 点のISO9001・ISO14001・エ コアクション21の取得状 況及び災害時事業継続計画 の策定状況	2	○	2	◎	2	○	2	○
	災害活動・ボランティ ア活動の実績	過去1ヵ年度間の災害活 動・ボランティア活動の実 績	5	○	5	◎	5	○	5	○

(技術者の基礎点)

分類 評価	評価項目	評価項目詳細	特別簡易型				簡易型		標準型	
					実績育成 タイプ					
企業の 施工能力	若手・女性技術者の配 置	配置予定技術者の満年齢又 は、女性技術者の配置	/		1	◎	/		/	
	配置予定技術者の 工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種 工事での工事成績評定の平 均点	2	○	0	◎	2	○	2	○
		過去4ヵ年度間の同一業種 工事での実績がない。	/		1	◎	/		/	
	配置予定技術者の 資格等	配置予定技術者の所持資格	/		/		/		/	
		過去1ヵ年度間のCPD(S) 制度の取得実績	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎
安全活動への取組状況	過去5年間における安全に 関する講習の受講実績また は建設業労働安全衛生マネ ジメントシステム(COHSMS) の取組み実績	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	

(技術提案書提出)

分類 評価	評価項目	評価項目詳細	特別簡易型		簡易型	標準型		高度技術提案型		
			実績育成 タイプ							
企業の技術力	技術提案 【総合的なコスト削減に関する事項】	ライフサイクルコスト その他のコスト	/	/	/	/	30~50 工事内容により適宜設定	◎ 工事内容により選択	30~50 工事内容により適宜設定	◎ 工事内容により選択
	技術提案 【工事目的物の性能、機能の向上に関する事項】	工事目的物の性能、機能								
	技術提案 【社会的要請への対応に関する事項】	環境の維持								
		交通の確保								
		特別な安全対策								
		省資源対策								
	リサイクル対策									
	技術提案に係る施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画						◎		◎
	施工計画 (簡易型)	工程管理に係る技術的所見	/	/	/	24	◎ 工事毎に2~3項目を設定	/	/	/
		材料の品質管理に係る技術的所見								
施工上の課題に係る技術的所見										
施工上配慮すべき事項										
安全管理に留意すべき事項										
その他(必須項目)										
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	3	◎	/	3	◎	3	◎	/
	配置予定技術者の施工経験	主任(監理)技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	3	◎	/	3	◎	3	◎	
	低価格入札状況	過去1年間の低入札調査対象工事の不良工事実績	0 ~ -10 ◎							
	事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	指名停止月数 ×-1 ◎							
		過去1年間の指名停止措置の有無(公衆損害事故を理由として措置を受けた場合)	指名停止月数 ×-1 ◎							
		過去5年間の指名停止措置の有無(贈賄等を理由として措置を受けた場合)	指名停止月数 ×-1 ◎							
ICT活用工事等の取組状況	本工事におけるICT活用工事等の取組状況	3	○	3	○	3	○	3	○	

性・信頼性 企業の社会	一次下請の市内業者 活用状況	本工事に於ける一 次下請の市内業者 活用状況	1	◎	/	1	◎	1	◎	

(評価点の満点)

分類 評価	評価項目	評価項目詳細	特別簡易型		簡易型	標準型	高度技術提 案型
				実績育成タ イプ			
	評価点の満点		24～38	15～18	48～62	54～88	30～50

(2) 評価基準

(企業の基礎点)

評価項目分類	評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
企業の施工能力	工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点 (実績育成タイプ以外)	過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が80点以上	8
			— — 80点未満75点以上	6.5
			— — 75点未満70点以上	5
			— — 70点未満65点以上	3.5
			— — 65点未満60点以上	2
			— — 60点未満	-4
			過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事の実績なし	0
	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点 (実績育成タイプ)	過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が60点以上または実績なし	0	
		過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が60点未満	-1.5	
	契約後VE方式の実績	過去1ヵ年度間の契約後VE方式による技術提案の実績	過去1ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事において、契約後VE方式の提案による請負金額の低減率が10%以上である。	5
			— — 低減率が7%以上10%未満である。	4
			— — 低減率が5%以上7%未満である。	3
			— — 低減率が3%以上5%未満である。	2
			— — 低減率が1%以上3%未満である。	1
			— — 低減率が1%未満又は実績なし	0
企業の社会性・信頼性	労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況	入札公告年度において、建設業労働災害防止協会(建災防)に加入している。	1
			加入なし	0
	災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の4月1日時点の千葉市災害等協力者名簿登載の有無	千葉市災害等協力者名簿等に登載がある。	2
			千葉市災害等協力者名簿等に登載がない。	0
	品質確保への取組状況	入札公告年度4月1日時点のISO9001・ISO14001・エコアクション21の取得状況及び入札公告年度の災害時事業継続計画の策定状況	ISO9001かつISO14001等の両方を千葉市内の事業所を含む範囲で登録している、災害時事業継続計画(拡充編)を策定している、又はISO9001若しくはISO14001等のどちらかを千葉市内の事業所を含む範囲で登録しており、かつ災害時事業継続計画(基本編)を策定している。※ISO14001等とはISO14001又はエコアクション21とする。	2
			ISO9001若しくはISO14001等のどちらかを千葉市内の事業所を含む範囲で登録している、又は災害時事業継続計画(基本編)を策定している。※ISO14001等とはISO14001又はエコアクション21とする。	1
			登録なし	0
	災害活動・ボランティア活動の実績	過去1ヵ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績	過去1ヵ年度間に本市において、災害活動又はボランティア活動の実績を有している。 ①災害活動の実績回数×1.3点 ②ボランティア活動の実績回数×1.0点 ①+②の合計点を配点 (小数点以下四捨五入) ※実績なしは0点	5~0

(技術者の基礎点)

評価項目分類	評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
企業の施工能力	若手・女性技術者の配置	配置予定技術者の満年齢又は、女性技術者の配置 (実績育成タイプ)	入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満の技術者を主任(監理)技術者として配置する。又は、女性技術者を主任(監理)技術者若しくは現場代理人として配置する。	1
			入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満の技術者を主任技術者として配置しない、かつ女性技術者を主任(監理)技術者若しくは現場代理人として配置しない。	0
	配置予定技術者の 工事成績評定点の 実績	配置予定技術者の過去4カ年度間の同一業種工事での 工事成績評定の平均点 (実績育成タイプ以外)	過去4カ年度間に完成した本工事と同一業種の 本市発注工事で成績評定の平均点が80点以上	2
			— — 80点未満75点以上	1.5
			— — 75点未満70点以上	1
			— — 70点未満65点以上	0.5
			— — 65点未満60点以上	0
			— — 60点未満	-1
			過去4カ年度間に完成した本工事と同一業種の 本市発注工事の実績なし	0
			配置予定技術者の過去4カ 年度間の同一業種工事での 工事成績評定の平均点 (実績育成タイプ)	過去4カ年度間に完成した本工事と同一業種の 本市発注工事の実績なし
	過去4カ年度間に完成した本工事と同一業種の 本市発注工事で成績評定の平均点が60点以上	0		
	過去4カ年度間に完成した本工事と同一業種の 本市発注工事で成績評定の平均点が60点未満	-0.5		
	配置予定技術者の 資格等	配置予定技術者の所持資格	実施要領書に定める資格を有している。	1
			資格なし	0
		過去1カ年度間のCPD (S)制度の取得実績	過去1カ年度間に千葉市が認定する運営団体の CPD(S)制度において13単位以上の取得実 績がある。	1
	実績なし		0	
	安全活動への取組 状況	過去5年間における安全に 関する講習の受講実績また は建設業労働安全衛生マネ ジメントシステム(COHSMS) の取組み実績	過去5年間において、配置予定技術者が安全に 関する講習会を受講している。または過去5年 間において、建設業労働安全衛生マネジメント システムの取組み実績がある。	1
実績なし			0	

(技術提案書提出)

評価項目分類	評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点		
企業の技術力	【総合的なコスト削減に関する事項】	ライフサイクルコスト	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの削減に資する技術提案	30～50 (注) 配点は、工事内容に応じて30～50点の範囲内で適宜決定する。		
		その他のコスト	・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)			
	【工事目的物の性能、機能の向上に関する事項】	工事目的物の性能、機能	工事目的物の性能、機能に関する技術提案 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの削減に資する技術提案			・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)
	交通の確保	・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)				
	特別な安全対策	発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案				
	省資源対策	・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)				
	技術提案に係る施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画 ・施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	・施工計画に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)			技術提案の実現性・有効性を確認できない場合は、関連する技術提案も評価しない
	施工計画 (簡易型)					評価された項目数が、7/8 (87.5%) 以上である。
評価された項目数が、5/8 (62.5%) 以上7/8未満である。				良上	18	
評価された項目数が、3/8 (37.5%) 以上5/8未満である。				良	12	
評価された項目数が、1/8 (12.5%) 以上3/8未満である。				良下	6	
評価された項目数が、1/8 (12.5%) 未満である。				可	0	
不適切である。				欠格		

評価項目分類	評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	過去15年間に完成した本市発注の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工実績がある。	3
			過去15年間に完成した国・千葉県発注の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工実績がある。	2
			過去15年間に完成した本市・国・千葉県発注以外の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工実績がある。	1
			実績なし	0
	配置予定技術者の施工経験	主任(監理)技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	過去15年間に完成した本市発注の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工経験がある。	3
			過去15年間に完成した国・千葉県発注の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工経験がある。	2
			過去15年間に完成した本市・国・千葉県発注以外の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工経験がある。	1
			実績なし	0
	低価格入札状況	過去1年間の低入札調査対象工事での不良工事実績	該当なし	0
			過去1年間に完成した本市発注工事において、低入札価格調査制度の調査対象であり、かつ、工事成績評定点が6.5点未満の工事がある。(件数×-5)	最大 -10
	事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
			過去2年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合を除く)	指名停止月数 ×-1(累計)
		過去1年間の指名停止措置の有無(公衆損害事故を理由として措置を受けた場合)	該当なし	0
			過去1年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合)	指名停止月数 ×-1(累計)
		過去5年間の指名停止措置の有無(贈賄等を理由として措置を受けた場合)	該当なし	0
			過去5年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(贈賄等を理由として措置を受けた場合で1原因における指名停止期間が12か月以上の場合) ※平成30年10月1日に新規に創設した詳細項目であるため、平成30年10月1日以降の指名停止を対象とします。	指名停止月数 ×-1(累計)
	ICT活用工事等の取組状況	本工事におけるICT活用工事等の取組状況	フル型ICT活用工事(施工プロセス5つ)	3
			チャレンジ簡易型、トライアル型ICT活用工事(施工プロセス3~4つ)	2
			トライアル型ICT活用工事(施工プロセス1~2つ)	1
			いずれも実施しない。	0
一次下請の市内業者活用状況	本工事における一次下請の市内業者活用状況	本工事の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する	1	
		本工事の一次下請に市内業者を使用しない。	0	

2-5 総合評価落札方式実施要領書

総合評価落札方式実施要領書は、総合評価落札方式を適用する工事に対し、型式、落札者決定基準、その他入札参加企業が技術提案を作成するために必要な情報を、記載した設計図書です。公告後の設計図書配布時に千葉市ホームページから公開します。

2-6 技術審査会の審査

以下の項目について、中立的かつ公正を期すため、局又は部ごとに設置している技術審査会において審査を行います。

- ①総合評価落札方式によることの適否
- ②落札者決定基準
- ③技術提案等の審査及び評定

2-7 学識経験者からの意見聴取

「総合評価落札方式」を実施する場合、以下の段階において「学識経験を有する2人以上の意見を聴かなければならない」と地方自治法施行令（第167条の10の2）及び地方自治法施行規則（第12条の4）に定められています。

- ①落札者決定基準を定めようとするとき
- ②落札者を決定しようとするとき（ただし、①の意見聴取の際に必要なであると意見があった場合）

2-8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

- ① 工事毎に定めた評価項目に対する技術提案等を入札参加者に求め、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づいて審査・評定を行った結果、与えられた技術提案等に対する評価点から加算点を算出します。
- ② ①で算出された加算点と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札価格（消費税及び地方消費税を除く。）で除し、これに1,000,000を乗じて得られた数値（評価値）の最も高いものを落札者としてします。

評価値 (小数点7位以下切捨て)	=	$\frac{\text{技術評価点 (=標準点+加算点)} \times 1,000,000}{\text{入札価格 (消費税及び地方消費税を除く)}}$
---------------------	---	--

(2) 加算点の算出方法

加算点の満点は、総合評価落札方式の型式別に、次に掲げる範囲内にて定めるものとします。

総合評価落札方式の型式	加算点の満点
特別簡易型	原則10点（10～20点）※
簡易型	原則20点（10～30点）※
標準型	原則30点（20～40点）※
高度技術提案型	30～50点

※工事内容により加算点の満点を（ ）の範囲内で設定します。

① 特別簡易型、簡易型及び標準型

「1位満点方式」を採用し、入札参加者から提示された技術提案等に基づく評価点の合計が最大のものに加算点の満点を付与し、その他のものには評価点の合計に応じて按分した加算点を付与することとします。（小数点5位以下切り捨て）

(例) 簡易型において加算点が20点として設定され、入札参加者がA、B、Cの場合

A 評価点35点（1位）→加算点20.0000点（満点）

B 評価点30点（2位）→加算点17.1428点（20×30／35）

C 評価点20点（3位）→加算点11.4285点（20×20／35）

② 高度技術提案型

評価点をそのまま加算点として付与します。（30～50点）

2-9 評価結果の公表

評価結果は、落札者と契約締結後に、総合評価落札方式結果調書により千葉市ホームページ等で公表します。自社の評価結果の内容については工事担当課にお問い合わせください。疑義がある場合は、工事担当課が窓口になり技術審査会が回答します。手続き等は、「総合評価落札方式における技術評価に関する苦情処理手続要領」によります。

2-10 技術提案等に対する実施確認の方法と不履行時のペナルティについて

受注者が入札時に提示した技術提案等の評価内容が、現場で確実に履行されているか否かを判断するために、技術提案等実施状況確認シートにより実施状況を確認します。

確認項目及び不履行時のペナルティは以下のとおりです。

(1) 不履行時のペナルティ

受注者が入札時に提示した技術提案、施工計画等（以下「技術提案等」という。）は、すべて契約内容となるため、発注者は落札者の技術提案内容について確認し、技術提案等が履行できなかった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合は、あらかじめ特記仕様書等に定めた措置（ペナルティ）を講じなければなりません。

ペナルティは、定量的評価に関する技術提案の場合、実際に確認できた数値に基づき技術評価点数の再計算を行い、落札時との点差に対応した金額の支払を受注者に求めます。併せて工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等ごとに5点を減じ、その減点は、総括監督員の法令遵守等の項目で行うこととします。

また、定性的評価に関する技術提案の場合は、ペナルティとして工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等（評価項目詳細単位）ごとに5点を減じることとします。

【違約金の計算方法】

$$\text{違約金} = A - (B + C2) / (B + C1) \times A$$

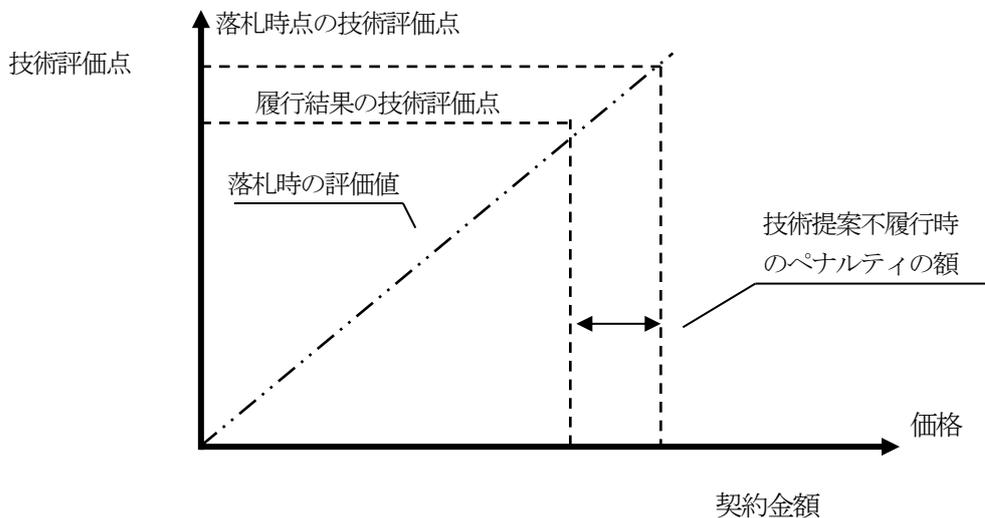
A : 当初の契約金額

B : 標準点 (100)

C1 : 入札時の提案内容に基づく加算点

C2 : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

【技術提案不履行の場合の違約金の算定例】



(2) 評価項目毎のペナルティについて

① 工事途中における主任（監理）技術者の変更

工事途中で主任（監理）技術者を変更する場合、又は専任配置を要しない期間がある工事で主任（監理）技術者を途中変更する場合、必要となる届出等を行うとともに、受発注者間で契約後の技術者の基礎点および配置予定技術者の施工経験を確認してください。変更後の技術者の評価内容が、入札当初の基礎点および配置予定技術者の施工経験の評価点と比して同点数以上でないときはペナルティとして工事成績評定点から5点を減じることとします。

ただし、病気・退職等で職務遂行が不能である場合、受注者の責めによらない理由による工事の一時中止といったやむを得ない理由による変更の場合に限りペナルティを講じません。なお、

総合評価落札方式においては、品質確保という観点から入札時に技術者の評価を実施しておりますので、可能な限り同等以上の技術者を配置いただけるようお願い申し上げます。

※当該工事で、技術者の基礎点および配置予定技術者の施工経験の項目のうち、評価対象となっている項目の合計点数が同点数以上であることを求めています。各項目において同点数以上となる必要はありません。

※技術提案書に配置予定技術者を2人記入した場合は、2人の評価項目ごとに低い方の評価を採用して企業の評価点としています。変更後の技術者の基礎点および配置予定技術者の施工経験の評価点は、企業の評価点を上回ればペナルティの対象とはなりません。

※建設共同企業体による共同施工の場合の技術者の変更は、構成員である企業ごとに評価します。

※変更後の技術者が契約年度における基礎点制度申請のない技術者である場合は、総合評価システムで基礎点を申請し、それとは別に配置予定技術者の施工経験に関する資料を工事担当課に提出いただきます。

※年度をまたいで実施する工事において、契約の次年度以降に技術者を変更する場合は、契約年度に施行しているガイドラインにより基礎点を算出します。

提出物の時点は、技術者変更時点の資料とします。

基礎点を所管する建設局技術管理課にて、総合評価システムによる申請か、または別の方法での申請を指示しますので、従ってください。

変更時の計算例

※ 想定

特別簡易型で、JV2社（代表企業A社、構成員B社）による施工。代表企業A社が技術提案で配置予定技術者を2人記入し、そのうちの1人を実際に監理技術者として配置したが工事途中で変更した。B社は配置予定技術者を1人記入し、主任技術者として配置したが工事途中で変更した。

四角で囲った方が、代表企業で評価対象となる点数。

評価項目	代表企業A社		構成員B社
	配置予定技術者①	配置予定技術者②	配置予定技術者
配置予定技術者の施工経験	2	3	3
配置予定技術者の 工事成績評定点の実績	2	1.5	0
配置予定技術者の所持資格	2	1	2
過去1カ年度間の CPD(S)制度の取得実績			
安全活動への取組状況	1	1	0
合計	5.5		5



A社の監理技術者の変更

評価項目	変更した 監理技術者
配置予定技術者の施工経験	3
配置予定技術者の 工事成績評定点の実績	1
配置予定技術者の所持資格	0
過去1カ年度間の CPD(S)制度の取得実績	
安全活動への取組状況	2
合計	6

→A社の評価点が、技術提案時の5.5点以上なのでペナルティの対象とはなりません。

B社の主任技術者の変更

変更した 主任技術者
2
0
1
0
3

→JVの評価点が、技術提案時の5点以下なのでペナルティの対象となります。

② 一次下請の市内業者活用状況の不履行

契約後、受注者から提出される下請業者選定通知書等により、一次下請における市内業者の活用状況を確認します。技術提案で「本工事の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する」としていたにもかかわらず、一次下請において市内業者が使用されなかったまたは自社施工でなかった場合は、ペナルティとして工事成績評定点から5点を減じることとします。

③ ICT活用工事等の取組状況の不履行

評価項目「ICT活用工事等の取組状況」において、実施すると提案していたにも関わらず実施が認められなかった場合は、ペナルティとして工事成績評定点から各5点を減じることとします。

各項目におけるペナルティ措置一覧

		工事成績評定 (未実施項目毎)	違約金	対象となる型式			
技術提案 施工計画	定性的評価	○ (-5点)			簡易型	標準型	高度技術 提案型
	定量的評価	○ (-5点)	○			標準型	高度技術 提案型
技術者変更		○ (-5点)		特別 簡易型	簡易型	標準型	
一次下請の市内業者活用状況		○ (-5点)		特別 簡易型	簡易型	標準型	
ICT活用工事等の取組状況		○ (-5点)		特別 簡易型	簡易型	標準型	

【特記仕様書記載例】

(技術提案に基づく施工)

受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。

(技術提案が履行されない場合の措置)

受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、
(定量的評価の場合) ペナルティとして、実際に確認できた数値に基づき技術評価点数の再計算を行い、落札時との点差に対応した金額を違約金として発注者に支払うものとし、併せて工事成績評定を未実施の項目ごとに5点減じるものとする。
(定性的評価の場合) ペナルティとして、工事成績評定を減じることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに5点を減じる。

(3) 技術提案等の虚偽等に対するペナルティ

虚偽による技術提案等の提示等、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、千葉市の規定に基づき、当該入札参加者に対し指名停止措置等を行うものとします。

2-11 完成検査時における技術提案等に対する評定方法

総合評価落札方式において、受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づく施工が義務付けられます。このため、当該提案どおり施工された場合でも、完成検査時においては、当該提案の評価内容に対し、高度技術力、創意工夫及び地域への貢献度等の項目において成績評定の加算は行いません。

3 基本的運用

3-1 用語の定義

○「本市発注」とは

本市契約課が契約する工事に加えて、千葉市都市整備公社、千葉市住宅供給公社、千葉市水道局及び千葉市病院局が発注する工事を含みます。

建設業法第2条第1項に規定する建設工事かつ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事とし、委託や修繕は含まれません。

○「国・千葉県発注」とは

国発注

国土交通省、他省庁、法人税法第2条第5号により規定される公共法人のうち国立大学法人・大学共同利用機関法人・独立行政法人・日本下水道事業団及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人が発注する工事

千葉県発注

千葉県、千葉県道路公社、(一財)千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、(公財)千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社及び旧(社)千葉県農業開発公社(平成19年3月31日解散)が発注する工事

○「本市・国・千葉県発注以外」とは

コリンズ登録対象機関で「本市・国・千葉県」以外が発注する工事

(注)コリンズは、(一財)日本建設情報総合センターが管理する、企業が受注した公共工事または業務の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事・業務実績情報データベースであり、登録できる発注機関は、国の機関、都道府県・市区町村等の地方公共団体、公共法人、公益法人、公益民間企業等の公共機関等です。「公共機関等」の詳細は「コリンズ・テクリスの登録等に関する規約 第3条 二十四号」によります。
鉄道会社や電力会社、ガス会社などの民間企業も含まれることにご留意ください。

○「国・地方公共団体発注」とは

上記の、「本市発注」「国・千葉県発注」に加え、都道府県・市町村、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び地方道路公社法に基づく地方道路公社が発注する工事とします。

○「同種工事」とは

発注者が工事案件ごとに定めるものであり、実施要領書に「同種工事の定義」が明記されます。

○「配置予定技術者」とは

建設業法第26条に規定される主任技術者又は監理技術者のことです。

○「過去〇年間」とは

入札公告日から遡った〇年間のことです。(入札公告日は含みません。)

例. 入札公告日が平成28年7月24日で、過去5年間と定義される期間は、平成23年7月24日～平成28年7月23日となります。

- 「過去〇ヵ年度間」とは
入札公告日の属する年度を除く、直近の過去〇ヵ年度間のことです。
例. 入札公告日が平成28年7月24日で、過去1ヵ年度間と定義される期間は、
平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日 となります。

- 「過去〇年間に完成した・・・」の「完成」とは
完成検査が完了した日の時点とします。(認定書に記載される完成検査日)

- 「契約金額」とは
完成日時点の契約金額のことです。(最終契約金額のことであり、契約当初の契約金額ではありません)

3-2 技術提案等の評価方法

(1) 欠格と書類不備

欠格とは、提出された技術提案（基礎点制度申請を含む）が評価されず、落札候補者になることができないことをいいます。

書類不備とは、提出された技術提案に誤記や添付書類不備等があった場合、関係する評価項目について得点を与えません。この場合、欠格とはなりません。

以下に欠格・書類不備となる主な事例を示します。（欠格・書類不備となる事例はこの限りではありません）

項目	種別	事例
技術提案等の提出について (全般)	欠格	<p>技術提案書が入札公告に指定された期間内に提出されない。 ※入札参加企業的环境により、システムへのアクセスやインターネットへの接続ができなかった場合を含みます。</p> <p>建設共同企業体（JV）による共同施工の場合に、添付資料の「建設共同企業体協定書（写）」の内容が、入力された構成員と合致しない場合</p> <p>必要に応じて設定した最低限の要求要件を満たさない提案をした場合。</p> <p>各種法令・規則等で定める事項を満たしていない。</p> <p>提出された添付資料の不誠実が明らかなる場合（他者に資料を作成させる、他者の資料を丸写しにする等）。 ※この場合、関係した全ての業者の資料を不誠実なものとして取扱います。</p>
	書類不備	<p>提出された技術提案や添付資料に誤記や不備があった場合。 ※軽微な字句の誤謬等、明らかに単純な記載ミスと確認できるものは除くものとします。 ※技術提案等資料の添付書類（PDF ファイル）において、画質が悪く内容を読み取れない場合は、読み取れない評価項目のみ不備とします。</p>
様式第3号 【施工計画（簡易型）】 様式第4号 【技術提案（標準型）】 様式第5号 【技術提案にかかる施工計画 （標準型）】	欠格	<p>様式第3号【施工計画（簡易型）】、様式第4号【技術提案（標準型）】、様式第5号【技術提案にかかる施工計画（標準型）】が未提出または白紙である。</p> <p>様式第3号【施工計画（簡易型）】、様式第4号【技術提案（標準型）】、様式第5号【技術提案にかかる施工計画（標準型）】の中に企業名が特定できる記載がある。 ※施工計画等に記載された事項のみが評価の判断材料であることから、具体的な企業名が記載されていなければ欠格要件には該当せず、その内容が、求める提案内容に合致し効果があると判断されれば評価、合致していなければ評価しません。 ※記載内容が明らかに不誠実な場合などは欠格となることもあります。 ※具体例を5-4技術提案書の作成（5）施工計画（簡易型）（6）技術提案（標準型）（7）技術提案に係る施工計画（標準型）の章に示します。</p>
		<p>実施要領書で求めた項目と明らかに異なる提案がされている場合。</p> <p>「技術提案に係る施工計画」が「技術提案」に関連する施工計画の内容になっていない場合。</p>
		<p>提出枚数が指定枚数を超過している。</p>
	書類不備	<p>共通仕様書、施工管理基準及び特記仕様書等において千葉市が定める基準を満たしていない。</p> <p>定められた書式を使用していない。または、定められたフォント又は大きさではない。旧書式を使用している。</p>
		<p>建設共同企業体として提出することとなっているにも関わらず、構成員ごとに作成されている。</p> <p>実施要領書に定める項目数の2倍を超えて技術提案をしている。</p>

<p>【同種工事の施工実績】 【配置予定技術者の施工経験】</p>	書類不備	添付資料により評価基準を満たしていることが確認できない。
		建設共同企業体による共同施工の場合、代表構成員のみ提出することとなっているにも関わらず、その他の構成員も本書を提出している。
		認定書のみが添付され、工事内容が確認できない
		コリンズ竣工登録ではなく、変更登録が添付されているため竣工したことが確認できない。
		公告日より過去15年間に完成した工事ではなく、公告後に完成した工事の実績を提出している。
		企業の商号・名称に変更があった場合、変更になったことがわかる資料の添付が必要だが、添付されていない。
基礎点制度申請について	欠格	定められた提出期限までに、基礎点制度申請がされない場合。 ※入札参加企業環境により、システムへのアクセスやインターネットへの接続ができなかった場合を含みます。
		定められた提出期限までに、企業及び技術者のどちらか一方でも基礎点制度申請をしていない。配置予定技術者を2人あげている場合に、どちらか一方でも基礎点制度申請をしていない。 JV案件の場合、代表構成員は企業および技術者の基礎点制度申請をしているが、構成員が企業や技術者の基礎点制度申請をしていない。
	書類不備	添付資料によって、記載内容を証明できない場合。

(2) 建設共同企業体による共同施工の場合の評価方法

建設共同企業体による共同施工の場合は、代表構成員、構成員となるすべての企業が各々の企業及び配置予定技術者の基礎点制度申請を期日までに実施してください。参加する企業および配置予定技術者の全ての基礎点制度申請が期日までに実施されていない場合は欠格となります。

技術提案等に関する資料の提出は、代表構成員が提出してください。

建設共同企業体の場合、評価項目ごとの評価方法は、下表によることを原則とします。

評価項目・配点

評価項目	評価項目詳細	技術提案等提出方法	評価方法	
技術提案	技術提案 【総合的なコスト削減に関する事項】 【工事的物の性能、機能の向上に関する事項】 【社会的要請への対応に関する事項】	代表構成員が提出	共同企業体として評価	
	技術提案に係る施工計画			
	施工計画（簡易型）	代表構成員が提出	共同企業体として評価	
	同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	代表構成員の実績を提出	代表構成員の実績・経験を共同企業体として評価
	配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	代表構成員の配置予定技術者の施工経験を提出	
	事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	/	構成員のうち1社でも該当する場合、按分せず減点
		過去1年間の指名停止措置の有無 （公衆損害事故を理由として措置を受けた場合）		
過去5年間の指名停止措置の有無 （贈賄等を理由として措置を受けた場合）				
低価格入札状況	過去1年間の低入札調査対象工事の不良工事実績			
ICT活用工事等の取組状況	本工事におけるICT活用工事等の取組状況	代表構成員が提出	共同企業体として評価	
一次下請の市内業者活用状況	本工事における一次下請の市内業者活用状況			
企業の基礎点	工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	構成員ごとに提出	構成員ごとに評価し、出資比率で按分 【按分の例】 代表者A（出資比率60%） 構成員B（出資比率40%） Aの評価点 8 Bの評価点 6.5の場合 $8 \times 0.6 + 6.5 \times 0.4 = 7.4$ （小数点以下2位切捨て）
	契約後VE方式の実績	過去1ヵ年度間の契約後VE方式による技術提案の実績		
	労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況		
	災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の4月1日時点の千葉市災害等協力者名簿登載の有無		
	品質確保への取組状況	入札公告年度の4月1日時点のISO9001・ISO14001・エコアクション21の取得状況及び災害時事業継続計画の策定状況		
	災害活動ボランティア活動の実績	過去1ヵ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績		
技術者の基礎点	配置予定技術者の工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	構成員ごとに提出	
	配置予定技術者の資格等	配置予定技術者の所持資格	※配置予定技術者すべての基礎点が申請されていないと欠格となります。	
		過去1ヵ年度間のCPD(S)制度の取得実績		
安全活動への取組状況	過去5年間における安全に関する講習の受講実績、または過去5年間において、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取組み実績			

3-3 総合評価落札方式運用支援システムの利用

令和2年4月1日公告分以降の総合評価落札方式において、WTO案件を除き、標準型、簡易型、特別簡易型、特別簡易型（実績育成タイプ）を対象に、総合評価落札方式運用支援システム（以下「総合評価システム」という）を導入することとなりました。高度技術提案型及びWTO案件においては、これまでどおりメールでの提出となります。

総合評価落札方式にご参加いただくためには、総合評価システムの利用登録をしていただき、総合評価システムを利用して企業及び技術者の基礎点制度申請、及び技術提案書を提出する必要があります。

3-4 総合評価システムの適用外とする場合

(1) WTO案件の場合

WTO案件においては、「事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」と定められているため、「企業の施工能力」「企業の社会性・信頼性」の項目は設定せず、「企業の技術力」のみの提案を求めます。

企業は、入札公告で示したメールアドレス宛てに、以下のとおり提出してください。

※メールの送付先は、総合評価落札方式技術審査会の庶務を担当する課（以下「庶務担当課」という）となります。

【提出物】

- ① 様式第2号の2【技術提案等提出書】
 - ② 様式第3号【施工計画（簡易型）】 ※簡易型の場合
 - ③ 様式第4号【技術提案（標準型）】 ※標準型の場合
 - ④ 様式第5号【技術提案に係る施工計画（標準型）】 ※標準型の場合
- 様式は、ガイドラインの末尾に示します。

様式ごとにそれぞれ1ファイルずつPDFファイル形式で保存してください。

ファイル名は、以下のとおりとしてください。

- 【〇〇〇】技術提案等提出書.pdf
- 【〇〇〇】施工計画（簡易型）.pdf
- 【〇〇〇】技術提案（標準型）.pdf
- 【〇〇〇】技術提案に係る施工計画（標準型）.pdf

〇〇〇のところには、企業名称または建設共同企業体の名称を入れてください。

「施工計画（簡易型）」「技術提案（標準型）」「技術提案に係る施工計画（標準型）」の書面に、提出した企業または建設共同企業体が特定できる記載があった場合は欠格とします。ファイル名に企業名称または建設共同企業体の名称を正確にご記載ください。

※庶務担当課が工事担当課に、ファイルを送付しますが、企業名称または建設共同企業体の名称がわからないようにファイル名を変更します。

（例：A社、B社・・・）

WTO案件では、入札参加企業及び配置予定技術者の基礎点制度申請は必要ありません。

(2) 高度技術提案型の場合

高度技術提案型は、平成18年4月18日付国地契第6号、国官技第13号、国営計第12号にて、国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長より、各地方整備局総務部長、企画部長、営繕部長あてに発された高度技術提案型総合評価方式の手續について（通知）を参考とすることとする。

高度技術提案型においては、他の型式とは実施手順等異なります。

企業は、入札公告で示したメールアドレス宛てに、以下のとおり提出してください。

※メールの送付先は、工事担当課となります。

なお、提出物等については、設計図書として配布する実施要領書をご確認ください。

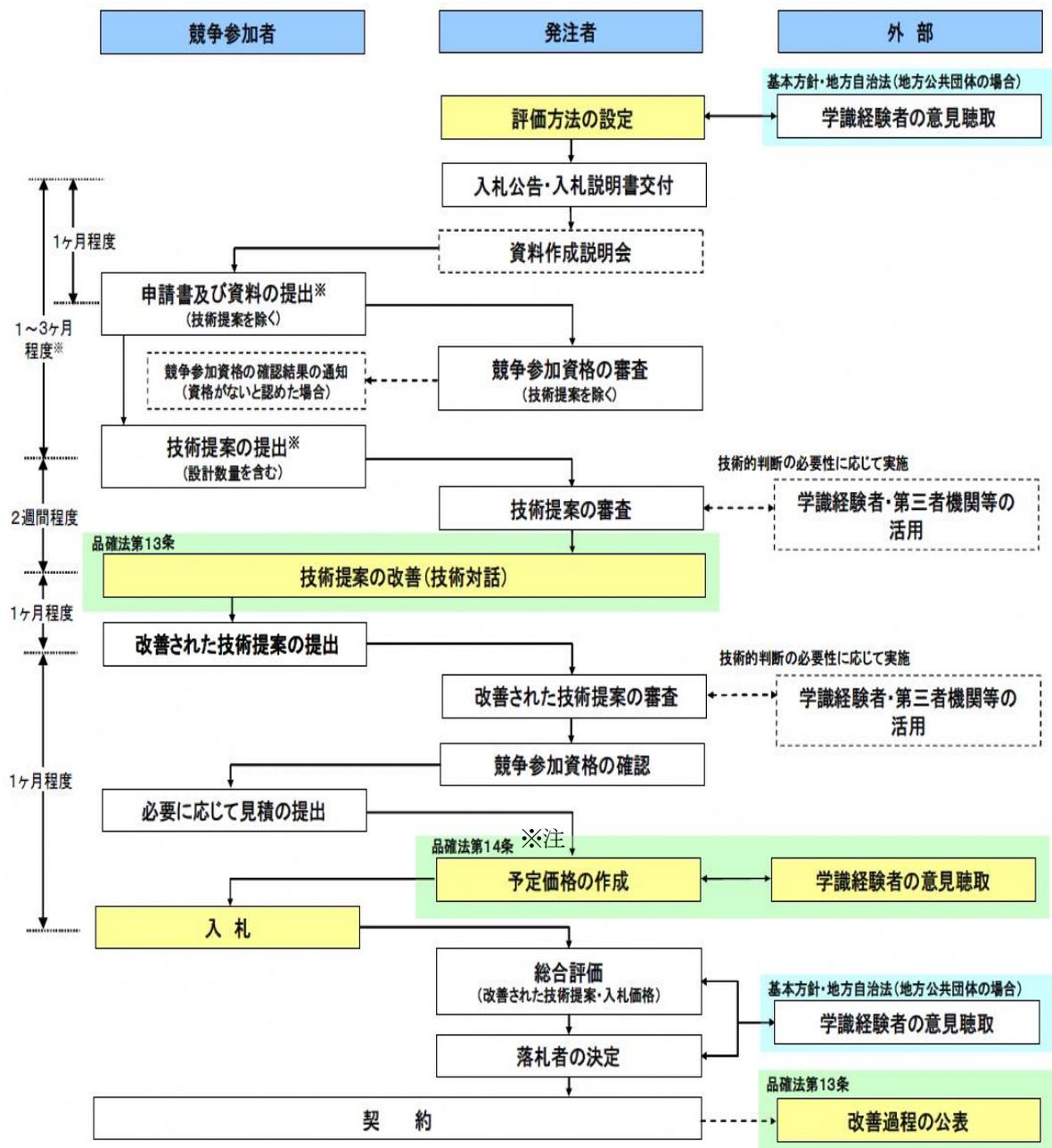
高度技術提案型では、入札参加企業及び配置予定技術者の基礎点制度申請は必要ありません。

(参考) 高度技術対案型適用の考え方とフロー

出展：高度技術提案型総合評価方式の手續について

表 1-1 高度技術提案型の適用の考え方

分類		標準案の有無	求める技術提案の範囲	発注形態の目安
I型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事目的物 ・ 施工方法 	設計・施工一括
II型	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無 (複数の候補有)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事目的物 ・ 施工方法 	設計・施工一括
III型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める) 	設計・施工分離



※ I型及びII型の場合は2~3ヶ月程度、III型の場合は1~2ヶ月程度を基本とする。
 なお、III型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

図 2-1 高度技術提案型の入札・契約手続フロー

※注：令和2年4月現在、予定価格の作成は品確法第19条に基づきます。

(3) 災害等による特例

入札参加者の責によらない事情により、総合評価システムが利用できない状況となった場合に、総合評価システム以外の方法での提出方法を認める場合があります。

まずは、千葉市技術管理課へご連絡をください。総合評価システム以外の方法での提出方法を認める場合には、所定の書式をメールまたは直接窓口へ提出いただく、所定の書式に手書きで記載いただき提出いただくなどの方法を状況に応じてご案内します。

千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）

(総合評価システム以外の方法での提出方法を認める場合の例)

- ① 総合評価落札方式運用支援システムのサーバに不具合が生じた。(千葉市の責任)
- ② 停電や通信遮断により、パソコンの立ち上げやインターネットへの接続ができない。(自然災害によるもの、第3者の起こした事故や火災によるもの、または電力会社や通信会社の責によることなどが確認できた場合)
- ③ 上記②が長期化し、代替手段を講じることができない場合。(変更可能な通信会社が存在しない、別の通信会社と契約をしようとしたら混んでいて日数を要し参加しようとしている入札に間に合わないなど。)

※各企業の設備、入居する建物にまつわる不具合や、操作不案内により総合評価システムへ接続できない等の事情では、特例は認めません。

重要

総合評価システムが利用できる状況となってから、特例による申請・提出内容を、再度システムに入力いただくようお願いすることがあります。

4 総合評価システムの運用

4-1 総合評価落札方式運用支援システムの利用登録

総合評価落札方式の入札に参加する際に、企業情報及び参加する案件に配置を予定している技術者の情報が登録されている必要があります。利用登録は初回のみです。変更がなければ年度が変わっても更新の必要はありません。

その後は、新たな技術者を追加する場合、登録済みの企業・技術者情報に変更や修正があった場合、退職等により技術者の情報を削除する場合などは、随時更新をおねがいします。

総合評価落札方式の入札において入力いただく企業及び所属の技術者の情報と、本市が所持している情報と突合するために、企業番号（k から始まる 4 桁の番号 k****）、技術者番号（g から始まる 4 桁の番号 g****）を発行し、総合評価システムに登録します。発行後、番号は変更しませんので登録情報としてお控えください。番号は、登録済み情報を変更・修正する場合、または、建設共同企業体（JV）による施工案件の場合に使用します。

(1) 登録方法

千葉市総合評価落札方式のホームページ「千葉市総合評価落札方式運用支援システムの利用登録及び登録内容の変更」をご参照ください。ホームページに掲載の案内に従って、千葉市技術管理課宛に申請してください。システムが利用できるようになるまで、申請から 1 週間以内を見込んでおります。

入札参加及び配置予定技術者の決定後に、システム利用申請をすることも可能ですが、基礎点制度申請の期限が、公告後概ね 10 日となっておりますので、システムの利用登録に要する日数も考慮の上、できるだけ早くシステム利用登録の申請をしてください。また、可能であれば入札参加の予定がない場合も、企業の情報のみ先行して登録しておくことをお勧めさせていただいております。

(2) 登録内容

登録いただくのは、企業及び企業に属する配置予定技術者です。

登録内容は、総合評価システムにログイン後に「利用登録の内容」の画面から確認が可能です。

1) 企業

	登録事項	登録内容の例
1	商号又は名称	千葉市役所建設株式会社 ※1
2	所在地	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
3	代表者職氏名	代表取締役社長 市役所太郎
4	メールアドレス	〇〇〇〇@chibaba.jp ※2

※1 契約課の入札参加資格審査申請、ちば電子調達システムと同じ商号又は名称を入力してください。

※2 登録のメールアドレスに、総合評価システムへのログイン時に、毎回違うワンタイムパスワードを送信します。また、基礎点制度申請等の際に、申請内容に関する確認がある場合にはメールを送信しますので、個人的なメールアドレスではなく、企業として常時使用しているパソコンのメールアドレスをご登録ください。

2) 企業に属する技術者の情報

	登録事項	登録内容の例
1	氏名	技術 花子
2	生年月日	昭和 47 年 11 月 25 日
3	性別	女性

※ 女性技術者を登録する場合は、利用登録時に、被保険者番号等をマスキング（黒塗り）した健康保険被保険者証の写しを提出してください。

※ 所属企業からご提供いただいた技術者の氏名・生年月日等の個人情報を、千葉市から所属企業以外に知らせることはありません。

(3) 利用登録完了

- ・千葉市から、利用登録完了の通知が、自動送信メールで届きます。これ以降、総合評価システムにログインすることができます。
- ・企業番号は、総合評価システムにログイン後の画面右上に表示されます。所属技術者の技術者番号は、総合評価システムにログイン後に、「技術者基礎点制度申請」の画面から確認が可能です。

(4) 企業情報の更新と登録情報の継承

商号・名称を変更した、所在地が変更となった、代表者が変更となった場合等には、システムを利用するための情報の更新をお願いします。

合併や分割等により商号・名称が変更になった場合、契約課に提出された、継承に関わる情報を元に、システム内にある企業の基礎点を引き継ぎます。

重要！！ 技術提案における過去15年間における「同種工事の実績」の提出時の注意
同種工事の実績は、システム内のデータから判断することではなく、コリンズや契約図書をご提出いただくことで、実績を確認します。
過去15年間の間に、商号・名称の変更があった企業は、コリンズや契約図書と合わせて、変更履歴のわかる登記簿、株主総会資料、沿革の記載された会社パンフレット等の印刷物、URLの確認できるホームページをプリントアウトしたものを、コリンズや契約図書と一緒に提出してください。

(5) 技術者情報の更新と登録情報の継承

① 転職の場合

新規の所属企業から、技術者の利用登録をしてください。その際に以前の所属企業または技術者番号をお知らせいただけましたら、旧企業での工事实績（評定点）も「技術者の実績」については引き継ぎます。（「企業の実績」は旧企業のものとなります）また、過去に基礎点制度申請履歴がありましたら、期限のない所持資格や期限内の講習受講履歴なども引き継ぐことができます。技術者番号は変更となりません。

新規の所属企業で実施した工事实績（評定点）は、旧所属企業からは閲覧できません。

② 退職の場合

退職された技術者の技術者番号の使用は停止しますので、自社を退職した職員については、必ず利用者情報を更新してください。退職者が退職前に主任技術者等を務めた工事の実績（評定点）は、退職をご連絡いただいた後も「企業の実績」として残ります。

なお、同一の技術者について、新たな所属企業から転職の利用登録がされ、旧所属企業から退職の手続きが取られても、問題ありません。

※鈴木太郎さん（技術者番号g1234）が平成30年度途中、「下水道排水施設工事（千葉市役所30-1工区）」完成後に、A社からB社に転職した場合

完成年度	主任（監理）技術者として実施した工事名	評定点	新規所属企業実績	旧所属企業実績
			技術者(g1234)実績	技術者(g1234)実績
H30 (転職後)	中央区役所1号線外2舗装改良工事(中30-1)	76点	○ ○	
H30 (転職前)	下水道排水施設工事(千葉市役所30-1工区)	80点	○	○
H29	千葉市役所29号線道路改良工事(中29-1)	79点	○	○

③戸籍氏名の変更

戸籍氏名が変更になった場合、お手数ですが総合評価システムの利用登録情報の更新をお願いします。

なお、総合評価システムの利用登録情報の更新をいただくことで、総合評価落札方式の基礎点制度申請、技術提案の提出に係る情報の更新をしますが、他の目的に使用することはできませんので、現在施工中の工事案件について、工事担当課及び契約課に技術者の氏名変更について届出等は必要です。

4-2 システム利用環境

(1) 総合評価落札方式運用支援システム利用環境について

総合評価システムは、パソコンのブラウザ上で動作するシステムです。スマートフォン、タブレット等からの使用は想定しておらずサポート対象外となります。

ネットワーク接続環境

- ・インターネットへの接続手段を持つこと
- ・次のプロトコルが通過可能であること (HTTPS)
- ・電子メールが送受信できる環境にあること (SMTP、POP3 等)

OS

- ・Windows10 32bit 64bit
- ・Windows10Pro 32bit 64bit
- ・Windows11

解像度

- ・1024x768 (XGA) 以上

ブラウザ

- ・Microsoft Edge

※これ以外のブラウザ (Google Chrome, Safari, Firefox, Internet Explorer 等) は、サポート対象外となっており、動作の保証ができません。

メールの受信設定

基礎点申請の確認を終了した旨の通知や、修正や確認を依頼したい場合などに、総合評価システムからメールを送信します。以下のメールアドレスからの受信が可能なように設定をお願いします。

sogohyokasupportsystem@city.chiba.lg.jp

※なお、総合評価システムから送付するメールは送信専用メールであり、こちらに返信することはできません。

その他必要なソフトウェア

- ・Adobe Acrobat Reader

(2) ブラウザ「Microsoft Edge」の設定

必要な設定

- ① ポップアップブロックを「解除」する
- ② Cookie 処理を「許可」する
- ③ JavaScript を「有効」にする

以下、参考に手順を示します。ここに示す手順は参考であり、ご使用の環境等により、このとおりに表示されないこともあります。パソコンやブラウザの設定については、お問い合わせいただいても、千葉市職員ではわかりかねますので、各社にてご対応ください。

① ポップアップブロックを「解除」する

手順1 Microsoft Edge を起動し、
メニュー右上の「…」をクリックし、「設定」をクリック



手順2 「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックし、「ポップアップとリダイレクト」をクリック



手順3 「許可」の欄内の「追加」をクリック

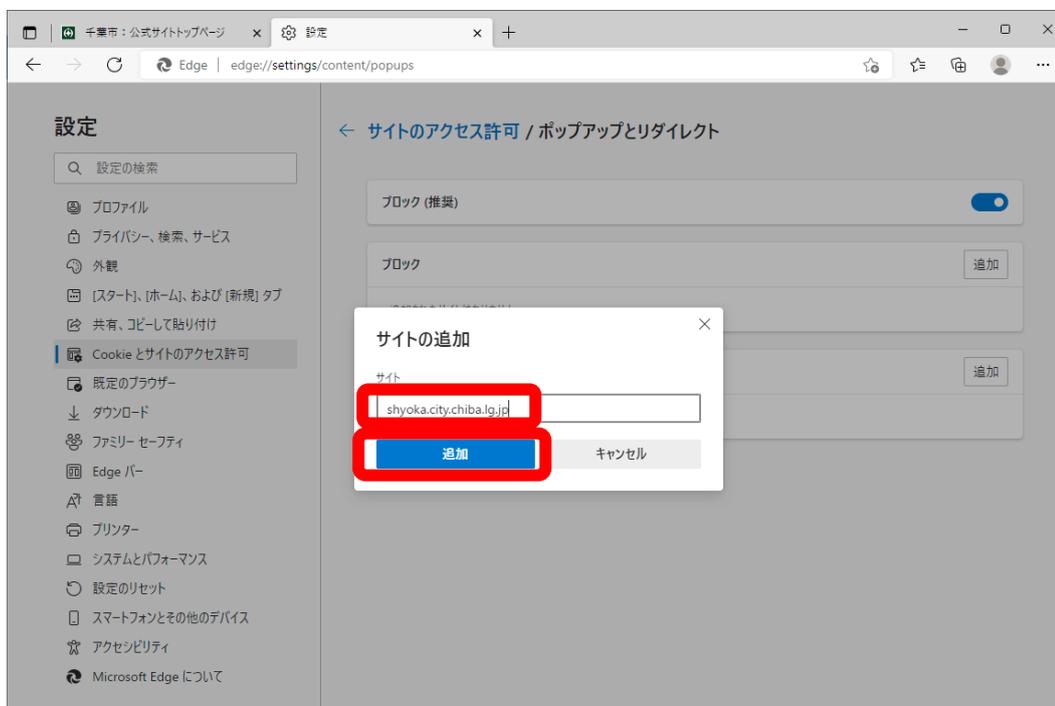


手順4 「サイトの追加」ウィンドウが表示されるので、

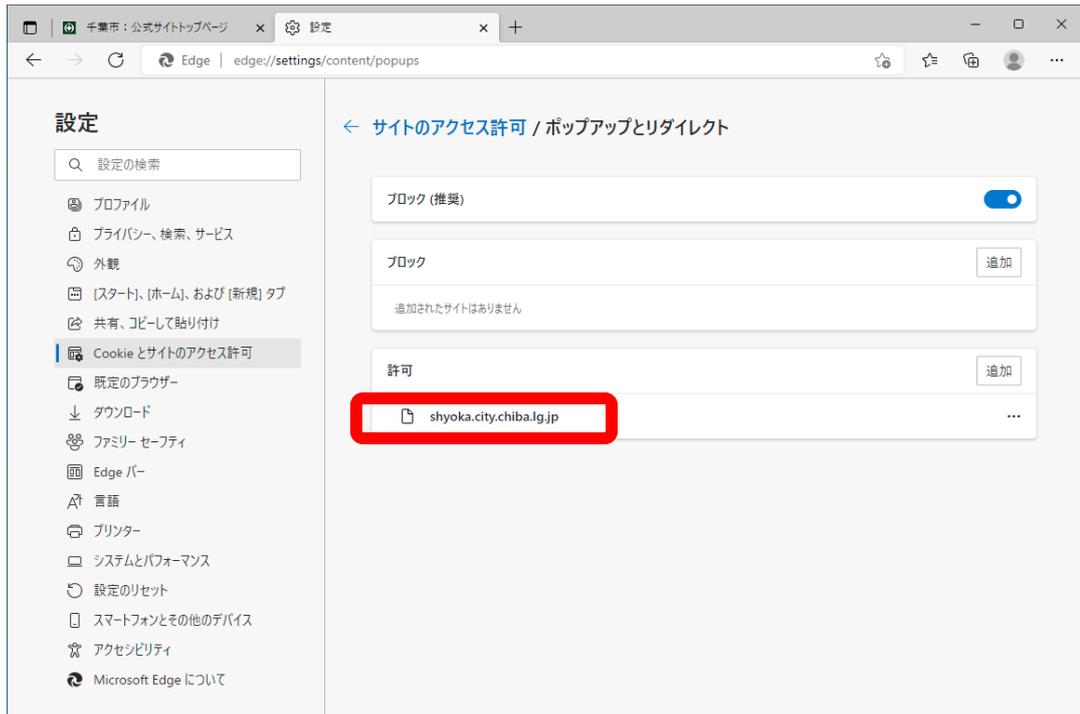
shyoka.city.chiba.lg.jp

←※コピペしてください

を入力して、「追加」をクリック



手順5 「許可」の欄内に「shyoka.city.chiba.lg.jp」が追加されたのを確認できたら完了です



② Cookie 処理を「許可」する

手順1 ※手順1は、ポップアップブロックの解除と同様です

Microsoft Edge を起動し、メニュー右上の「…」をクリックし、「設定」をクリック

手順2 「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックし、「Cookie とサイトデータの管理と削除」をクリック



手順3 下図のように「Cookie データの保存と読み取りをサイトに許可する (推奨)」を有効にし、「サードパーティの Cookie をブロックする」を無効にする

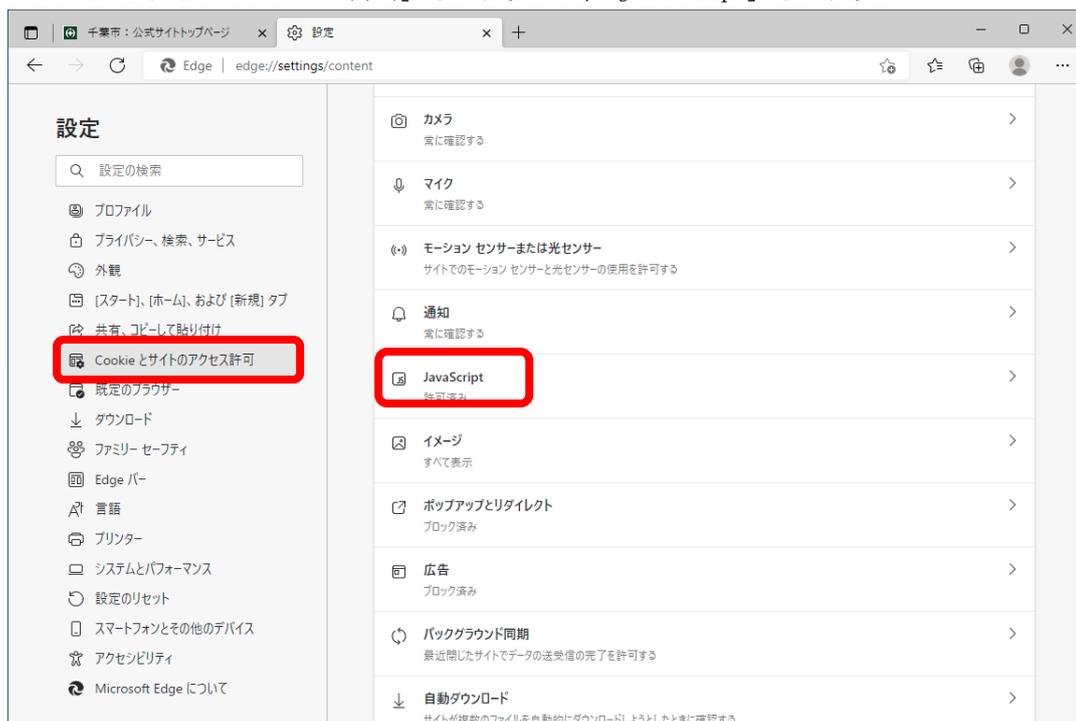


③ JavaScript を「有効」にする

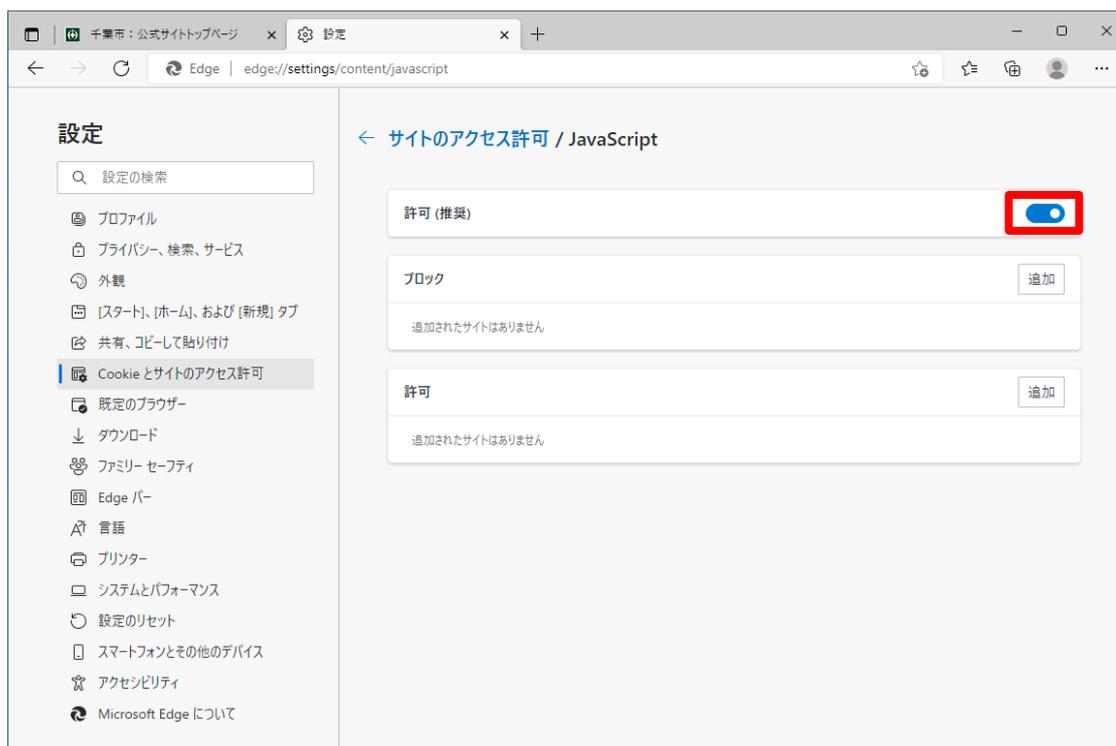
手順1 ※手順1は、ポップアップブロックの解除、Cookie 処理を「許可」すると同様です。

Microsoft Edge を起動し、メニュー右上の「⋮」をクリックし、「設定」をクリック

手順2 「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックし、「JavaScript」をクリック



手順3 下図のように「許可 (推奨)」を有効にする



4-3 ログイン

総合評価システムへのログインは以下のとおりです。

千葉市総合評価落札方式
運用支援システム

ユーザ認証

ログイン手順

- 1) 登録済のメールアドレスを入力し、「ワンタイムパスワード発行」ボタンを押下
※ 本システムを利用するには事前登録が必要です。
- 2) 再度、メールアドレスとメールで送付されたワンタイムパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押下

メールアドレス

パスワード

ワンタイムパスワード発行 ログイン 終了

ログイン方法

- ① 「メールアドレス」欄に、利用登録の際に登録したメールアドレスを入力し、「ワンタイムパスワード発行」を押下します。
- ② 登録したメールアドレス宛に、パスワードが送付されます。
- ③ 送付されたパスワードを「パスワード」欄に入力し、「ログイン」を押下します。
※メールに送付されたパスワードを、右クリックから貼付けできない場合は、「パスワード」欄にカーソルがある状態で「c t r l」キーと「v」キーを同時に押すことで貼付けできます
※利用登録については、4-1 総合評価落札方式運用支援システムの利用登録を参照のこと

ワンタイムパスワードについて

ワンタイムパスワードは、発行されてから10分間のみ有効です。
1度ログインしたパスワード（及びログインを失敗したパスワード）では、再度使用できません。
発行後、10分以上たってからログインしたい場合は、再度ログイン方法①②の操作をして、送信された新しいパスワードをご利用ください。

同一企業内で、複数人同時にログインすることも可能ですが、保存した場合は上書きされますので、同一の基礎点制度申請や技術提案を同時に操作しないようご注意ください。

タイムアウトについて

本システムは、ログインからしばらくたつと、自動的にログアウトします。
また、インターネットの接続状況により、ログイン状態が継続しないこともあり得ます。
予期せぬログアウトにより、入力中のデータを失わないように、まめに保存をしてください。

4-4 システム共通事項

(入力項目)

ガイドラインの説明において、以下の記号で説明します。

○は自動的に表示される項目を示します。

◎は自動的に表示される項目に対して、確認をする必要のある項目です。

◇は自動的に表示される項目に対して確認をしたうえで、さらに該当があれば追加で入力する項目です。

●は必須入力の項目です。

◆は該当がある場合に入力する項目です。(任意)

必須の箇所が入力されていないと「提出」することができず、エラー表示が出ます。

【重要】 申請作業の効率化を目的として、千葉市が把握している情報については、できるだけシステム内で表示するようにしておりますが、表示された情報は、必ず自社の資料との照合・確認をお願いします。

他システムからのデータ等と本システムの利用者とを照合しておりますが、データ内に、「崎」「高」「斉」「邊」など、類似の漢字が存在する場合や、各データの管理者ごとのルールの違いなどから、照合に至らない場合も考えられますので、重ねてお願い申し上げます。

表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

(ファイルのアップロード)

- ・ファイルをアップロードする場合は、1項目につき1ファイルにまとめてください。
 - ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください。【簡易型】施工計画（様式第3号）、【標準型】技術提案（様式第4号）及び技術提案に係る施工計画（様式第5号）については、各3MB以内としてください。
- ※証明すべき内容がわかれば、高画質である必要はありません。スキャナ時の画質設定などを工夫して下さい。
- ・ファイル形式はpdfファイルとしてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。エラー表示が出ます。)
 - ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑ ↑



「選択」：ご利用のパソコンから添付するファイルを選択するものです。

選択後も、ファイルの「状態」は「未登録」であり、添付ファイルはシステムには登録されていません。必ず画面右下の「保存」を押し、「状態」が「登録済」であることを確認してから作成・更新を終了してください。

「解除」：ファイル「選択」後に、保存前ファイルの添付を取りやめるものです。

「削除」：システムに取り込まれ「登録済」となり、保存されたファイルをシステムから削除します。画面右下の「保存」を押すと「未登録」となります。

「参照」：「登録済」のファイルを、画面に開いて確認することができます。状態が「未登録」のものはファイルを開いて確認することはできません。

(保存と提出)

- ・「保存」ボタンを押すと、作成中の技術提案書、または作成中の「企業」基礎点制度申請書、「技術者」基礎点制度申請書の全体が保存されます。
- ・「保存」をしても「提出」はされていません。提出する際には、ガイドラインの説明に従って提出をしてください。

(メニューの表示)

画面上段に以下のメニューが並びます。こちらの項目から実施したい項目を選択してください。

- 「企業」基礎点制度申請 一企業の基礎点制度申請書を作成・提出・内容確認をしたい場合
- 「技術者」基礎点制度申請 一技術者の基礎点制度申請書を作成・提出・内容確認をしたい場合
- 技術提案書 一技術者提案書を作成・提出・内容確認をしたい場合
- 作成・申請状況 一「作成中」「提出済み」「審査済み」等の状況確認をしたい場合
この画面から、各申請、提案の更新画面への移動もできます。
- 利用登録の内容 一システムに登録されている企業及び技術者情報の確認をしたい場合

メニューの表示

こちらに企業の名前が表示されます。

ログアウト

千葉市 CHIBA CITY

K9999 千葉市役所(株)

■「企業」基礎点制度申請 ■「技術者」基礎点制度申請 ■技術提案書 ■作成・申請状況 ■利用登録の内容

総合評価落札方式運用支援システム
上側のメニューから業務を選択してください。

総合評価落札方式では、以下の①～③の3種類の情報を評定の対象とします。

①企業基礎点 ※企業に関して、年度を通じて変更のない情報
「企業」基礎点制度申請の画面から、各年度1回だけ、以下のいずれかの期間に申請してください。
事前申請 年度当初の決まった期間に受け付けます。
随時申請 貴社がその年度の最初に、総合評価落札方式の案件に参加する際に、公告に定められた期間に申請をしてください。

②技術者基礎点 ※技術者に関して、年度を通じて変更のない情報
「技術者」基礎点制度申請の画面から、各技術者につき各年度1回、以下の期間に申請してください。
随時申請 その年度の最初に、当該技術者が、配属予定技術者となる総合評価落札方式の案件の入札公告に定める期間に、申請をしてください。※技術者は事前申請の期間は設けません

・基礎点は、内容に疑義があれば、申請者と千葉市とで互いにやり取りをさせていただき、確定後にメールで通知します。
確定した基礎点は、申請時に選択した案件の公告日以降のすべての案件に有効となります。通知メール後に、基礎点制度申請書を出力すると確定評価点が記載されています。
・同じ公告日の案件に複数参加する場合は、いずれか1件に対して申請をしてください。
・2度目の申請では、1度目の申請と内容が同じ場合は、「申請」を押しても申請できません。
・内容に変更があった場合は、入札公告に定める随時申請の期間内に再度申請をしてください。

③技術提案書
入札案件に参加の都度、必要な情報(配属予定技術者など)を入力して提出してください。
①②の基礎点制度申請について、申請中でまだ確定の通知前でも、技術提案書は提出可能です。
企業基礎点制度申請、配属予定技術者の基礎点制度申請がされていない場合は欠格となります。

こちらから、施工計画や技術提案等の書式をダウンロードできます。

▼提出様式のダウンロード

【簡易型】

- 様式第3号_施工計画

【標準型】

- 様式第4号_技術提案
- 様式第5号_技術提案に係る施工計画

終了

ログアウトを選択すると、ログアウトしてログイン画面に戻ります。
終了を押すとログアウトして、システムを終了します。

(サブメニューとタブの表示)

各メニューを選択すると、画面左側にサブメニューが並びます。
さらに、各サブメニューに対し、画面上部にタブが表示されます。
メニュー、サブメニュー、タブの関係は下表のとおりです。

千葉市 CHIBA CITY

ログイン日: 2019/4/10
所属年度: 平成31年度

▼技術提案書
●技術提案書作成・更新
●技術提案書提出・出力

▼提出様式のダウンロード
【簡易型】
●施工計画(様式0号)
【標準型】
●技術提案(様式0号)
●技術提案に係る施工計画(様式0号)

完了

技術提案書 - 技術提案書作成・更新 - 公合一覧

タブ

公合一覧 | 仕様情報 | JV | 技術者 | 施工計画書 | 竣工検収 | 竣工検収 | ICT | その他

XXX件表示されています。

選択	公合日	技術提案書 提出期間	工事名	業種	型式	施工 形式	状態
<input type="checkbox"/>	R01.00.21	R01.00.21	アクアリンクらびあり天井落下対策外工事	建築	特別簡易型	単独	作成中
<input type="checkbox"/>	R01.00.21	R01.00.21	真砂大橋耐震補強工事(委21-1)	土木	簡易型	JV	
<input type="checkbox"/>	R01.00.21	R01.00.21	採取雨水ポンプ増設電気設備工事(様21-1)	電気	単独簡易	単独	提出済

サブメニュー

並び替え | 条件1 | 条件2 | 条件3 | 再読み込み

作成・更新

5 各評価項目の評価基準及び運用

5-1 基礎点制度

「基礎点制度」とは、千葉市が入札参加者に求める技術提案における、企業及び配置予定技術者の施工能力及び社会性・信頼性を評価する項目のうち、実績等で事前把握が可能な評価項目について、あらかじめ評価を行い確認する制度です。

千葉市の総合評価落札方式の入札参加に際しては、総合評価システムによる基礎点制度申請が必須です。申請は「企業」と「技術者」それぞれに、各年度1回です。2回目以降は、内容に更新があった場合のみ申請を受付けます。

入札公告時に定められている基礎点制度申請期限までに申請が終了していない場合は、技術提案書の未提出として、欠格扱いとなります。なお、高度技術提案型及びWTO案件では基礎点の申請は必要ありません。

・基礎点制度評価・確認の手順

- ① 申請：企業から千葉市に対して総合評価システムを使用して申請をします。
申請画面に、千葉市で既に把握している情報を、自動で表示させている項目があります。

表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いいたします。

- ② 審査：千葉市は、企業からの申請を審査します。
審査の過程で、入力内容や添付資料に疑義がある場合は、千葉市から企業にメールにて連絡をします。メールに疑義の内容と期限を記載しますので、内容をご確認いただき、申請画面から該当項目の修正をして、再度申請をお願いします。
メールに記載の確認期限までに修正がなされなかった場合は、基礎点の申請を受理できないか、または該当項目について評価なしとして通知することとなります。
- ③ 通知：千葉市から企業へメールにて審査が完了したことを通知します。
この時点で、システムから出力した、基礎点制度申請書が通知済みの基礎点として、入札結果に反映されますので、必ずご確認いただき、疑義がある場合はすみやかにご連絡ください。
・申請に対し、千葉市が審査結果を通知した基礎点は、当該年度内は有効です。
- ④ 更新申請：当該年度内に、内容に変更が生じた場合は、「企業」基礎点の場合は参加する案件の、また「技術者」基礎点の場合は当該技術者が配置予定技術者となる案件の、それぞれ入札公告で定める期限までに、システム内の情報を更新して、再度申請を行ってください。
(例：新たに資格を取得した、安全講習を受講したなど。)

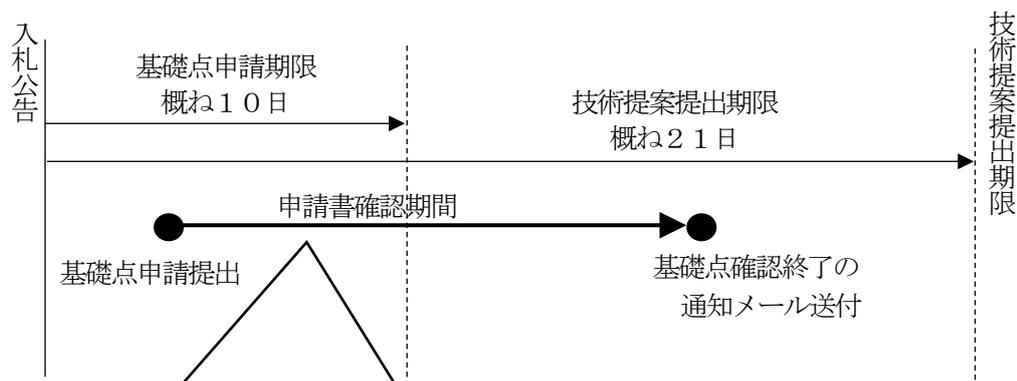
・申請・更新ができる期間

※以下の期間に申請できます。それ以外の期間に申請はできませんが、システム内で基礎点制度申請書を作成して保存しておくことは可能ですのでご利用ください。

【企業】 年度で初めて参加する総合評価案件の入札公告後

【技術者】 当該技術者が総合評価の案件で、年度の最初に配置予定技術者となる案件の入札公告後それぞれ、公告に記載された期限までに申請して下さい。(随時申請)

各案件の入札公告から概ね10日間の期限を申請期間として設定します。



この間、審査の過程で、入力内容や添付資料に疑義がある場合は、千葉市から企業にメールにて連絡をします。メールには期限を記載しますので、内容をご確認いただき、申請画面から該当項目の修正をして、期限までに再度申請をお願いします。

メールに記載の確認期限までに修正がなされなかった場合は、基礎点の申請を受理できない、または、該当項目について評価できずに通知することとなります。

技術提案提出期限までに、基礎点確認終了の通知メールを送付します。

「企業」基礎点制度申請_事前申請について

「企業」基礎点制度申請のみ、入札参加の有無にかかわらず申請を受け付ける期間を設けます。年度当初（例年：4月中旬～4月下旬）、当該年度の最初の工事公告案件に合わせて期間を設定しています。期間及び手続の詳細はホームページにてお知らせします。

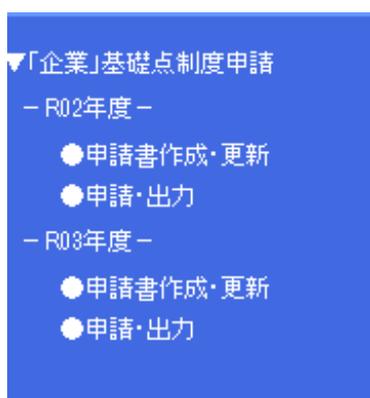
・前年度案件と今年度案件が重複する期間の、基礎点制度申請について

千葉市の総合評価落札方式における基礎点制度申請は、年度毎に実施いただきます。

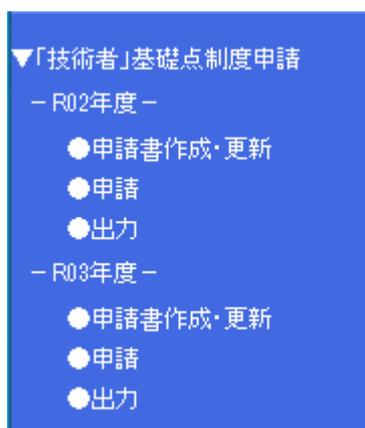
4月は、前年度の公告案件に対する基礎点と今年度の公告案件に対する基礎点の両方申請できる必要がありますので、システムでは、4月～5月は、サブメニューに以下のように表示します。年度の条件によって表示方法が異なります。



「企業」基礎点制度申請



「技術者」基礎点制度申請



作成・申請状況



該当の年度のサブメニューを選択してください。

(申請書「申請」は、公告案件がないと申請できません。)

6月以降、サブメニューに前年度が表示されなくなると、前年度の基礎点制度申請書はの確認・出力ができなくなります。前年度の基礎点制度申請書の確認・出力は、5月までに実施してください。

5-2 「企業」基礎点制度申請

手順

1) 申請書作成・提出

→ログイン

→画面上段のメニューから「企業」基礎点制度申請」を選択

→画面左側メニューから「申請書作成・更新」を選択

→画面上部のタブから必要項目を入力・確認しながら企業の基礎点制度申請書を作成

→作成・更新・保存

→画面左側メニューから「申請・出力」を選択

→申請（提出） ※申請を受理した旨のメールが送信されます。

基礎点は、年度に1回のみ申請いただけます。内容に変更なく2回目の申請がされた場合には、申請できない旨エラーメッセージが表示されます。

→現在の状況をPDFファイルに出力

(千葉市が審査をする過程で、入力内容や添付書類に疑問や不備があった場合、確認の依頼のメールが届く。メールに、再提出の期限が記載されます。)

2) 申請書修正・再提出

→ログイン

→画面上段のメニューから「企業」基礎点制度申請」を選択

→画面左側メニューから「申請書作成・更新」を選択

→画面上部のタブから必要項目を入力・確認しながら必要箇所を更新

→作成・更新・保存

→画面左側メニューから「申請・出力」を選択

→申請（再提出） ※申請を受理した旨のメールが送信されます。

※メールに記載の期限までに再提出がされない場合は、基礎点の通知ができない、または該当箇所は評価なしとして基礎点の通知がされます。

3) 基礎点通知

→千葉市から通知済みメールが届く

→画面左側メニューから「申請・出力」を選択し、出力したものが通知結果となります。

(必ず、通知内容を確認してください。)

(1) 工事成績評定点の実績

- ・過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種に係る契約金額500万円以上の本市発注の工事が評価対象となります。
- ・特別簡易型（実績育成タイプ）では、これから実績を育成することを目的としているため、実績の有無は評価の対象としていません。ただし、過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点が60点未満の場合は減点します。
- ・過去4ヵ年度間の平均点＝ Σ {年度平均点×実績件数}（各年度）÷総実績件数
（小数第2位以下四捨五入）
年度平均点＝各年度の合計点数÷各年度の実績件数（小数第3位以下四捨五入）

評価基準

標準型、簡易型、特別簡易型

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が80点以上	8
		－〃－ 80点未満75点以上	6.5
		－〃－ 75点未満70点以上	5
		－〃－ 70点未満65点以上	3.5
		－〃－ 65点未満60点以上	2
		－〃－ 60点未満	-4
		過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事の実績なし	0

特別簡易型（実績育成タイプ）

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事の実績なし	0
		－〃－ 60点未満	-1.5

入力画面

◎「工事成績評定点の実績」タブを選択して、表示内容を確認してください。

- ・ログインした企業が受注した、本市発注の過去4ヵ年度間に完成した、契約金額500万円以上の工事の一覧と成績評定が自動的に表示されます。
 - ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がない案件について、確認欄のチェックボックスにチェックをしてください。
 - ・過年度の企業基礎点申請でチェックをつけた工事は、すでにチェックが入っています。
 - ・実施したはずの工事が表示されない、内容に相違があるなどの場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いいたします。
- 入札参加者と千葉市との双方で確認作業を実施し、技術提案の提出期限前に疑義を解消するものとしします。**
- ・チェックが入っていない案件がある場合、「企業」基礎点制度申請の申請・出力の画面から申請する際に、エラーが表示され申請できません。

千葉県 CHIBA CITY

「企業」基礎点制度申請 - 申請書作成・更新 - 工事成績評定点の実績

XXX件表示されています。

工事成績評定点の実績

【千葉県発注の過去4年間に完成した工事】

確認	工事名	契約金額	工期From	工期To	業種	評点
<input type="checkbox"/>	千葉県立〇〇小学校外1校屋内運動場耐震補強電気設備工事	18,585,720	H28.8.1	H29.3.11	電気	76
<input type="checkbox"/>	〇〇区役所昇降機設備改修工事	10,300,000	H28.9.10	H29.3.11	機械器具	80
<input type="checkbox"/>	△△病院外来診療棟外空調設備改修電気設備工事	65,514,960	H28.9.10	H30.3.11	電気	75
<input type="checkbox"/>	千葉県立〇〇小学校校舎外外壁改修工事	14,357,520	H28.9.10	H30.3.11	建築	74
<input type="checkbox"/>	千葉県立■■小学校消火設備改修工事	16,454,880	H30.9.10	H31.3.11	管	82
<input type="checkbox"/>	千葉県立△△小学校消火設備改修工事	22,279,320	H30.9.10	H31.3.11	管	79
<input type="checkbox"/>	千葉県立〇〇中学校外2校冷暖房電気設備工事	8,380,800	R1.9.10	R2.3.11	電気	78

資料と照合・確認の上、本画面の情報に対する疑義は、お電話にてお問い合わせをお願いします。

保存

自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がない物について、確認欄のチェックボックスにチェックをして、画面右下の保存を押してください。



「一覧」タブを選択すると、自動に表示されたものがすべて正しかった場合の工種別の評定点が表示されます。

千葉県 CHIBA CITY

「企業」基礎点制度申請 - 申請書作成・更新 - 一覧

XXX件表示されています。

工事成績評定点の実績

業種	評価点	平均点	総実績件数	R1年度		H30年度		H29年度		H28年度	
				平均点	実績件数	平均点	実績件数	平均点	実績件数	平均点	実績件数
電気	6.5	76.3	3	78.0	1	0.0	0	75.0	1	76.0	1
機械器具	8	80.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	80.0	1
建築	5	74.0	1	0.0	0	0.0	0	74.0	1	0.0	0
管	8	80.5	2	0.0	0	80.5	2	0.0	0	0.0	0

業種別の評定点

工事成績評定点の実績

業種	評価点	平均点	総実績件数
電気	6.5	76.3	3
機械器具	8	80.0	1
建築	5	74.0	1
管	8	80.5	2

【重要】 申請作業の効率化を目的として、千葉市が把握している情報については、できるだけシステム内で表示するようにしておりますが、表示された情報を鵜呑みにせず、必ず、自社の資料との照合・確認をお願いします。

他システムからのデータ等と本システムの利用者とを照合しておりますが、データ内に、「崎」「高」「斉」「邊」など、類似の漢字が存在する漢字が使用されている場合や、各データの管理者ごとのルールの違いなどから、照合に至らない場合も考えられますので、重ねてお願い申し上げます。

表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

注意 業種が「解体」である場合の基礎点の算出方法について
平成30年度から、千葉市発注工事の業種に「解体」が追加されました。

業種が「解体」の場合の過去4年度間の同一業種工事について、
平成29年度に完成した「とび土工」の工事と、
平成30年度に完成した「とび土工」および「解体」の工事
令和元年度～令和2年度に完成した「解体」の工事の加重平均点とします。

(理由) 平成30年度から、解体工事の業種は「解体」として発注していますが、平成29年度までは、解体工事の業種は「とび土工」として発注しており、完成が平成30年度となった工事があります。
そこで、平成30年度までに完成した業種「とび土工」の工事と、平成30年度以降に完成した業種「解体」の工事を、業種「解体」の工事の同一業種とすることとしました。

(総合評価システムでの取り扱い)

平成29・30年度に業種「とび土工」で発注された工事は、同じ工事が2回表示されます。1回目は業種「とび土工」となり、2回目は業種「解体」として表示されます。

表示例

確認	工事名	契約金額	工期From	工期To	業種	評価点
<input type="checkbox"/>	〇〇町100号線道路標識設置工事(28-1)	10,800,000	H28.8.1	H29.3.18	とび土工	72
<input type="checkbox"/>	〇〇町100号線道路標識設置工事(28-1)	10,800,000	H28.8.1	H29.3.18	解体	72
	:					
	:					

(算出例) 企業

平成29年度 「とび土工」1件の平均点76.00点
平成30年度 「とび土工」3件と「解体」1件の計4件の平均点78.00点
令和元年度 「解体」1件の平均点80.00点
令和2年度 「解体」2件の平均点78.50点

※令和3年度における基礎点は、

$$(76.00 \times 1 \text{件} + 78.00 \text{点} \times 4 \text{件} + 80.00 \times 1 \text{件} + 78.50 \times 2 \text{件}) \div 8 \text{件} = 78.1 \text{点}$$

→配点6.5点(実績育成タイプにおいては0点)

(2) 契約後VE方式の実績

- 過去1ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で、契約後VE方式の技術提案により請負金額を1%以上縮減した実績を有するものを評価対象とします。
- 同一業種にて2件以上の契約後VE方式の実績がある場合は、縮減率の合算とします。
 例) A工事(業種:土木) 縮減率 4%
 B工事(業種:土木) 縮減率 8%
 →合計 業種土木における縮減率 12% 評価点 5

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
契約後VE方式の実績	過去1ヵ年度間の契約後VE方式による技術提案の実績	過去1ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事において、契約後VE方式の提案による請負金額の低減率が10%以上である。	5
		— 〃 — 低減率が7%以上10%未満である。	4
		— 〃 — 低減率が5%以上7%未満である。	3
		— 〃 — 低減率が3%以上5%未満である。	2
		— 〃 — 低減率が1%以上3%未満である。	1
		— 〃 — 低減率が1%未満又は実績なし	0

入力画面

千葉市 CHIBA CITY

ログイン日: 2019/4/10
 処理年度: 平成31年度

「企業」基礎点制度申請 - 申請書作成・更新 - 契約後VE方式

工事成績評定点の実績 | 一覧 | **契約後VE方式** | 労働災害防止等 | 品質確保等 | 災害・ボランティア実績

【契約後VE方式の実績】

工事名	業種	縮減率(%)	確認
NNNNNNNNNNNN30NNNNNNNNNNNNNNNN	NN5NN	XXX	<input type="checkbox"/>

集計結果

業種	合計縮減率(%)	評価点
NN5NN	XXX	X

※ 自動的に表示される内容については、必ず自社の保管の資料と照合・確認の上、本画面の情報に対する疑義は、千葉市 技術管理課(TEL: 043-245-5367)へご連絡いただけるようお願いいたします。

保存

「契約後VE方式」タブを選択して、以下を確認してください。

◎千葉市発注の過去1ヵ年度間に完成した工事

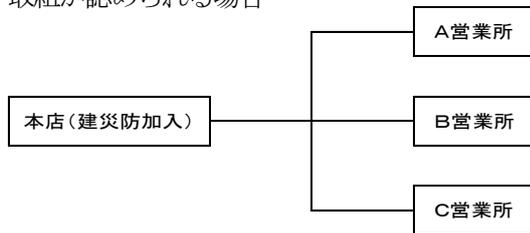
- ・ログインした企業が受注した、本市発注の過去1ヵ年度間に完成した、本工事と同一業種の本市発注工事で、契約後VE方式の技術提案により請負金額を1%以上縮減した工事名が自動的に表示されます。
- ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がない物について、確認欄のチェックボックスにチェックをしてください。
- ・確認が終了したものについて、「評点」に反映されます。
- ・表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

(3) 労働災害防止への取組状況

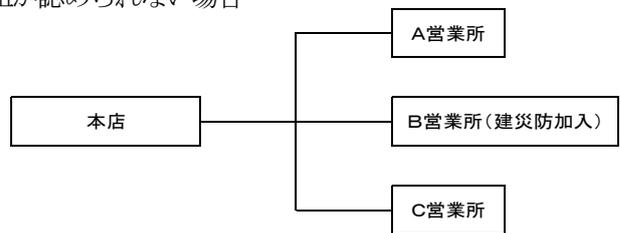
- ・入札公告年度の4月1日以降において、建災防に加入している場合に評価します。
- ・建災防に加入している場合は、建災防の加入証明書（入札公告年度の4月1日以降の証明日）の写しを添付してください。
※申請日は入札公告年度の4月1日以前でもかまいませんが、証明日は入札公告年度の4月1日以降である必要があります。
- ・営業所及び支店等で加入しておらず、本店で加入している場合は、営業所及び支店等も取り組んでいることとし、評価します。

(例) 入札参加者がA営業所の場合

取組が認められる場合



取組が認められない場合



評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況	入札公告年度において、建設業労働災害防止協会（建災防）に加入している。	1
		加入なし	0

(4) 災害等協力者名簿の登載

・本市に主たる営業所があり、かつ、入札公告年度の4月1日時点において、以下に掲げる災害協定のいずれかの協力者名簿に登載されている場合に評価します。

災害等協力者名簿は、協定の締結先である団体から、協定に基づき発災時に協力いただける企業の名簿について、あらかじめ千葉市が提供を受けております。

※対象となる災害協定は以下のとおり

団体名	以下の千葉市との協定に基づく名簿	所管課
千葉市下水道管路維持協同組合 公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設等の災害時復旧応援に関する協定	下水道経営課
千葉県解体工事業協同組合	災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定	危機管理課
	災害時における消防活動の協力に関する協定	警防課
千葉県交通安全施設業協同組合 千葉支部	災害時における応急対策の協力に関する業務協定	建設総務課
一般社団法人 千葉市建設業協会	災害時における応急工事等の協力に関する業務基本協定	危機管理課
	除雪等業務の協力に関する基本協定	土木管理課
	災害時応急活動等の協力に関する業務基本協定	警防課
協同組合千葉市管工事業協会	災害時における水道施設の復旧に関する協定	水道総務課
	災害時における応急措置等の協力に関する協定協力に関する協定	下水道経営課
協同組合千葉電設協会	災害時における応急設備工事等の協力に関する協定	建築管理課
千葉市造園緑化協同組合	災害時応急工事等の協力に関する協定	公園管理課
千葉市中央塗装協同組合	避難所用断熱シートの提供及び災害時応急活動等の協力に関する協定	危機管理課
千葉土建一般労働組合千葉支部	災害時における応急対策の協力に関する協定	危機管理課
千葉市建設コンサルタント協会	災害時における応急対策の協力に関する業務協定	建設総務課
公益社団法人 千葉県測量設計業協会・中央地区	災害時における応急対策の協力に関する業務協定	建設総務課
一般社団法人 千葉県地質調査業協会	災害時における応急対策の協力に関する業務協定	建設総務課
千葉都市防水工事業協同組合	災害時の市有建築物における漏水等の対応協力に関する協定	建築管理課

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の4月1日時点の千葉市災害等協力者名簿登載の有無	千葉市災害等協力者名簿等に登載がある。	2
		千葉市災害等協力者名簿等に登載がない。	0

(5) 労働災害防止等タブへの入力

労働災害防止への取組状況、災害協力者名簿の登載については、「労働災害防止等」タブを選択して、以下を入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

申請書作成・更新(KG004) ver.1.0.0.0 - Internet Explorer

千葉市 CHIBA CITY

ログイン日: 2021/04/18
処理年度: 令和03年度

「企業」基礎点制度申請 - 申請書作成・更新 - 労働災害防止等

労働災害防止等

【労働災害防止への取組状況】
加入の有無
 建災防に加入している 建災防に加入していない
評価点 1

【災害等協力者名簿の登載】
登録の有無
登録されている
確認

評価点 2

※ 自動的に表示される内容については、必ず自社の保管の資料と照合の上、本画面の情報に対する疑念は、千葉市 技術管理課(TEL:043-245-5367)へご連絡いただけます。

保存

●労働災害防止への取り組み状況

- ・建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況について、「建災防に加入している」または「建災防に加入していない」のどちらかを選択してください。
- ・選択したものについて、「評点」に反映されます。

◆証明資料

- ・「建災防に加入している」を選択した場合は、建災防の加入証明書の写しを添付してください。
- ・ファイル形式は pdf 形式で、1つのファイルにまとめてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。)
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑ ↑

◎災害協力者名簿への登載

- ・千葉市が、各協定の締結先から災害協力者名簿への登載企業について得た情報により、ログインした企業の災害等協力者名簿への登載について、「登載している」または「登載していない」と自動的に表示されます。
- ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がないものについて、確認欄のチェックボックスにチェックをしてください。
- ・確認が終了したものについて、「評点」に反映されます。
- ・表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL 043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

(6) 品質確保等への取組み

- ・品質確保への取組み、災害への備えと取組み、環境への配慮といった、以下の取組みを実施している企業を評価します。
- ・公告年度の本市での災害時事業継続計画（BCP）【基本編】もしくは【拡充編】の認定を受けている。災害時事業継続計画（BCP）については、前年度末に、本市での事前審査による認定を受付けます。認定を希望する企業は、ホームページをご確認いただき、定められた期間内に申請してください。
- ・公告年度の4月1日時点において、千葉市内の事業所での活動を含む範囲でISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかに登録している。
千葉市内の事業所での活動を含む範囲で、ISO若しくはエコアクション21に登録していることが確認できる登録証明書・付属書等の写しを添付してください。

※認証機関による証明書・付属書等で、市内の事業所での活動を含む範囲で登録されていることが証明できることが原則としますが、組織図や事業内容の説明資料等の添付により、客観的に千葉市内の事業所での活動を含むことがわかれば、加点の対象とします。

※ISO9001、ISO14001の証明書・付属書だけでは、市内の事業所の活動を含む範囲で登録されていることを判断することが困難な状況が多々あります。申請のご担当者様におかれましては、自社のどの活動がISO9001、ISO14001の認証を受けているのかを事前にご確認の上、必要な添付資料をご添付いただけるようお願いします。

※年度ごとの審査に当たり、不明な点について、必要なお説明や書類を求めることとし、市内の事業所の活動を含む範囲での登録が確認できなければ、加点の対象とすることができません。

評価基準

評価項目	評価項目 詳細	評価基準	配点
品質確保への 取組状況	入札公告年度4月1日時点のISO9001・ISO14001・エコアクション21の取得状況及び入札公告年度の災害時事業継続計画の策定状況	ISO9001かつISO14001等の両方を千葉市内の事業所を含む範囲で登録している、災害時事業継続計画（拡充編）を策定している、又はISO9001若しくはISO14001等のどちらかを千葉市内の事業所を含む範囲で登録しており、かつ災害時事業継続計画（基本編）を策定している。 ※ISO14001等とはISO14001又はエコアクション21とする。	2
		ISO9001若しくはISO14001等のどちらかを千葉市内の事業所を含む範囲で登録している、又は災害時事業継続計画（基本編）を策定している。 ※ISO14001等とはISO14001又はエコアクション21とする。	1
		登録なし	0

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

「品質確保等」タブを選択して、以下を確認、入力してください。

以下、評定点の合計が2点となるまで選択可能です。

◎公告年度の本市での災害時事業継続計画（BCP）【基本編】（1点）もしくは【拡充編】（2点）の認定を受けている。

- ・ログインした企業が、入札公告年度の災害時事業継続計画（BCP）【基本編】（1点）もしくは【拡充編】（2点）の認定を受けている場合に、自動的に表示されます。
- ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がないものについて、確認欄のチェックボックスにチェックをしてください。
- ・表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL 043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いいたします。

◆ISO9001、ISO14001、エコアクション21（各1点）への登録がある。

千葉市内の事業所での活動を含む範囲でISO9001の登録がある、または、千葉市内の事業所での活動を含む範囲でISO14001の登録がある、または、千葉市内の事業所での活動を含む範囲でエコアクション21の登録がある場合にプルダウンメニューから選択してください。

◆証明資料

- ・ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを選択した場合に、千葉市内の事業所での活動を含む範囲で、ISO若しくはエコアクション21に登録していることが確認できる登録証明書・付属書等の写しを添付してください。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。)
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。
(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

◆ISO9001、ISO14001、エコアクション21への登録と証明資料は、評定点の合計が2点となるまで選択可能です。それ以上の選択はできません。

(7) 災害活動・ボランティア活動の実績

- ・過去1ヵ年度間に千葉市内において行った、災害活動またはボランティア活動について評価します。
 - ・災害活動1件につき1.3点
 - ・ボランティア活動1件につき1点
 - ・合計で最大5点まで加点します。(小数点以下は四捨五入とします。)
- (例) 災害1件+ボランティア3件=1.3+1×3=4.3点 ⇒4点
災害2件+ボランティア2件=1.3×2+1×2=4.6点 ⇒5点

《災害活動とは》

- ・災害活動とは、千葉市内において過去1ヵ年度間に千葉市・千葉県・国と協会等が締結する防災協定等に基づく千葉市内での活動実績のことであり、千葉市・千葉県・国と契約した維持管理業務等に基づく活動実績は評価しません。活動の実績について記載し、協会等が発行する出動証明書等の写しを添付して下さい。本市技術管理課と各業界団体において、事前に双方了解している活動内容については、添付資料は必要ありません。
- ・防災協定等に基づく千葉市内での活動実績は、例えば、台風や大雪、地震等の自然災害の復旧のための出動や、火災後による倒壊家屋の撤去などの事例があります。
主催者から何らかの運営にまつわる役割を依頼された防災訓練への参加は、災害活動ではなくボランティアとなります。
- ・千葉市・千葉県・国からの1回の要請発出に対する出動を1回と数え、1回の要請に対し複数回出動があっても1回とします。1回の要請毎に文書が発出されていることを前提とします。
- ・年度をまたいで活動となる場合については、要請年度の翌年の活動日以降の加点とします。
例) 要請文書の日付が令和3年3月30日。この要請に対する最初の活動日が令和3年5月2日であった場合。
災害活動を実施した企業には、令和3年5月2日以降の公告案件に対し加点とします。
活動日以降に、最初に入札に参加する案件の公告に定められた期日までに、企業基礎点制度申請をしてください。(基礎点を確認した旨の通知済みである場合は、更新申請をしてください。)

不明な点は、技術管理課にご相談ください。

《ボランティア活動とは》

- ・ボランティア活動とは、過去1ヵ年度間に千葉市内の公共の場(特定の団体が専用で使用する場は除く)において、会社として行った活動のことです。活動の実績について記載し、以下に示す資料を添付して下さい。本市技術管理課と主催者または各業界団体において、事前に双方了解している活動内容については、添付資料は必要ありません。

- ・ボランティア活動の主催者が、活動期間を定め、1つの目的のために実施している活動については、数日にわたる活動であった場合も1回の活動とみなします。数日にわたる活動の場合、申請画面には1日だけ日付を記載してください。

(例) 主催者が1つの目的達成のために募集した1回の活動の例。

〇〇街道草刈り ⇒5日間実施

〇〇街道美化活動 ⇒1日目ごみ拾い、2日目草刈と、日によって実施内容が違う

落書き消し道路擁壁の塗装作業

⇒7月10日、25日と、連続しない2日間の作業

道路点検

⇒7月1日～8月31日の2ヶ月間で随時実施。企業全体で10か所の異常箇所を対応

NP0団体主催のイベント手伝い

⇒初日は草刈りと設営、イベント当日の運営、終了後の撤収作業があり、1週間のうち5日間参加

《ボランティア活動として評価される活動について》

- ・以下①②全てを満たす活動が評価対象となります。
- ・活動証明書が発行されないボランティア活動もありますので、活動参加前に主催者へ確認してください。
- ・令和元年度までは、活動状況の写真の添付を必須としておりましたが、ボランティア活動中に写真を撮影することが困難な状況も多く、活動状況の写真の添付はいただかないこととします。

① 広く公募されたことが確認できる活動。(特定の企業に直接依頼されたものは対象としません。)

(例) 町内会主催の盆踊りの準備や、草刈りで、

○町内会の回覧で、町内から参加者が募集され、企業として参加した。

×企業として加盟している町内会の役員であるため参加した。

×町内会から、町内に存する建設会社であるA社に、ノウハウを生かして参加してくれるよう依頼があった。

ホームページ、新聞、広告、又は自治会の回覧等での参加者の募集案内やチラシの写し、または、主催者が業界団体等を通じて参加を呼びかけたことが確認できる募集案内等を証明資料として添付してください。

② ボランティアへの参加が証明できる資料がある活動

主催者（または、ボランティア確保を依頼された業界団体等）による活動証明書の写し、または、参加会社名が掲載された、新聞記事やホームページ、機関誌等、不特定多数が閲覧可能な媒体の写しを証明資料として添付してください。

なお、千葉市から主催団体等に確認調査を行うことがあります。その結果、実績の確認が困難な場合は評価しません。

(例) 実績の証明書となり得る資料

○日付と参加企業名が確認できる主催者（または、ボランティア確保を依頼された業界団体等）による活動証明書

×相談員等の委嘱状（参加日と企業名が特定できないため）

×個人名しか記載のない活動証明書（企業として参加したかどうか不明のため）

《千葉市の総合評価落札方式の評価の対象外となるボランティア活動とは》

- ・千葉市外でのボランティア活動
- ・公共の場、物が対象でないボランティア活動
(例) 個人宅の塀や、商店街のシャッターなどになされた落書きを消す
(対象が私有物であるため)
- ・社員の個人的な活動。
- ・ボランティア活動の主催者が個人である活動。
- ・申請企業自身が主催・共催又は協賛する活動。
- ・寄付を集める活動や営利目的で開催される活動。政治活動の支援など
- ・請け負った工事の諸経費によるボランティア活動
- ・主催者から何らかの運営にまつわる役割を依頼された防災訓練ではなく、参加者自身の訓練が目的である防災訓練

※不明な点は必要な説明や書類を求めることとし、書類が揃わないものについては、加点の対象とすることができません。

※市の調査により、実績を証明する資料において、捏造等不正が発覚した場合「千葉市総合評価落札方式 実施要領第18条第1項」及び「千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項」により、指名停止となる場合があります。

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
災害活動・ボランティア活動の実績	過去1カ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績	過去1カ年度間に本市において、災害活動又はボランティア活動の実績を有している。 ①災害活動の実績回数×1.3点 ②ボランティア活動の実績回数×1.0点 ①+②の合計点を配点 (小数点以下四捨五入) ※実績なしは0点	5~0

「災害・ボランティア実績」タブを選択して、以下を確認、入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

申請書作成・更新(KG004) ver.1.0.0.0 - Internet Explorer

千葉市 CHIBA CITY

千葉市役所(株)

「企業」基礎点制度申請 - 申請書作成・更新 - 災害・ボランティア実績

災害・ボランティア実績

【災害・ボランティア活動の実績】

活動の種類	活動日	活動内容	証明資料	状態	確認
災害活動	令和 02 年 10 月 10 日	台風100号による倒木の処理	[証明資料1]	未登録	<input checked="" type="checkbox"/>
ボランティア活動	令和 02 年 09 月 01 日	カーブミラーの調査	[証明資料2]	未登録	<input checked="" type="checkbox"/>
ボランティア活動	令和 02 年 10 月 31 日	小学校土木教室の講師	[証明資料3]	未登録	<input type="checkbox"/>

評価点 4

自動的に表示されている案件は、証明資料の添付は必要ありません。

※ 自動的に表示される内容については、必ず自社の保管の資料と照合・確認の上、本画面の情報に対する疑義
千葉市 技術管理課 TEL:043-245-5367へご連絡いただけるようお願いいたします。

保存

画面をスクロールさせて、
5件まで入力することができます。

以下、評価点の合計が5点となるまで入力可能です。

◎災害・ボランティアの実績

- ・ログインした企業の活動について、主催者または各業界団体と事前に双方了解している活動内容については、自動的に表示されます。
- ・自動的に表示されている案件については証明資料の添付は必要ありません。
- ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

◇災害・ボランティアの実績

自動的に表示されるもの以外に、実績があれば入力して下さい。入力したものが評価点に反映されます。

◇活動の種類

- ・「災害活動」または「ボランティア」のどちらかを選択してください。
- ※防災訓練等への参加は「ボランティア」となります。ご注意ください。

◇活動日

- ・「災害活動」または「ボランティア」に参加した日を入力してください。
- ・1つの活動につき、複数日数参加した場合は、1日だけ記入してください。

- 証明資料として以下①及び②を添付してください。
 - ① 主催者発行の参加者の募集の広報物（案内ホームページ、新聞、広告、自治会の回覧等の写し）または、主催者が業界団体等を通じて参加を呼びかけたことが確認できる募集案内等
 - ② ボランティアへの参加が証明できる資料
主催者（または、ボランティア確保を依頼された業界団体等）による活動証明書の写し、または、参加会社名が掲載された、新聞記事やホームページ、機関誌等
- ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。（pdf形式のファイル以外はアップロードできません。）
- 1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。
(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可
 ↑ ↑

災害・ボランティアの実績は、評定点の合計が5点となるまで入力可能です。
それ以上の入力はできません。

(8) 「企業」基礎点制度申請の方法

- ① ログイン後、画面上段の「企業」基礎点制度申請」を選択してください。
- ② 「申請・出力」を選択します。

メインメニュー(CM002) ver.1.0.0.0 - Internet Explorer

千葉市 CHIBA CITY

「企業」基礎点制度申請

【「企業」基礎点制度申請】機能
左側のメニューから業務を選択してください。

※「基礎点制度」とは、総合評価落札方式で入札参加者が作成する技術提案資料のうち、企業及び配置予定技術者の実績等で事前把握が可能な評価項目について、あらかじめ千葉市が評価を行い、申請者と内容を確認しあふ制度です。

本申請の評価後の内容が入札結果に反映されますので、総合評価落札方式による入札に参加する前に、必ず疑義や変更がないことをご確認の上、疑義がある場合はすみやかにご連絡ください。

・申請・出力の画面から、各年度1回申請してください。

をさせていただきます。確定後にメールで通知します。案件に有効となります。されています。をさせていただきます。でも申請できません。再度申請してください。

こちらから、
●申請・出力を選択します。

2年度表示されている場合は、該当の年度の「●申請書作成・更新」を選択してください。

【簡易型】
●様式第3号_施工計画

【標準型】
●様式第4号_技術提案
●様式第5号_技術提案に係る施工計画

終了

「解除」: ファイル「選択」後、保存前ファイルの添付を取りやめるものです。
「削除」: システムに取り込まれ「登録済」となったファイルをシステムから削除します。「状態」が「未登録」となります。
「参照」: 「登録済」のファイル名、画面に開いて確認することができます。状態が「未登録」のものはファイルを開いて確認することはできません。

・注意: ファイル名は問いませんが、「」が2つ以上入ったものはアップロードできません。
ファイル名を変更して下さい。
(例)20201001kensestu_taro.pdf アップロード不可
1ファイル1MBまで

案件名を選択してから、画面右下の「申請」を押してください。

「企業」基礎点制度申請 - 基礎点制度申請・出力

1件表示されています。

選択	公告日	基礎点制度 申請期限	工事名
<input type="radio"/>	R03.04.13	R03.04.14	令和3年度4月13日工事

※ 企業基礎点制度申請書の出力時に、工事名の選択は不要です。

出力 申請

5-3 「技術者」基礎点制度申請

手順

1) 申請書作成・提出

→ログイン

→画面上段のメニューから「技術者」基礎点制度申請」を選択

→画面左側メニューから「申請書作成・更新」を選択

→技術者一覧タブから、申請書を作成する技術者を選択

→画面上部のタブから必要項目を入力・確認しながら企業の基礎点制度申請書を作成

→作成・更新・保存

→画面左側メニューから「申請」を選択

→申請（提出） ※申請を受理した旨のメールが送信されます。

基礎点は、年度に1回のみ申請いただけます。内容に変更なく2回目の申請がされた場合には、申請できない旨エラーメッセージが表示されます。

→画面左側メニューから「出力」を選択

→現在の状況をPDFファイルに出力

(千葉市が審査をする過程で、入力内容や添付書類に疑問や不備があった場合、確認の依頼のメールが届く。メールに、再提出の期限が記載されます。)

2) 申請書修正・再提出

→ログイン

→画面上段のメニューから「技術者」基礎点制度申請」を選択

→画面左側メニューから「申請書作成・更新」を選択

→技術者一覧タブから、申請書を作成する技術者を選択

→画面上部のタブから必要項目を入力・確認しながら必要箇所を更新

→作成・更新・保存

→画面左側メニューから「申請」を選択

→画面左側メニューから「申請」を選択

→申請（再提出） ※申請を受理した旨のメールが送信されます。

※メールに記載の期限までに再提出がされない場合は、基礎点の通知ができない、または該当箇所は評価なしとして基礎点の通知がされます。

3) 基礎点通知

→千葉市から通知済みメールが届く

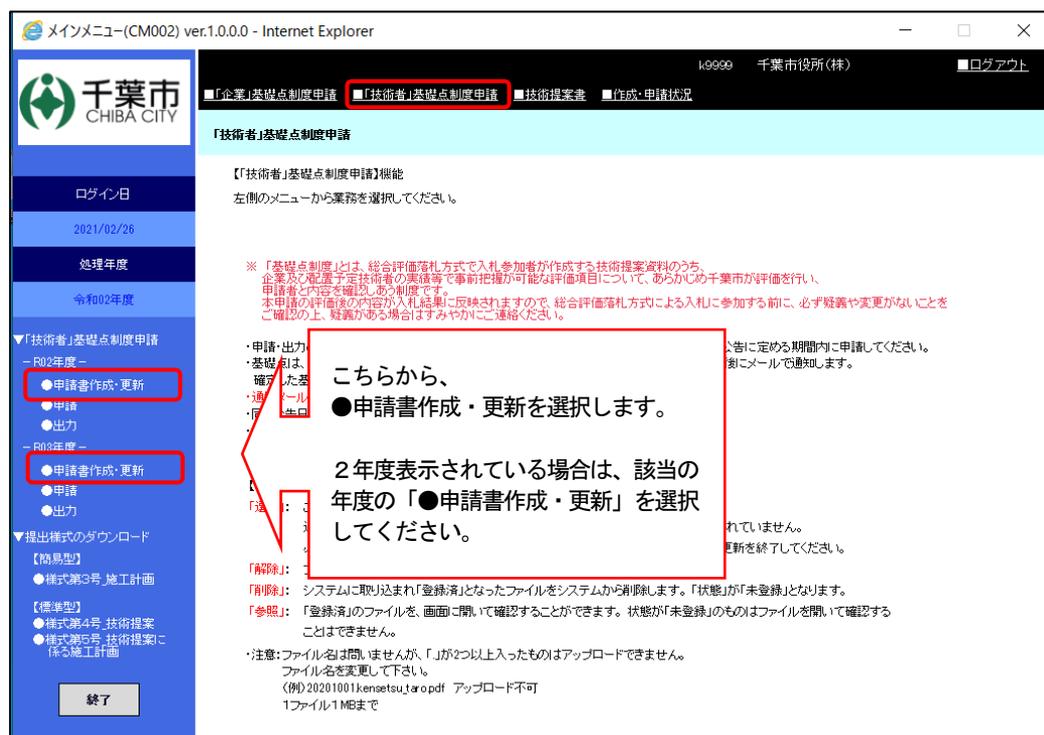
→画面左側メニューから「出力」を選択し、出力したものが通知結果となります。

(必ず、通知内容を確認してください。)

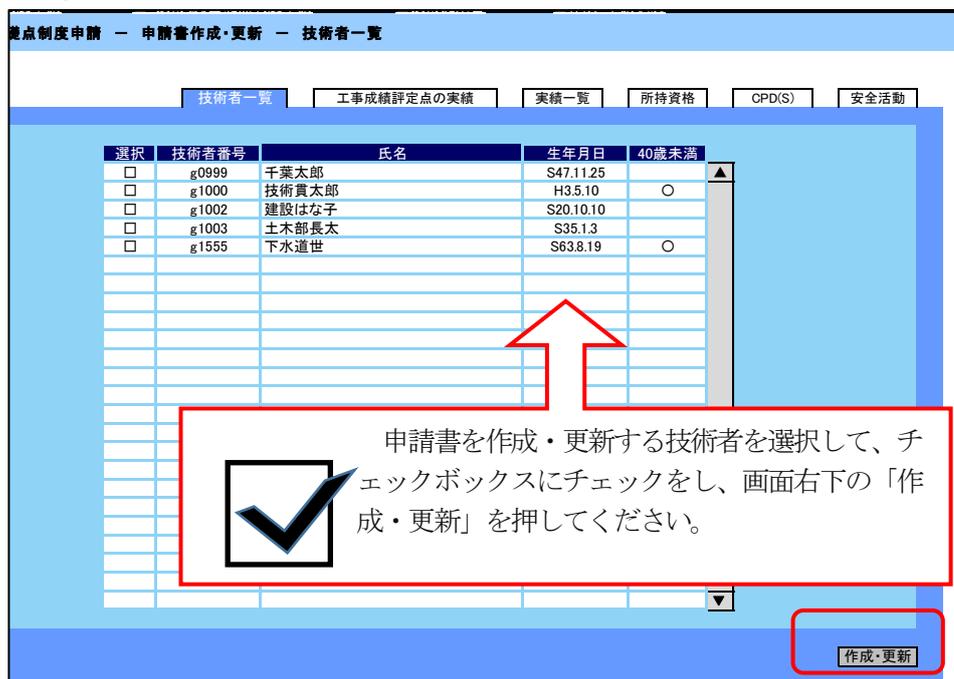
技術者情報の新規登録、変更登録、削除の方法は、「4-1 総合評価落札方式運用支援システムの利用登録」をご参照ください。

ログイン後、画面上段の「技術者」基礎点制度申請」を選択してください。

① 「申請書作成・更新」を選択します。



② 技術者一覧タブから、申請書を作成する技術者を選択



○技術者一覧タブを選択すると、ログインした企業のうち、システム利用登録済みの技術者が表示されます。

利用登録をしたのに表示されない、氏名・生年月日が正しくない場合などは、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

○40歳未満

・当該年度の4月1日時点で、40歳未満の技術者には、丸印が付きまます。

(1) 若手・女性技術者の配置

- ・特別簡易型・実績育成タイプの場合は、入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満である、又は、女性技術者を主任（監理）技術者若しくは現場代理人として配置する場合に加点されます。

評価基準（特別簡易型・実績育成タイプのみ）

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者の満年齢 又は、女性技術者の配置	入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満の技術者を主任（監理）技術者として配置する。又は、女性技術者を主任（監理）技術者若しくは現場代理人として配置する。	1

- ・女性技術者を配置する場合は、あらかじめ利用登録時に、被保険者番号等をマスキング（黒塗り）した健康保険被保険者証の写しを提出してください。
- ・令和5年度から女性技術者の評価が追加されたため、令和4年度以前に技術者の登録がされている場合でも、女性技術者としての登録には、証明資料として健康保険被保険者証の写しの提出が必要です。
- ・女性技術者を現場代理人として配置するときに、技術者の利用登録がされていない場合は、利用登録をしてください。

(2) 配置予定技術者の工事成績評定点の実績

- 配置予定技術者が従事した、過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種に係る契約金額500万円以上の本市発注の工事が評価対象となります。
- 配置義務に基づき主任（監理）技術者又は、監理技術者補佐として、従事した期間が契約工期の間（余裕期間制度による契約においては、実工期開始日～契約上の工期限の間の日数）の半分を超えるものを対象とします。※現場代理人等通知書（※主任（監理）技術者選任届など）を契約課に提出したもの
- 過去過去4ヵ年度間の平均点＝ Σ {年度平均点×実績件数}（各年度）÷総実績件数
 （小数第2位以下四捨五入）
 年度平均点＝各年度の合計点数÷各年度の実績件数（小数第3位以下四捨五入）

評価基準

標準型、簡易型、特別簡易型

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	配置予定技術者の過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が80点以上	2
		－〃－ 80点未満75点以上	1.5
		－〃－ 75点未満70点以上	1
		－〃－ 70点未満65点以上	0.5
		－〃－ 65点未満60点以上	0
		－〃－ 60点未満	-1
		過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事の実績なし	0

- 特別簡易型（実績育成タイプ）では、これから実績を育成することを目的としておりますので、過去に千葉市での実績がない技術者を優遇します。

特別簡易型（実績育成タイプ）

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	配置予定技術者の過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事の実績なし	1
		過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が60点以上	0
		過去4ヵ年度間に完成した本工事と同一業種の本市発注工事で成績評定の平均点が60点未満	-0.5

入力画面

◎「工事成績評定点の実績」タブを選択して確認してください。

- ・本市発注の過去4ヵ年度間に完成した、契約金額500万円以上の、選択中の技術者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐として、工期の半分以上の期間従事した工事の一覧と成績評定が自動的に表示されます。
 - ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がない物について、確認欄のチェックボックスにチェックをしてください。
 - ・実施したはずの工事が表示されない、内容に相違があるなどの場合は、千葉市技術管理課（TEL 043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いいたします。
- 入札参加者と千葉市との双方で確認作業を実施し、技術提案の提出期限前に疑義を解消するものとしします。
- ・チェックが入っていない案件がある場合、「企業」基礎点制度申請の申請・出力の画面から申請する際に、エラーが表示され申請できません。

The screenshot shows the Chiba City website interface. The main content area displays a table with the following columns: 確認 (Check), 工事名 (Project Name), 契約金額 (Contract Amount), 工期From (Start Date), 工期To (End Date), 業種 (Industry), and 評価点 (Evaluation Points). The table lists several projects, such as '千葉市立〇〇小学校外1校屋内運動場耐震補強電気設備工事' with a contract amount of 18,585,720 and an evaluation point of 76. A red box highlights the '工事成績評定点の実績' tab, and another red box highlights the '保存' (Save) button at the bottom right. A red arrow points from the '確認' column to the explanatory text box below.

自社にて保管の資料との照合・確認の上、内容に相違がない物について、確認欄のチェックボックスにチェックをして、画面右下の保存を押してください。

「実績一覧」タブを選択すると、自動に表示されたものがすべて正しかった場合の工種別の評定点が表示されます。

千葉市 CHIBA CITY

「技術者」基礎点制度申請 - 申請書作成・更新 - 実績一覧

技術者番号: XXXXX 氏名: NNNNNNNNN20NNNNNNNNNN

業種	評価点	平均点	総実績件数	N-1年度		N-2年度		N-3年度		N-4年度	
				平均点	実績件数	平均点	実績件数	平均点	実績件数	平均点	実績件数
電気	6.5	76.3	3	78.0	1	0.0	0	75.0	1	76.0	1
機械器具	8	80.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	80.0	1
建築	5	74.0	1	0.0	0	0.0	0	74.0	1	0.0	0
管	8	80.5	2	0.0	0	80.5	2	0.0	0	0.0	0

工事成績評定点の実績

業種	評価点	平均点	総実績
電気	6.5	76.3	
機械器具	8	80.0	
建築	5	74.0	
管	8	80.5	

【重要】 申請作業の効率化を目的として、千葉市が把握している情報については、できるだけシステム内で表示するようにしておりますが、表示された情報を鵜呑みにせず、必ず、自社の資料との照合・確認をお願いします。

他システムからのデータ等と本システムの利用者とを照合しておりますが、データ内に、「崎」「高」「斉」「邊」など、類似の漢字が存在する漢字が使用されている場合や、各データの管理者ごとのルールの違いなどから、照合に至らない場合も考えられますので、重ねてお願い申し上げます。

表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL 043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

「一覧」タブに、自動に表示されたものがすべて正しかった場合の工種毎の評定点が表示されます。

注意 業種が「解体」である場合の基礎点の算出方法について
平成30年度から、千葉市発注工事の業種に「解体」が追加されました。

業種が「解体」の場合の過去4年度間の同一業種工事について、
平成29年度に完成した「とび土工」の工事と、
平成30年度に完成した「とび土工」および「解体」の工事
令和元年度～令和2年度に完成した「解体」の工事の加重平均点とします。

(理由) 平成30年度から、解体工事の業種は「解体」として発注していますが、平成29年度までは、解体工事の業種は「とび土工」として発注しており、完成が平成30年度となった工事があります。
そこで、平成30年度までに完成した業種「とび土工」の工事と、平成30年度以降に完成した業種「解体」の工事を、業種「解体」の工事の同一業種とすることとしました。

(総合評価システムでの取り扱い)

平成29・30年度に業種「とび土工」で発注された工事は、同じ工事が2回表示されます。1回目は業種「とび土工」となり、2回目は業種「解体」として表示されます。

表示例

確認	工事名	契約金額	工期 From	工期 To	業種	評価点
<input type="checkbox"/>	〇〇町100号線道路標識設置工事(28-1)	10,800,000	H28.8.1	H29.3.18	とび土工	72
<input type="checkbox"/>	〇〇町100号線道路標識設置工事(28-1)	10,800,000	H28.8.1	H29.3.18	解体	72
	:					
	:					

(算出例) 企業

平成29年度 「とび土工」1件の平均点76.00点
平成30年度 「とび土工」3件と「解体」1件の計4件の平均点78.00点
令和元年度 「解体」1件の平均点80.00点
令和2年度 「解体」2件の平均点78.50点

※令和3年度における基礎点は、
 $(76.00 \times 1 \text{件} + 78.00 \text{点} \times 4 \text{件} + 80.00 \times 1 \text{件} + 78.50 \times 2 \text{件}) \div 8 \text{件} = 78.1 \text{点}$
→配点1.5点 ※実績育成タイプにおいては0点

(3) 配置予定技術者の資格等

① 配置予定技術者の所持資格

- ・総合評価落札方式で評価の対象とする「所持資格」は、当該工事に従事するために必須の資格とは違い、所持していることで技能的に評価し加点するものです。
各工事において、工事担当課が、評価する資格を指定します。
- ・対象となる資格は、以下のリストにあるものとします。※資格の種類は選択制とします。
年度の途中でも、評価の対象とする所持資格が増えることがあります。公告ごとの実施要領書をご確認いただき、資格の追加が必要な場合は、公告ごとの基礎点の締め切りまでに、更新をしてください。
- ・資格を有している場合は、当該資格を有していることが確認できる証明書の写し等を添付してください。
- ・令和元年度以降に基礎点制度申請済みの方については、システム上に自動で表示しますので確認をしてください。その場合は合格証明書の写し等の添付は不要です。

※「甲種消防設備士」は「第一類」～「第四類」までを区別します。令和元年度に基礎点制度を申請した技術者のうち、「甲種消防設備士」を所持資格として申請いただいた技術者は、システム上に自動で表示されません。それぞれ所持資格を選択し、証明資料をアップロードしてください。複数種の資格を所持されている場合は、お手数ですが同じ証明資料を類毎にアップロードしてください。

資格選択リスト

	資格名称
1	1級建設機械施工管理技士
2	1級土木施工管理技士
3	1級建築施工管理技士
4	1級電気工事施工管理技士
5	1級管工事施工管理技士
6	1級造園施工管理技士
7	1級建築士
8	2級建設機械施工管理技士(第一種～第六種)
9	2級土木施工管理技士(種別-土木)
10	2級土木施工管理技士(種別-鋼構造物塗装)
11	2級土木施工管理技士(種別-薬液注入)
12	2級建築施工管理技士(種別-建築)
13	2級建築施工管理技士(種別-躯体)
14	2級建築施工管理技士(種別-仕上げ)
15	2級電気工事施工管理技士
16	2級管工事施工管理技士
17	2級造園施工管理技士
18	2級建築士
19	技術士一建設部門または総合技術監理部門
20	技術士一機械部門または総合技術監理部門
21	技術士一上下水道部門または総合技術監理部門ー選択科目：下水道
22	技術士一上下水道部門または総合技術監理部門ー選択科目：上水道及び工業水道、水道環境
23	技術士一電気電子部門または総合技術監理部門
24	技術士一衛生工学部門または総合技術監理部門
25	第1種電気工事士
26	甲種消防設備士一第一類
27	甲種消防設備士一第二類
28	甲種消防設備士一第三類
29	甲種消防設備士一第四類
30	1級舗装施工管理技術者
31	浄化槽管理士
32	登録技術者資格ー施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：診断
33	登録技術者資格ー施設分野：橋梁（鋼橋）業務：診断
34	1級電気通信工事施工管理技士
35	2級電気通信工事施工管理技士

※技術士について

システムでは、画面の都合で、「または総合技術監理部門」の記載がありませんが、技術士においては、同部門・同選択科目の総合技術監理部門も含まれます。

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
配置予定技術者の資格等	配置予定技術者の所持資格	実施要領書に定める資格を有している。	1
		資格なし	0

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

「所持資格」タブを選択して、以下を確認、入力してください。

◎所持資格の名称

- ・前年度に基礎点申請済みの方については、システム上に自動で表示しますので確認をしてください。
- ・自動的に表示されている資格については証明資料の添付は必要ありません。
- ・自社にて保管の資料との照合・確認の上、表示内容に疑義がある場合は、千葉市技術管理課（TEL043-245-5367）へご連絡いただけるようお願いします。

◇所持資格の名称

- ・自動的に表示されるもの以外に、実績があれば、プルダウンメニューから選択して下さい。

◇証明資料

- ・プルダウンメニューから選択した場合は、当該資格を有していることが確認できる証明書の写し等を添付してください。自動的に表示されている資格については証明資料の添付は必要ありません。
 - ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。（pdf形式のファイル以外はアップロードできません。）
 - ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
 - ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
- ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑ ↑

② CPD (S) 制度における単位取得実績

- ・CPD(S)制度とは、継続学習 (Continuing Professional Development (System)) と呼ばれ、個人が講習会などで学習をした場合に、その学習の記録を登録し、必要な場合に学習履歴の証明書を発行するシステムです。
- ・CPD(S)制度における単位取得実績については、過去1カ年度間 (入札公告年度の前年度。令和2年度公告案件であれば、平成31年4月1日~令和2年3月31日まで) に千葉市が認定した運営団体のCPD(S)制度において13単位以上の取得実績がある場合に評価します。
- ・実績がある場合は、当該運営団体 (=証明機関) が発行する実績証明書の写しを添付してください。なお、個別講習会の受講証明では、評価対象とはなりません。
- ・複数の団体から単位を取得している場合も、合計で13単位以上あれば評価の対象とします。その場合は、認定団体を1つ選択し、複数団体からの証明書をpdf形式の1つのファイルにまとめてアップロードしてください。
- ・千葉市が認定する運営団体は、千葉市役所技術管理課ホームページ「総合評価落札方式のページ」に最新の情報を掲載しております。

	千葉市が認定した運営団体 (=証明機関)	認定開始年度
1	一般社団法人 電気学会	平成22年度
2	公益社団法人 日本技術士会	平成22年度
3	公益社団法人 地盤工学会	平成22年度
4	公益社団法人 日本建築士会連合会	平成22年度
5	公益社団法人 土木学会	平成22年度
6	土質・地質技術者生涯学習協議会	平成22年度
7	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会	平成22年度
8	公益財団法人 建築技術教育普及センター	平成22年度
9	測量系CPD協議会	平成22年度
10	公益社団法人 日本造園学会	平成22年度
11	一般社団法人 日本環境アセスメント協会	平成22年度
12	一般社団法人 建設コンサルタント協会	平成23年度
13	一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	平成24年度
14	一般財団法人 建設業振興基金	平成28年度

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
配置予定技術者の資格等	過去1カ年度間のCPD (S) 制度の取得実績	過去1カ年度間に千葉市が認定する運営団体のCPD (S) 制度において13単位以上の取得実績がある。	1
		実績なし	0

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

技術者一覧 工事成績評定点の実績 実績一覧 所持資格 **CPD(S)** 安全活動

技術者番号 g9998 氏名 技術管理

【CPD(S)制度における単位取得実績】

取得単位数 13単位以上 13単位未満

証明機関 一般社団法人 電気学会

証明資料 状態 登録済 選択 解除 削除 参照

評価点 1

保存

「CPD (S)」タブを選択して、以下を確認、入力してください。

●CPD (S) 取得単位数

- ・「13単位以上」または「13単位未満」を選択してください。
- ・必須項目ですので、CPD (S) の取得単位がない人も、「13単位未満」を選択してください。

◆証明機関

- ・「13単位以上」を選択した場合に、どの運営団体 (=証明機関) で単位を取得しているかを選択してください。

◆証明資料

- ・運営団体 (=証明機関) が発行する実績証明書の写しを添付してください。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。)
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001. kensetsu_taro. pdf アップロード不可

↑ ↑

(4) 安全活動への取組み

安全に関する講習実績または建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の取り組み実績を評価します。

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
安全活動への取組状況	過去5年間における安全に関する講習の受講実績または建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の取り組み実績	過去5年間において、配置予定技術者が安全に関する講習会を受講している。または過去5年間において、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取り組み実績がある。	1
		実績なし	0

① 安全に関する講習実績

- 入札公告日からさかのぼって、過去5年間において、配置予定技術者が安全に関する講習会を受講している、または、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取り組み実績がある場合に加点評価されます。
- 過年度に基礎点制度申請済みの技術者は自動的に表示されます。
自動的に表示されたものについては、証明資料の添付は必要ありません。
(年度中に期限切れとなるものや、すでに期限切れのものも自動的に表示されます。公告日時点で期限が切れているものは評価の対象とはなりませんので十分にご注意ください。)
- 画面の最下段に、入力した安全講習等の実績により、加点される公告日の期限が表示されます。
- 出力した基礎点制度申請書にも、入力した安全講習等の実績により、加点される公告日の期限が表示されます。
- 基礎点制度申請の際に選択した案件の公告日が、入力した安全講習等の実績により加点される期間外である場合は、申請時にエラーメッセージが表示され、申請することができません。
- すでに確定した基礎点制度申請であっても、各工事の技術提案書で選択した配置予定技術者の安全講習等の実績により加点される期間を過ぎているものについては加点されません。

(例) 基礎点制度申請が申請できない事例

入札公告日が令和3年5月15日である案件を選択して、当該案件の基礎点申請期限である令和3年5月25日までに基礎点制度申請をする場合

平成28年5月15日～令和3年5月14日の間に受講した安全講習が評価の対象

平成28年4月15日の受講実績を入力した→上記期間対象外のため基礎点申請ができません。

令和3年5月16日の受講実績を入力した→上記期間対象外のため基礎点申請ができません。

※申請ボタンを押すと、エラーメッセージが表示されます。

・評価する講習

「安全に関する講習会」とは、労働安全衛生法第19条の2に規定する安全管理者に対する教育、第60条に規定する職長教育に示す講習会等とします。

職長教育、安全教育、衛生教育、これらを組み合わせたものも評価の対象としますが、衛生教育単独では評価の対象としません。

講習が、法や通達等で定められたカリキュラムに則ったものであることを評価の対象とします。

統括安全衛生責任者教育は、建設業労働災害防止協会主催の講習会のみ評価の対象とします。

評価の対象となる講習の種類と、法や通達で定められたカリキュラム

講習の種類	カリキュラム
職長等教育	A
職長・安全衛生責任者教育	B
職長等の能力向上教育（職長再教育）	C
職長・安全衛生責任者能力向上教育（再教育）	D
安全管理者選任時研修	E
安全管理者能力向上教育	F
安全衛生推進者養成講習	G
店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）	H
統括安全衛生責任者教育	建設業労働災害防止 協会主催の講習会の み

※カリキュラムの内容は次ページ以降をご確認ください。

・評価の対象としない講習

リスクアセスメント教育、衛生管理者教育、危険有害業務、建設機械運転業務等の作業者を対象とする講習、足場の組み立てや点検作業に関する講習、安全衛生専門家（産業医等）等の講習。

(参考)

建設現場における職長とは、通常現場代理人を指すと考えられます。職長は職長教育の受講が法で義務付けられています。主任技術者が、安全に関する取り組みとして、職長教育を受講していることを評価します。なお、建設業では、職長が安全衛生責任者を兼ねることが多いことから、主に、職長・安全衛生教育とその再教育の講習会が多く開催されています。

- ・千葉市で法や通達等で定められたカリキュラムに則ったものであることを確認済みの、安全衛生団体等が実施する講習会の名称・主催者は、プルダウンリストから選択できます。受講日を入力の上、主催者が発行する受講証明書等を添付してください。

プルダウンリストにある講習一覧

主催者	講習名
建設業労働災害防止協会	職長・安全衛生責任者教育
建設業労働災害防止協会	職長・安全衛生責任者能力向上教育
建設業労働災害防止協会	統括安全衛生責任者教育
建設業労働災害防止協会	安全管理者選任時研修
建設業労働災害防止協会	安全衛生推進者養成講習
(一社) 千葉労働基準協会	安全管理者選任時研修
(一社) 船橋労働基準協会	安全管理者選任時研修
(一社) 千葉労働基準協会	職長・安全衛生責任者教育
(一社) 船橋労働基準協会	職長・安全衛生責任者教育
(公社) 千葉県労働基準協会連合会	安全管理者能力向上教育
(公社) 千葉県労働基準協会連合会	安全衛生推進者養成
(財) 中小建設業特別教育協会	職長・安全衛生責任者教育
(財) 中小建設業特別教育協会	職長・安全衛生責任者能力向上教育
(財) 中小建設業特別教育協会	安全衛生推進者養成講習
(一財) 労働安全衛生管理協会	職長・安全衛生責任者教育
(一財) 労働安全衛生管理協会	職長・安全衛生責任者再教育(能力向上教育)
東京技能者協会	職長・安全衛生責任者教育
東京技能者協会	職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育

- ・リストに無い講習会は、講習名称・主催者を直接入力していただくほか、主催者発行のカリキュラムや受講案内チラシ(どの科目が何時間実施されたかわかるもの)を添付してください。同主催者の同じ講習であれば別日のカリキュラムでもかまいません。
- ・「カリキュラム」は、どの科目が何時間実施されたかわからないものは、証明資料とすることができません。当日のテキストやノート等は証明資料とすることができません。
- ・建災防等で販売している手帳等に、受講履歴を記録したものは受講証明書として評価しません。主催者発行の受講証明書、主催者発行のカリキュラムの写しを添付してください。

カリキュラム

A 「職長等教育」 ※労働安全衛生規則第 40 条による。

事項	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間
	計 12 時間以上

B 「職長・安全衛生責任者教育」

※平成 18 年 5 月 12 日 基発第 0512004 号 厚生労働省労働基準局長通達

建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育師養成講座等のカリキュラム改正について

事項	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	1 時間
	計 14 時間以上

C 「職長等の能力向上教育」

※平成 29 年 2 月 20 日 基発 0220 第 3 号 厚生労働省労働基準局長通達

建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について

科目	範囲	時間
職長等として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等の役割	90 分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60 分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30 分
グループ演習	以下の項目のうち 1 以上について実施すること。 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130 分
		計 310 分以上

D 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」

※厚生労働省通達 平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号

建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について

科目	範囲	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120 分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60 分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30 分
グループ演習	以下の項目のうち 1 以上について実施すること。 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130 分
		計 340 分以上

E 「安全管理者選任時研修」

※平成 18 年 2 月 16 日 厚生労働省告示第 24 号 労働安全衛生規則第五条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定める件

科目	時間
イ 安全管理	3 時間
ロ 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)	3 時間
ハ 安全教育	1.5 時間
ニ 関係法令	1.5 時間
	計 9 時間以上

F 「安全管理者能力向上教育」

※平成元年5月22日付け公示第1号 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 平成18年3月31日 基発第0331023号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針」により改正

科目	範囲	時間
1 最近における安全管理上の問題とその対策	(1) 労働災害の現況 (2) 技術の進歩に伴う問題とその対策 (3) 就業形態等の変化に伴う問題とその対策	1.5時間
2 最近における安全管理手法の知識	(1) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。） (2) 教育及び指導の手法 (3) その他最新の安全管理手法	3時間
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令	2.5時間
		計7時間以上

G 「安全衛生推進者養成講習」

※平成元年5月22日付け公示第1号 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 平成18年3月31日 基発第0331023号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針」により改正

科目	範囲	時間
1 安全衛生管理の進め方	(1) 安全衛生推進者の役割と職務 (2) 労働衛生管理 (3) 労働災害の原因の調査と再発防止対策	3時間
2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	(1) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
3 安全衛生教育	(1) 安全衛生教育の方法 (2) 作業標準の作成と周知	1時間
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	1時間
		計7時間以上

H 「店社安全衛生管理者能力向上教育」

※平成元年5月22日付け公示第1号 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 平成18年3月31日 基発第0331023号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針」により改正

科目	範囲	時間
1 安全衛生管理の進め方	(1) 店社安全衛生管理者の役割と職務 (2) 統括安全衛生管理の手法 (3) 労働衛生管理 (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策	3.5時間
2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	(1) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (2) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動	2.5時間
3 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	1時間
		計7時間以上

② 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取り組み実績

- ・本ガイドラインにおいて、「建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取り組み実績がある」とは、技術者の所属企業（所属店社）がコスモス認定を取得しているまたは、技術者の所属企業（所属店社）がコスモス認定に準じた取り組みを実施しているということを指します。
- ・配置予定技術者の取組実績を評価する項目ですが、コスモス認定を取得している企業においては、雇用する技術者もその枠組みの中において安全衛生に関する取り組みを実施しているものとして評価するものです。

「コスモス（COHSMS）認定」とは、建設業労働災害防止協会にて認定するものです。

※以下、建設業労働災害防止協会ホームページ https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/cohsms/ より
(2019.11.5 確認)

労働安全衛生マネジメントシステムは、経営管理の一環として組織的・体系的に行う安全衛生管理の仕組み（システム）であり、システムを事業者自らが構築し、確実にかつ効率的に安全衛生管理活動を行うことにより“事業に潜在する災害要因の除去・低減”、“労働者の健康増進と快適職場の形成の促進”及び“企業の安全衛生水準の向上”を図ろうとするものです。

この労働安全衛生マネジメントシステムを構築するための指針として、厚生労働省が平成11年4月に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（告示第53号）を公表いたしました。

建災防は、この厚生労働省の指針に基づいて、建設工事が有期であり、店社と作業所が一体となって災害防止に取り組んでいるという建設業の特性を考慮して「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（コスモスガイドライン）を平成11年11月に開発（平成18年6月及び平成30年4月改正）するとともに、建設企業にこのコスモスガイドラインを普及することにより、個々の建設企業はもとより、建設業界の安全衛生水準の向上を図るために次のような事業を展開しています。

「コスモス」は、“建設業労働安全衛生マネジメントシステム”の英語表記の頭文字である「COHSMS」を“コスモス”と称したものです。

Construction Occupational Health and Safety Management System

- ・「改訂コスモス COHSMS 認定基準」等は建設業労働災害防止協会にて策定・公表しているものであり、自社にてご確認をお願いします。

コスモス認定を取得している場合

- ・コスモス認定を取得している場合は、過去5年間の間に認定または更新されたものを評価の対象とします。
入札公告時点でコスモス認定の有効期限（3年）を過ぎていても、過去5年間の間に認定または更新されたものであれば評価の対象としますが、有効期限以降に雇用された配置予定技術者については評価しませんので、有効期限が過ぎている場合は、有効期限内に雇用されていたことを証明する資料（健康保険証、社員証などの写しや、雇用証明書を添付してください）
- ・「COHSMS」「NEW COHSMS」「Com Pact COHSMS」のいずれの認定も加点の対象とします。

コスモス認定に準じた取り組みを実施している場合

- ・証明資料の不足から評価に時間を要する可能性があります。提出前に、提出する資料ですべての項目が証明できているか、十分ご確認ください。
- ・コスモス認定に準じた取り組みとは、コスモス認定は取得していないものの、建災防の公表する「改訂コスモス COHSMS 認定基準（平成30年4月1日改正）」に従った取り組みを、技術者の所属企業（所属

店社)が実施しており、その取り組みに配置予定技術者が含まれていることが証明できる場合に加点するので、過去5年間の間に以下の基準日が入れば評価の対象とします。

- ・証明の方法として、「改訂コスモス COHSMS 認定基準」に記載の項目のうち、3項目の実施証明資料をご提出ください。3項目のうち1項目は、「1-1の店社における安全衛生方針の表明」に関する資料とし、残り2項目の提出は選択自由とします。
- ・基準日は、「1-1 安全衛生方針の表明」における、安全衛生方針を建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知した日付または、更新し新たに周知した日付とします。

3項目についての提出資料の例

3項目として、店社の「1-1 安全衛生方針の表明」のほか、「1-4 システム教育の実施」、「1-7 記録」、を選択した場合

1. 選択した項目が何かを記載した用紙

- 「1-1 安全衛生方針の表明」 必須
- 「1-4 システム教育の実施」 選択
- 「1-7 記録」 選択

2. 店社 1-1 安全衛生方針の表明

- (1) 建設事業者の安全衛生方針が表明され、文書により定められていること。
- (2) 安全衛生方針には、次の事項が含まれていること。
 - イ 労働災害の防止を図ること。
 - ：
 - ホ システムに従って行う措置を適切に実施すること。
- (3) 安全衛生方針が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知されていること。

提出資料	(1)(2)の証明のために安全衛生方針の表明文書 (3)の証明のために、周知方法や周知日、配置予定技術者への周知がわかる資料
------	---

3. 店社 1-4 システム教育の実施

- (1) 労働者に対してシステムに関する教育を実施する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順に基づき、労働者に対して、システムに関する教育が実施されていること。

提出資料	(1)の証明のために手順書 (2)の証明のために配置予定技術者への研修など、教育の実施記録
------	--

4. 店社 1-7 記録

- (1) 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等、システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録されていること。
- (2) (1)の記録が、適切に保管されていること。

提出資料	(1)の証明のために記録文書 (2)の証明のために保管状況の写真
------	-------------------------------------

「安全活動」タブを選択して、以下を確認、入力してください。

- ・過年度に基礎点申請済みの技術者で、安全活動の実績があった場合は同様の内容で表示されます。変更がない場合は、そのまま保存してください。証明資料の添付は必要ありません。
- ・新たに講習会を受けたなど更新がある場合は、自動的に表示される実績を消去し、以下の入力方法に従って、新たに入力して下さい。
- ・技術提案書を提出する工事の公告日に、受講日から5年を経過している場合は、エラーメッセージが表示され、申請ができませんので、受講日は必ずご確認ください。

→**受講した講習会がプルダウンメニューから選択可能な場合**

画面上段の「講習会の主催者と名称」と「受講日」と「証明資料」に入力をしてください。

◇講習会的主催者と名称

- ・プルダウンメニューから選択可能な講習会については、画面上段の「講習会の主催者と名称」のプルダウンメニューから選択してください。

◇受講日

- ・講習会の受講日を入力して下さい。
- ・講習会が複数日にわたる場合は、最終日（通常 受講証明書の発行日）としてください。

◇証明資料

- ・主催者が発行する受講証明書の写し等を添付してください。
自動的に表示されている資格については証明資料の添付は必要ありません。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。（pdf形式のファイル以外はアップロードできません。）
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑ ↑

→**受講した講習会がプルダウンメニューにない場合**

画面下段の「講習会的主催者」「講習会の名称」と「受講日」「証明資料1」「証明資料2」に入力してください。

◇講習会的主催者

- ・講習会的主催者の欄に直接講習会的主催者を入力してください。

◇講習会の名称

- ・講習会の名称の欄に直接講習会の名称を入力してください。

◇受講日

- ・講習会の受講日を入力して下さい。
- ・講習会が複数日にわたる場合は、最終日（通常 受講証明書の発行日）としてください。

◇証明資料1

- ・証明資料として、主催者が発行する受講証明書を添付してください。
(建災防発行の手帳に受講履歴を記載したものは証明資料として認めません)
自動的に表示されている資格については証明資料の添付は必要ありません。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。)
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑

↑

◇証明資料2

- ・証明資料として、主催者発行のカリキュラムや受講案内チラシ(どの科目が何時間実施されたかわかるもの)を添付してください。どの科目が何時間実施されたかわからないものは、証明資料とすることができません。当日のテキストやノート等は証明資料とすることができません。
- ・同主催者の同じ講習であれば別日のカリキュラムでもかまいません。
- ・自動的に表示されている資格については証明資料の添付は必要ありません。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。)
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

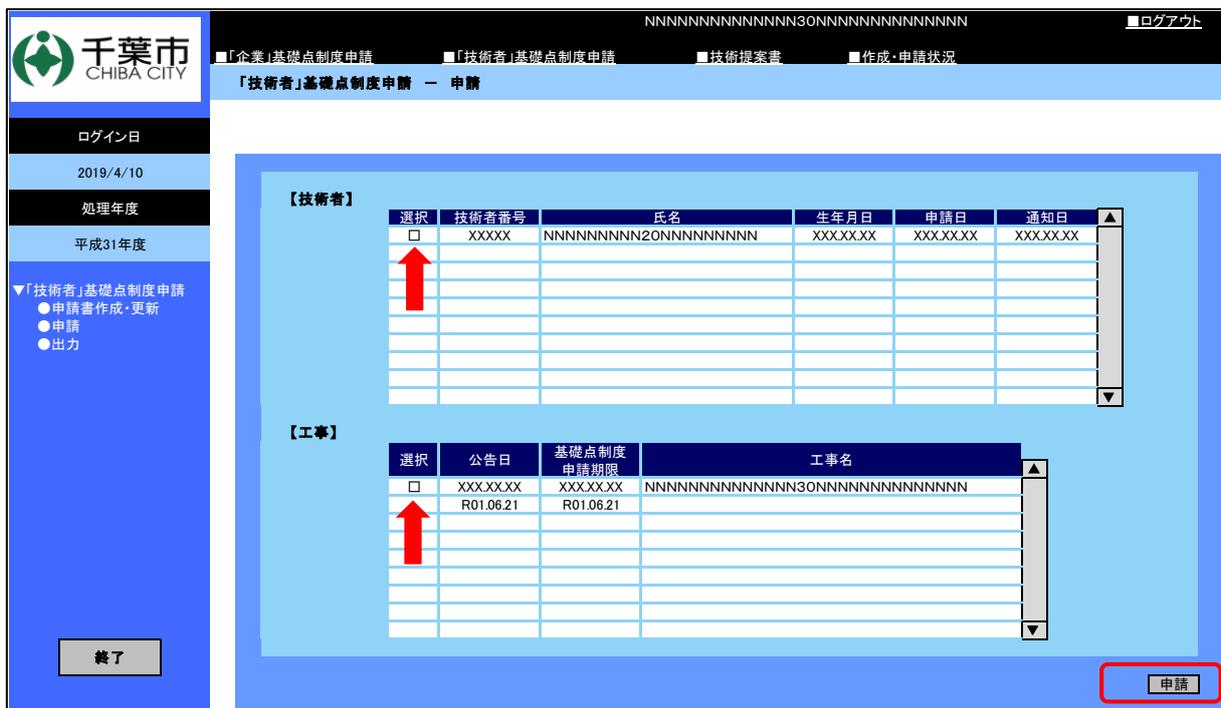
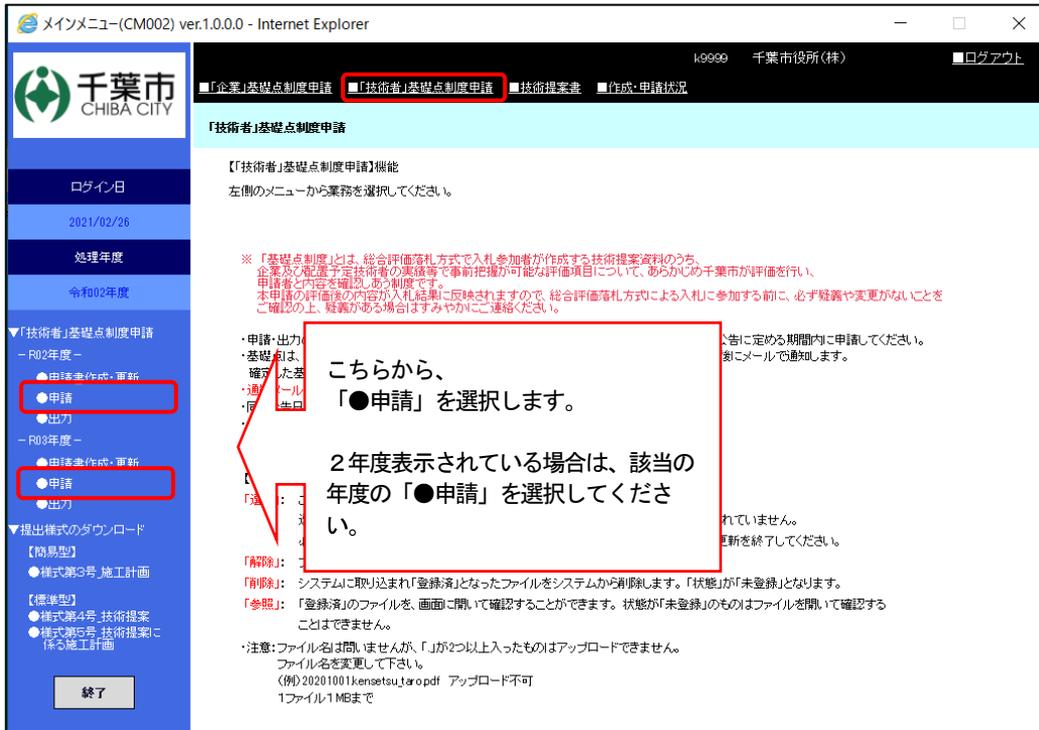
(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑

↑

(5) 「技術者」基礎点制度申請の方法

- ① ログイン後、画面上段の「技術者」基礎点制度申請」を選択してください。
- ② 「申請」を選択します。



技術者の一覧表の中から、申請する技術者を選び、工事の一覧表の中から参加予定の工事名を選択の上、画面右下の「申請ボタン」を押してください。

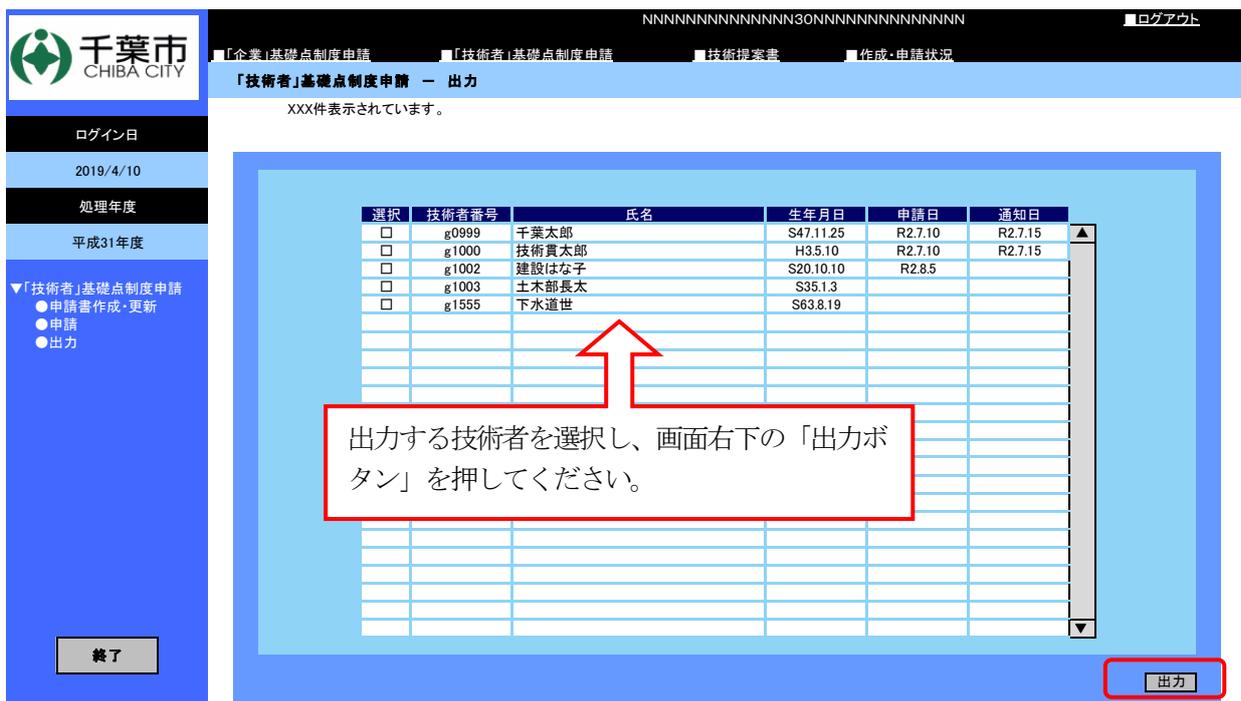
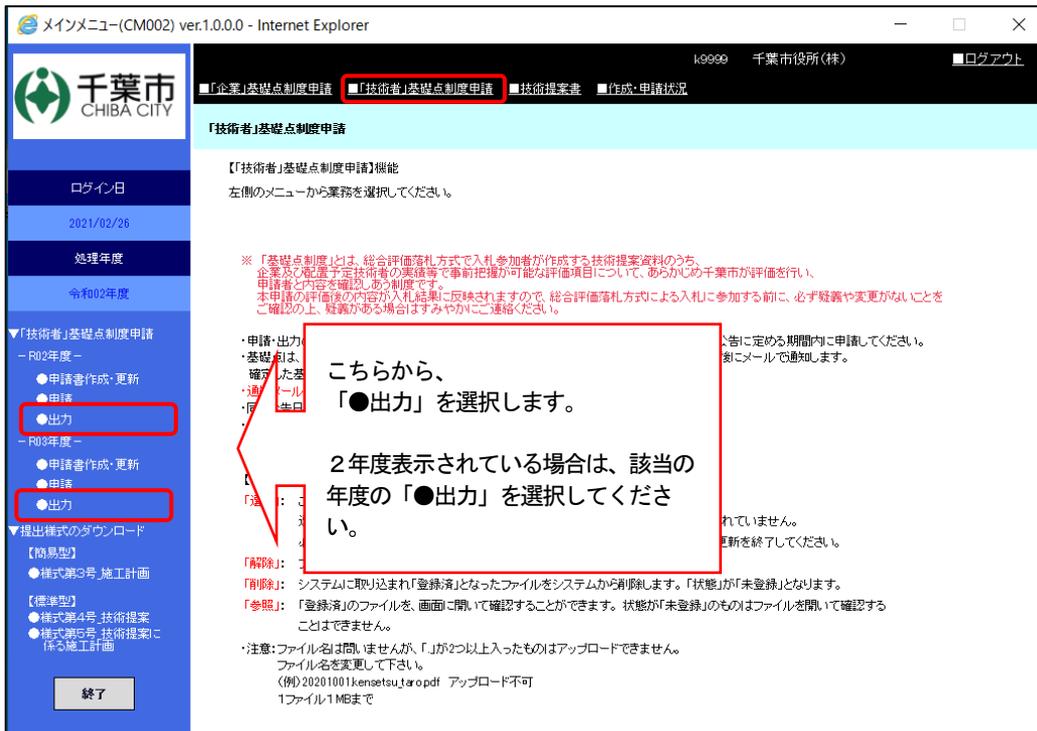
申請は、各年度1回です。2回目以降は、内容に更新があった場合のみ申請を受付けます。同じ内容で2回目の申請をしようとした場合には、エラーメッセージが表示され、申請はできません。必須項目に入力や、資料の添付がない場合、エラーとなり申請できません。

【申請がうまくいくと】

- ・画面に、申請が完了した旨のメッセージが表示されます。
- ・登録したメールアドレス（ログインする際に使用するメールアドレス）に、基礎点申請を受理した旨のメールが送信されます。
- ・画面右上のメニュー「作成・申請状況」で、技術者基礎点制度について「申請済」と表示されます。

(6) 「技術者」基礎点出力の方法

- ① ログイン後、画面上段の「技術者」基礎点制度申請」を選択してください。
- ② 「出力」を選択します。



出力内容

申請後、千葉市が審査をしている間

→企業が申請した内容が表示されます。自己評価点が入り、確定評価点はありません。

千葉市から、基礎点制度申請の確認が完了したという通知のメールが発送された後

→確定した基礎点制度の内容が表示されます。自己評価点及び確定評価点も記載されます。また、「令和〇年〇月〇日以降に公告された案件に有効」と記載されます。

更新申請（確定した内容に変更が生じ、更新申請をした場合）

→企業が申請した内容が表示されます。新しい自己評価点と、以前に確定済の、確定評価点が入ります。また、「令和〇年〇月〇日以降に公告された案件に有効」は、以前に確定した際の日付が記載されます。

更新申請について、千葉市から、確定の通知メールが発送された後

→新たに、確定した基礎点制度の内容が表示されます。新しい自己評価点及び確定評価点が記載されます。また、「令和〇年〇月〇日以降に公告された案件に有効」に記載の日付が、更新されます。

5-4 技術提案書作成

技術提案書を提出するためには、企業及び技術者の基礎点制度申請書を提出している必要があります。「基礎点制度」とは、千葉市が入札参加者に求める技術提案における、企業及び配置予定技術者の施工能力及び社会性・信頼性を評価する項目のうち、実績等で事前把握が可能な評価項目について、各年度1回あらかじめ評価を行い確認する制度です。

工事参加時に、技術提案書を提出いただくと、技術提案書の記載内容と、別途申請された企業の基礎点と、技術提案書で選択した配置予定技術者の基礎点を集計し、技術評価点を算出します。

企業及び配置予定技術者の基礎点制度申請がされていない場合は欠格となります。

総合評価落札方式における工事入札の公告後、入札に参加を希望する企業は、千葉市ホームページに公開された設計図書をダウンロードし、入札参加申請を行います。一方、総合評価落札方式実施要領書で求められた提案を確認の上、総合評価システムを利用して技術提案を提出します。

提出された技術提案は、書類不備や欠格となる事項があっても、千葉市から入札参加者に連絡をすることはなく、提出期限に総合評価システム上で提出状態にある技術提案を採点します。

手順

→ログイン

→画面上段のメニューから「技術提案書」を選択

→画面左側メニューから「技術提案書作成・更新」を選択

→「公告一覧」に表示された現在公告中の総合評価落札方式による工事から入札に参加予定の工事を選択

→技術提案を作成

→画面左側メニューから「技術提案書提出・出力」を選択し、提出したい技術提案書を選択

→技術提案を提出 ※提出された旨のメールが送信されます。

(技術提案書は提出期限まで、何回でも再提出できます。再提出をすると最新の提出状況に上書きされます。)

① ログイン後、画面上段のメニューから「技術提案書」を選択してください。

② 「技術提案書作成・更新」を選択します。

入力画面

The screenshot shows the '技術提案書' (Technical Proposal) page in Internet Explorer. The browser title is 'メインメニュー-(CM002) ver.1.0.0.0 - Internet Explorer'. The page header includes the Chiba City logo and navigation tabs for '企業' (Company), '技術者' (Technician), '技術提案書' (Technical Proposal), and '作成・申請状況' (Creation/Status). The left sidebar menu has '技術提案書' expanded, with '技術提案書作成・更新' (Create/Update) highlighted in red. The main content area has a heading '技術提案書' and a sub-heading '【技術提案書】機能'. Below this, there is a red-bordered box containing the text: 'こちらから、●技術提案書作成・更新を選択します。' (From here, select ● Create/Update Technical Proposal). Other text on the page includes instructions on how to use the system, such as '技術提案書画面に表示される評価点は、企業からの申請内容に基づき、企業の自己評価点となります。' (The evaluation points shown on the technical proposal screen are based on the application content from the company and are the company's self-evaluation points.) and '必ず画面右下の「保存」を押し、「状態」が「登録済」であることを確認してから作成・更新を終了してください。' (Always click 'Save' in the bottom right of the screen and confirm that the 'Status' is 'Registered' before completing creation or update.)

- ③ 「公告一覧」タブを選択すると、現在公告中の工事の一覧表が公告日順に表示されます。一覧表の中から、技術提案書を作成する工事を1つ選択し、画面右下の「作成・更新」を押してください。
- 提出済み案件、作成中案件は、一覧表の一番右の列に表示されます。
- また、検索条件として、業種、施工形式、状態を選択することで、並び順を変えることができます。

入力画面

技術提案書 - 技術提案書作成・更新 - 公告一覧

XXX件表示されています。

公告一覧 | 企業情報 | JV | 技術者 | 施工計画等 | 施工実績 | 施工経験 | ICT | その他

選択	公告日	技術提案書提出期限	工事名	業種	型式	施工形式	状態
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	下水道施設改良工事(千城台31-1工区)	土木	実績育成	単独	提出済
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	出洲ポンプ場ポンプ電気設備改築工事	電気	簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	南部浄化センター送風機4号設備改築工事	機械	特別簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	排水施設新設工事(辺田排水路31-1工区)	土木	特別簡易型	単独	提出済
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	排水施設新設工事(畑町31-1工区)	土木	簡易型	JV	
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	旧千葉市立花見川第二小学校解体工事	解体	特別簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	千葉市立千城台旭小学校大規模改築工事(その1)	建築	特別簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.08	R02.06.29	千葉市立朝日ヶ丘小学校大規模改築工事	建築	特別簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.15	R02.07.06	千葉市立生浜東小学校内外部改修工事(その1)	建築	実績育成	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.15	R02.07.06	千葉市立上の台小学校内外部改修工事	建築	特別簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.15	R02.07.06	千葉市立天戸中学校内外部改修工事(その1)	建築	特別簡易型	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.15	R02.07.06	千葉市立幕張小学校校舎外部改修工事	建築	実績育成	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.15	R02.07.06	南町宮崎町線街路築造工事(31-1)	とび土工	実績育成	単独	
<input type="checkbox"/>	R02.06.15	R02.07.06	(主)穴川天戸線(亥鼻橋)下部工事(31-1)	土木	簡易型	単独	作成中

条件1 条件2 条件3

並び替え 再読込

作成・更新

以降、「企業情報」「JV」「技術者」「施工計画等」「施工実績」「施工経験」「ICT」「活用状況」「その他」のタブを選択しながら、作成を進めてください。各画面で、画面右下の「保存」ボタンを押すと、各ページの情報だけでなく、作成中の技術提案書全体が保存されます。

(1) 企業情報の入力

「企業情報」タブを選択して、以下を入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

The screenshot shows the '企業情報' (Company Information) tab selected in a web application. The form contains the following fields:

工事名	NNNNNNNNNNNNNNNN30NNNNNNNNNNNNNNNN
商号または名称	NNNNNNNNNN20NNNNNNNNNN
所在地	NNNNNNNNNNNNNNNN30NNNNNNNNNNNNNNNN
代表者職氏名	NNNNNNNNNN20NNNNNNNNNN
担当者名	NNNNNNNNNN20NNNNNNNNNN
電話番号	XXXXXX13XXXXX
メールアドレス	XXXXXXXXXX20XXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX20XXXXXXXXXX

The '保存' (Save) button is highlighted in a red box in the bottom right corner of the form area.

○工事名

・現在、技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

○商号または名称、所在地、代表者職氏名、メールアドレス

・ログインした企業が事前に登録した情報が自動的に表示されます。

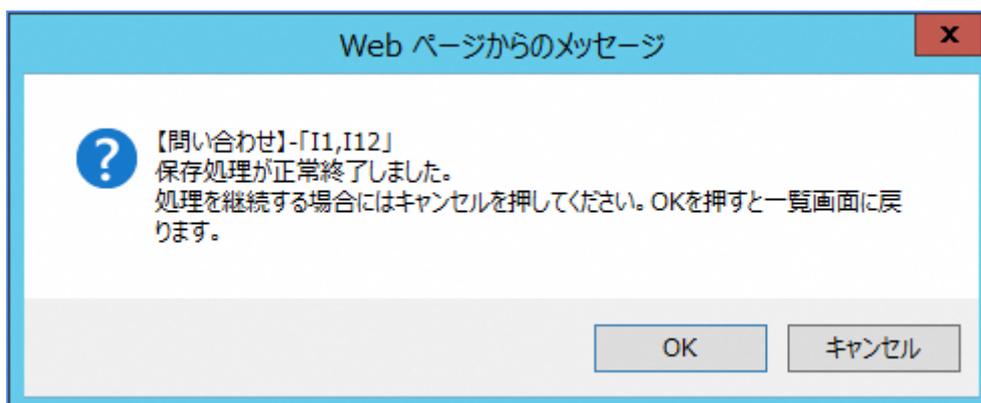
●担当者名、電話番号

・万一システムに不具合があった場合などに、入力内容をご確認させていただくことのできるご担当者様のお名前、電話番号をご記載ください。

※「保存」ボタンを押すと、以下のメッセージが出ます。

続けて、次のタブへ進みたい場合は「キャンセル」を選択して下さい。

「OK」を選択すると公告一覧の画面に戻ります。



(2) 建設共同企業体（JV）の情報入力

建設共同企業体（JV）を対象とした工事では、「JV」タブを選択して、以下を入力してください。
※建設共同企業体（JV）を対象としない工事では、「JV」タブは選択できません。

建設共同企業体による共同施工の場合は、総合評価システムには代表構成員がログインし、入力をしてください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

企業コード	商号または名称	出資比率
企業1	k9999 千葉市役所(株)	出資比率1 <input type="text"/> %
企業2		出資比率2 <input type="text"/> %
企業3		出資比率3 <input type="text"/> %
企業4		出資比率4 <input type="text"/> %
企業5		出資比率5 <input type="text"/> %

○工事名

- ・現在、技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

●建設共同企業体名

- ・建設共同企業体の名称を入力してください。

●建設共同企業体協定書

- ・建設共同企業体協定書の写しを添付してください。
- ・協定書の写しは日付の記載や押印がされていなくても結構です。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。(pdf形式のファイル以外はアップロードできません。)
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑ ↑

○企業1（代表構成員の企業番号・商号または名称）

・ログインした企業が事前に登録した情報が自動的に表示されます。

●企業2～5（企業番号）

・構成員となる企業の企業番号を入力してください。（企業番号は、k+4桁の番号です）

○企業2～5（商号または名称）

・企業番号から、商号または名称が自動表示されます。（異なる企業名が表示された場合は、企業番号の誤りが考えられますので、構成員となる企業に確認をしてください。）

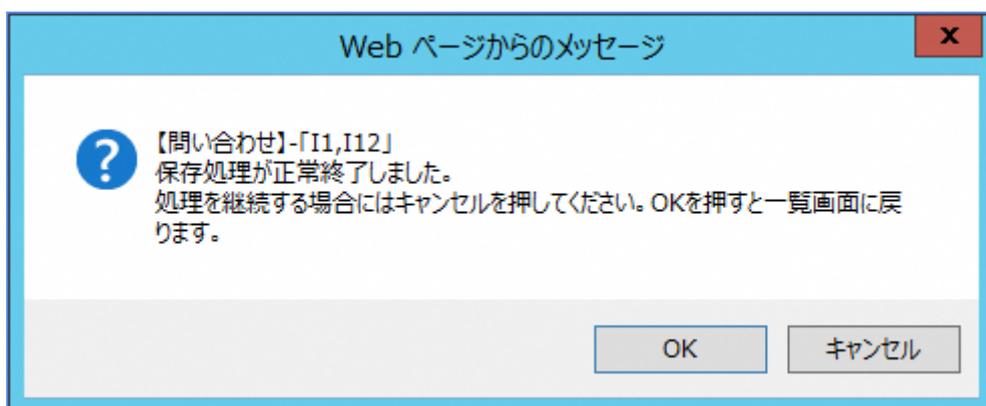
●企業1～5（出資比率）

・各構成員の出資比率を入力して下さい。合計が100%になっていることを確認してください。

※「保存」ボタンを押すと、以下のメッセージが出ます。

続けて、次のタブへ進みたい場合は「キャンセル」を選択して下さい。

「OK」を選択すると公告一覧の画面に戻ります。



(3) 配置予定技術者の情報入力

- ・配置予定技術者を記入します。
- ・実際の工事の施工にあたり、本様式に記載した技術者の変更は認めません。ただし、病気・退職等で職務遂行が不能であるといったやむを得ない場合及び主任（監理）技術者の専任配置を要しない期間がある工事の場合はのぞきます。
- ・技術提案を提出するまでに配置予定技術者を特定することができない場合は、最大2人まで配置予定技術者を選出することが可能です。この場合、その2人の配置予定技術者名を記入してください。
※建設共同企業体による共同施工の場合も、構成員ごとに最大2人まで配置予定技術者を選出することが可能なので、構成員ごとに選出する配置予定技術者名を記入してください。
- ・2人の配置予定技術者を選出した場合、配置予定技術者に係るすべての評価項目を2人分入力する必要があります。評価項目ごとに低い方の評価を採用します。

(例. 2人の配置予定技術者を選出し、技術提案を行った場合の評価例)

		配置予定技術者 1	配置予定技術者 2	採用する評価
配置予定技術者の施工経験		3	2	2
配置予定技術者の工事成績評定点		2	1	1
配置予定技術者の資格等	所持資格	資格なし	1	1
	CPD(S)単位取得実績	1	実績なし	
安全活動への取組状況		実績なし	1	0
評価点合計				4

- ・2人の配置予定技術者を選出した場合、どちらか一方でも基礎点制度申請がされていない場合は、欠格となります。
- ・特別簡易型・実績育成タイプの場合は、入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満である場合、又は、女性技術者を主任（監理）技術者若しくは現場代理人として配置する場合に加点されます。
- ・女性技術者を配置する場合は、あらかじめ利用登録時に、被保険者番号等をマスキング（黒塗り）した健康保険被保険者証の写しを提出してください。
- ・令和5年度から女性技術者の評価が追加されたため、令和4年度以前に技術者の登録がされている場合でも、女性技術者としての登録には、証明資料として健康保険被保険者証の写しの提出が必要です。
- ・女性技術者を現場代理人として配置するときに、技術者の利用登録がされていない場合は、利用登録をしてください。

評価基準（特別簡易型・実績育成タイプのみ）

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者の満年齢又は、女性技術者の配置	入札公告年度の4月1日時点の年齢が満40歳未満の技術者を主任（監理）技術者として配置する。又は、女性技術者を主任（監理）技術者若しくは現場代理人として配置する。	1

「技術者」タブを選択して、以下を入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

○工事名

・現在、技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

○企業1～企業5（商号または名称）

・ログインした企業が事前に登録した情報及び「JV」タブ画面から入力した構成員の商号または名称が自動的に表示されます。

●企業1の配置予定技術者11、12（技術者番号・氏名）

・ログインした企業が事前に登録した技術者の中から氏名を選択することができます。

●企業1の現場代理人（技術者番号・氏名）

・実績育成タイプで、女性技術者を現場代理人として配置する場合は入力してください

●企業2～5の配置予定技術者21、22～51、52（技術者番号・氏名）

建設共同企業体（JV）の構成企業の配置予定技術者

・建設共同企業体（JV）の配置予定技術者の情報は、技術者番号と技術者の氏名を入力してください。
・技術者の氏名は、姓と名の間にスペースをいれないでください。
・技術者番号と技術者の氏名が合致しない場合はシステムに入力ができません。技術者番号、システムの利用登録をしている氏名と相違ないか、構成員となる企業に確認をしてください。（特に「崎」「高」「斉」「邊」などの類似の漢字が存在する漢字が使用されている場合にはご注意ください。）

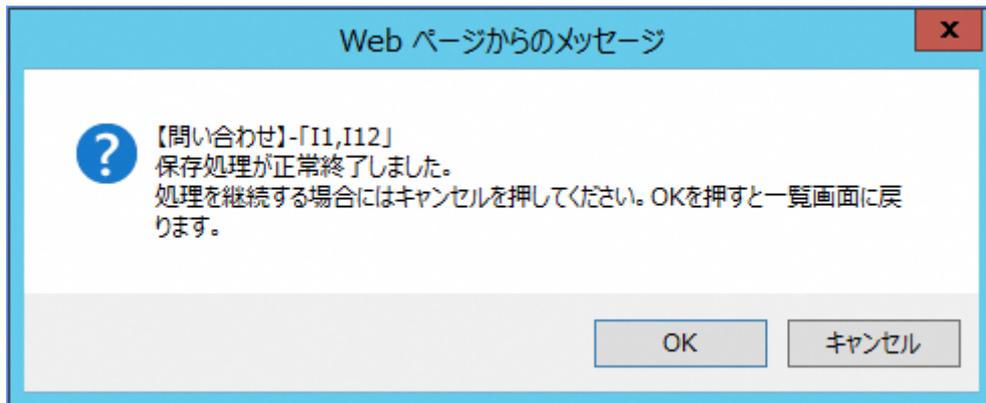
○企業1の配置予定技術者の年齢

- ・企業が事前に登録した技術者の生年月日情報から年齢が自動的に表示されます。
- ※実績育成タイプの場合は、40歳未満の技術者は加点点評価となります。

※「保存」ボタンを押すと、以下のメッセージが出ます。

続けて、次のタブへ進みたい場合は「キャンセル」を選択して下さい。

「OK」を選択すると公告一覧の画面に戻ります。



(4) 施工計画及び技術提案（共通事項）

標準型「技術提案」「技術提案に係る施工計画」簡易型の「施工計画」、についての共通事項です。
これらは、実施要領書に示された評価項目に対し、所定の書式に記載し提出するものです。

入札参加者から提示される技術提案及び施工計画に対する評価については、評価項目の特性を踏まえ、各評価基準に示すとおり、定量的な評価方法または定性的な評価方法により実施します。

また、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格とし、競争参加資格を認めないこととします。

① 評価内容と評価手順

ア 原則として、提案が、共通仕様書、法令及び各種指針、便覧、示方書並びに各種基準に規定されている内容（本来、それにより行わなければならないとされている基準、規定等）の場合は、評価の対象としません。

イ 仮定に基づく提案の場合は、評価の対象としません。

（例 ○○○の場合は、○○○します。○○○になったら、○○○します）

ウ 階層（優／良上／良／良下／可）の区分にあたっては、原則として評価項目ごとに設定した評価すべき事項（評価ポイント）の合計数に対して、入札参加者が獲得した評価すべき事項（評価ポイント）数の割合に応じて区分するものとします。

なお、区分にあたっては、判定方式階層区分表によることを基本とします。

エ 評価すべき事項（評価ポイント）は、重要度によって最大2倍の重み付けができることとします。

② 提案の作成

標準型「技術提案」「技術提案に係る施工計画」簡易型「施工計画」で、各々決められた書式があり、千葉市からはワード（*.docx）の書式を提供しております。総合評価システムへは、PDFファイルのアップロードにより提出いただきますので、決められた書式となっていれば、千葉市提供のワード書式を利用する必要はありません。

企業名を特定しない中で審査、評価を実施しますので、企業名が想定できるような記載はしないでください。（例：交通誘導看板の過去の施工例の写真を掲載したところ、看板に企業名が記載されているなど。）

③ 総合評価システムへのアップロード

「施工計画等」タブを選択して、所定の書式に記入した「施工計画」「技術提案」「技術提案に係る施工計画」をそれぞれアップロードしてください。

画面左下に書式をダウンロードができるリンクがあります。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。



○工事名

- ・現在技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

◆【簡易型】施工計画（様式第3号）

- ・簡易型の案件で、作成した「施工計画」のファイルをアップロードしてください。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。（pdf形式のファイル以外はアップロードできません。）
- ・1ファイルは、3MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。

ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

↑ ↑

(5) 施工計画 (簡易型)

① 評価項目と配点

技術提案書には「評価項目」の前提として、現場の特性や、施工上の課題など、なぜその評価項目を求めるのかという記載があります。前提をご理解いただき、「評価項目」に対する提案をお願いします。

評価項目の、「具体的な提案内容」には、技術提案に求める提案内容を記載します。

「詳細項目」には、具体的な提案内容の中で、評価対象とする項目を記載します。

評価項目	評価項目詳細 (工事毎に2～3項目を設定)	具体的な提案内容	詳細項目	評価する項目数	配点
施工計画 (簡易型)	工程管理に係る 技術的所見	〇〇について	〇〇について	〇項目	24
		〇〇について	〇〇について	〇項目	
	材料の品質管理に係る 技術的所見	〇〇について	〇〇について	: : :	
		〇〇について	〇〇について		
		〇〇について	〇〇について		
	施工上の課題に係る 技術的所見			各詳細項目に対し、 評価する項目数を記載	
	施工上配慮すべき事項				
安全管理に留意すべき事項					
	その他 (必須項目) 「その他」とは、上記評価項目以外で当該工事の品質向上に寄与する技術的な提案のことです。			その他は 最大3項目	
	合 計			最大10項目	

以下に、「施工計画」(簡易型)における「具体的な提案内容」及び「詳細項目」の設定例を示します。

※情報量の見本であり、内容には何の根拠もありません。

(例1) 庁舎改築工事

災害時の救助拠点となることから、高い耐震性を要するため、材料の品質管理に係る技術的所見を求める。工事ヤードに制約あり。工事車両の周辺地域への配慮が必要。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
材料の品質管理に係る技術的所見	建築物の施工に係る品質について	コンクリートの品質向上について
施工上の課題に係る技術的所見	工事ヤードの確保・調整について	作業スペース、駐車スペース及び資材の仮置き場について
安全管理に留意すべき事項	周辺への安全対策について	工事車両の周辺への安全対策について

(例2) 下水道施設工事 (沈砂池機械室等の耐震補強工事)

近接機器類に対する作業時の粉塵に対する懸念、照明・換気設備のない箇所での作業

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上の課題に係る技術的所見	稼働中の機器類への影響について	作業時における稼働中の機器類の影響防止について
	作業環境確保について	水槽及び水路内の良好な作業環境確保について

(例3) 下水道工事 (推進工法による雨水管布設工事)

急曲線及び高圧ガスを近接して横断、小学校通学路での施工

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上の課題に係る技術的所見	推進について	基準高及び中心線の精度確保について
施工上配慮すべき事項	周辺環境について	立坑施工時の車両通行止めによる迂回に関する周知方法について
安全管理に留意すべき事項	歩行者への安全対策について	学校利用者を含む歩行者に対する安全対策について

(例4) 河川堤防築造工事

河道拡幅及び河川堤防の沈下部に対する地盤改良。民有地に接して改良プラントを設置。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上の課題に係る技術的所見	スラリー及び排出土の河川流出防止について	地盤改良時のスラリー及び排出土の河川流出防止について
施工上配慮すべき事項	セメント投入時の飛散防止について	民地に隣接した改良プラントへセメント投入時に飛散を防止する方法について

(例5) 河川工事（道路横断部函渠築造工事）

道路横断部へオープン掘削による函渠築造。高圧ガス管の近接施工

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上の課題に係る技術的所見	地下埋設物への影響調査について	掘削等により地下埋設物への影響を与えないための管理方法や対策について
	切土法面の土砂崩壊防止対策について	土砂崩壊防止対策としての法面保護及び管理策について

(例6) 道路改良工事（道路拡幅及び歩道整備工事）

通学路での施工・施工中の道路切り替えにより歩行者通路が変更になる。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上配慮すべき事項	道路利用者への周知方法について	道路利用者（児童）への周知方法について

(例7) 道路擁壁築造工事

現場に隣接して、音や振動に敏感な小動物等を利用した研究施設がある。大規模な掘削・残土の搬出がある。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上配慮すべき事項	近接施設への配慮について	近接施設への騒音・振動対策について
	既設道路への配慮について	路面の汚れ防止対策について
施工上の課題に係る技術的所見	掘削作業時の施工方法について	既設道路への土砂流出防止対策について

(例8) 橋梁下部工事（現場打杭基礎工、橋脚工、既設橋台撤去工）

施工箇所は民家に隣接している。また水上作業、高所作業があることから特に安全対策を求めたい

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上の課題に係る技術的所見	現場打コンクリートの施工管理について	出来形の確認及び管理方法について
		ひび割れ防止対策について
施工上配慮すべき事項	橋梁撤去作業における環境対策について	騒音・振動・粉塵対策など環境への配慮について
安全管理に留意すべき事項	水上作業・高所作業時における安全管理について	安全対策について

(例9) 歩道橋耐震補強工事（既設橋脚のコンクリート巻立て補強）

既設鉄筋を損傷しないようにアンカー筋設置のための削孔を行うことが施工上の課題。施工のために、歩道橋の跨ぐ道路の遮音壁を撤去する必要がある。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上の課題に係る技術的所見	確実な削孔を行うための施工方法及びその管理方法	既設鉄筋を損傷しないように削孔を行うための施工方法について
		既設鉄筋が損傷していないことを確認するための管理方法について
施工上配慮すべき事項	周辺住民への騒音対策について	遮音壁の撤去期間における防音に対する仮設備について

(例10) 動物公園放飼場整備

猛獣展示場と見学者を仕切る擁壁整備。同一工事エリア内で複数工事が稼働。

開園中の動物公園の一部を閉鎖し施工することから工期短縮が必要。また、飼育動物、来園者、近隣住民に対する騒音対策が必要。新施設であることからアピールをしつつ来園者への安全を確保する周知方法を求めたい。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
工程管理に係る技術的所見	施工日数短縮の工夫について	同一工区内の工事との工程調整について
施工上配慮すべき事項	飼育動物、来園者、近隣住民に対する騒音対策について	施工期間中の騒音対策について
安全管理に留意すべき事項	来園者に対する安全管理について	来園者に対する工事の周知方法について

(例11) 小学校解体工事

住宅地内の小学校の解体工事

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目
施工上配慮すべき事項	解体作業における環境対策について	周辺への騒音・振動・粉塵対策
	近隣住民への対応について	解体工程の周知方法について
安全管理に留意すべき事項	周辺への安全対策について	工事車両の周辺への安全対策について

②評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点	
施工計画（簡易型）		評価された項目数が、 7/8（87.5%）以上である。	優	24
		評価された項目数が、 5/8（62.5%）以上7/8未満である。	良上	18
		評価された項目数が、 3/8（37.5%）以上5/8未満である。	良	12
		評価された項目数が、 1/8（12.5%）以上3/8未満である。	良下	6
		評価された項目数が、 1/8（12.5%）未満である。	可	0
		不適切である。	欠格	

簡易型では、基本的に6段階の階層（優/良上/良/良下/可/欠格）で評価を行います。

評価する項目数の合計に対する、評価された項目数により評定点を決定します。評価された項目数が、7/8（87.5%）以上である場合に“優”とし満点の24点、5/8（62.5%）以上7/8未満である場合に“良上”とし、満点の3/4である18点、3/8（37.5%）以上5/8未満である場合に“良”とし、満点の1/2である12点、1/8（12.5%）以上3/8未満である場合に“良下”とし満点の1/4である6点、1/8（12.5%）未満である場合に“可”（標準案程度の提案）とし、0点とします。なお、不適切なものは書類不備または欠格とします。

以下、評価する項目数の合計毎の評定点を、判定方式階層区分表に示します。

判定方式階層区分表

評価する項目数の合計	評価された項目数										
	4	3	2	1	0	4	3	2	1	0	
4	4	3	2	1	0						
5	5	4	3	2	1	0					
6	6	5	4	3	2	1	0				
7	7	6	5	4	3	2	1	0			
8	8	7	6	5	4	3	2	1	0		
9	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	
10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
階層	87.5%以上		62.5%以上		37.5%以上		12.5%以上		12.5%未満		
	優		良上		良		良下		可		
評価点	24点		18点		12点		6点		0点		

④ 評価方法

- 提案は、実施要領書に記載されている評価項目数の合計の2倍までしかできません。
なお、項目ごとの提案数の上限は、定めません。全体数として評価項目数の合計の2倍以内で記載してください。実施要領書に定める項目数の2倍を超えて技術提案をした場合は書類不備となります。
- 提案の記載方法は箇条書きとし、箇条書きされた項目ごとに評価します。よって、一つの項目で二つの評価ができるような場合においても評価する項目数は1となります。

評価する場合の例

- 1) ○○を実施します。
2) △△を実施し、かつ、□□も実施します。 > どちらも評価する項目数は1となります。
(△△と□□を両方実施してはじめて評価できる内容の場合)

評価しない場合の例

- ××を実施し、かつ、◎◎も実施します。
(××と◎◎が個別には評価できる内容であっても、相互に関連性のない場合)

※例 高圧送電線下のクレーン作業で、電線への離隔について制限がある場所での安全対策を求めたもの。

○送電線高さを測量し、かつ、クレーンの操作制限を実施する。(評価項目1)

×クレーンの操作制限を実施し、かつ、クレーンのブーム先端に危険高さ明示ロープを取り付ける。(相互に関連がない2つの動作を、1項目として記載したので評価なし)

- 審査の際、提案された記載事項が、違う項目として評価できると判断した場合、違う項目での評価とする事があります。

(例) 詳細項目

A既設鉄筋を損傷しないように削孔を行うための施工方法について

- 1) ○○を実施します。
2) :

Aの施工方法としては評価できないが、Bの管理方法として評価できると判断

B既設鉄筋が損傷していないことを確認するための管理方法について

- 1) △△を実施します。

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目	評価する項目数	評価した項目数
施工上の課題に係る技術的所見	確実な削孔を行うための施工方法及びその管理方法	A既設鉄筋を損傷しないように削孔を行うための施工方法について	1項目	0項目
		B既設鉄筋が損傷していないことを確認するための管理方法について	1項目	1項目

- 「その他」とは、上記評価項目以外で当該工事の品質向上に寄与する技術的な提案のことです。記載箇所は、特に指定しません。規定された枚数に収まるように記載してください。
- 実施要領書で定める詳細項目及びその評価する項目数以上に当該工事において有意性のある提案があった場合は、「その他」として評価します。設定されている評価項目を含めて記載できる項目数以内で記載してください。
- 周辺住民への周知対策、安全対策、騒音・振動対策などは、実施要領書で定める具体的な提案内容及び詳細項目に、特に提案を求めている場合については、一般的な事項として「その他」の評価対象としません。

※「その他」の評価について補足説明

実施要領書の提案内容で、周辺住民への周知対策、安全対策、騒音・振動対策などを求め、評価する項目数を超過して有意性のある提案があった場合、「その他」での評価となります。

評価例

実施要領書

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目	評価する項目数
施工上の課題に係る技術的所見	現場打ちコンクリートの施工管理について	ひび割れ防止対策について	1項目
		耐久性低下の防止対策について	1項目
安全管理に留意すべき事項	制約のある現場条件に対する安全管理について	クレーン作業の安全対策について	2項目
その他			3項目

合計7項目（最大）

項目ごとの提案数の上限は定めないので、書類不備にはならない。

ひび割れ防止対策として3項目の記載があり、2項目ひび割れ防止対策に有効とし評価されたが、本項目で評価するのは1項目まで。もう1項目はその他で評価する。また、もう1項目は耐久性低下の防止対策としては有効な策であるとされ、耐久性低下の防止の項目で1項目評価。

入札参加者の評価結果

	評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目	評価する項目数	記載した項目数	評価された項目数	配点	評価比率	評価点	
A社	施工上の課題に係る技術的所見	現場打ちコンクリートの施工管理について	ひび割れ防止対策について	1項目	3項目	1項目	24	6項目 / 7項目	18	
			耐久性低下の防止対策について	1項目	0項目	1項目				
	安全管理に留意すべき事項	制約のある現場条件に対する安全管理について	クレーン作業の安全対策について	2項目	4項目	2項目				
	その他			3項目	1項目	2項目				
B社	施工上の課題に係る技術的所見	現場打ちコンクリートの施工管理について	ひび割れ防止対策について	1項目	4項目	実施要領書に定める項目数（合計最大7項目）の2倍である14項目を超えた15項目を提案したため、書類不備			0	
			耐久性低下の防止対策について	1項目	4項目					
	安全管理に留意すべき事項	制約のある現場条件に対する安全管理について	クレーン作業の安全対策について	2項目	4項目					
	その他			3項目	3項目					
C社	施工上の課題に係る技術的所見	現場打ちコンクリートの施工管理について	ひび割れ防止対策について	1項目	1項目	24	4項目 / 7項目	57.1%	12	
			耐久性低下の防止対策について	1項目	2項目					1項目
	安全管理に留意すべき事項	制約のある現場条件に対する安全管理について	クレーン作業の安全対策について	2項目	3項目					1項目
	その他			3項目	3項目					1項目

⑤ 施工計画（簡易型）作成の留意点

- ・企業名を特定しない中で審査、評価を実施しますので、企業名が想定できるような記載はしないでください。

以下に具体例を示します。

(例) 現場に設置する誘導表示の例として、過去に使用した工事看板の写真を掲載したところ、看板に企業名が入っていた。

→具体的な企業名が記載されているため、欠格とします。

(例) 技術の特許番号の記載、「自社で持つ特許第〇〇号を使用する」などの記載

→「自社」が誰かがわからない状態で審査をしています。記載された特許が提案どおりの技術かどうかについては確認をしますが、出願者等の情報は審査に必要な情報ではないため、確認はしません。企業名が特定できる記載とは解釈しませんので、欠格とはしません。

(例) 過去の施工事例の記載

→自社や他社が施工した工事名や施工物件等の記載があっても、審査の過程で施工業者が誰かということについては確認しません。その工事で使用したどの技術が今回の提案に合致するのかを、施工計画等に記載された事項のみから判断します。千葉市発注工事であったり、雑誌等に掲載されている物件などで施工業者が想定されることがあっても、そのことが審査のさまたげとはならないため、欠格とはしません。

- ・施工計画（簡易型）の提出書式は、様式第3号とします。
- ・本書式上で、フォントの大きさや文字数を指定することで、概ね決められた分量の中で施工計画を提案いただきます。字を小さくしたり、行間を詰めるなどで、文字数を稼いだ場合は、書類不備とします。
- ・本書式は、MS明朝の11ポイントで、1行あたり45文字、36行となっています。
- ・「具体的な施工計画」の欄は、実施要領書に定める「具体的な提案内容」を記載し、次行に「詳細項目」を記載し、さらに次行から文書を記入して下さい。
- ・「評価項目詳細」等が複数項目設定されている場合もページを異にする必要はありません。連続して記載してください。
- ・「具体的な施工計画」では、強調部に限り、MSゴシックを使用できますが、下線の使用はできません。
- ・図表、写真等を掲載する場合も、本書式の枠内に収めてください。
- ・提出可能な枚数の上限は、実施要領書に定めております。
例えば枚数が4枚までと定められている場合に、3枚提出する場合は、本書式を複写した上で、下記のとおりページ番号を記入してください。
(例. 1枚目：1/3 2枚目：2/3 3枚目：3/3)
- ・2ページ目以降も、1ページ目と同様の書式を利用して下さい。
※「工事名」の欄を消去しないようご注意ください。

<書類不備となる主な事例> ※書類不備となる事例はこの限りではありません。

- ・提出枚数が指定枚数を超えている。
- ・共通仕様書、施工管理基準及び特記仕様書等において千葉市が定める基準を満たしていない。
- ・決められた書式を使用していない。「具体的な施工計画」の文書が定められたフォント又は大きさではない。旧書式を使用している。
- ・本書式の枠外・紙外に、図表、写真等を掲載した場合。
- ・建設共同企業体で提出となっているにも関わらず、構成員ごとに本書式が作成されている。
- ・実施要領書に定める項目数の2倍を超えて技術提案をしている。

<欠格となる主な事例> ※欠格となる事例はこの限りではありません。

- ・提出した企業名が特定できる記載がある。

- ・様式第3号が未提出または白紙である。
- ・求める提案と明らかに異なる提案がされている。

(6) 技術提案 (標準型)

① 評価項目と配点及び評価基準

配点は、工事内容に応じ、技術提案に係る施工計画を含め、30～50 点の範囲内で適宜決定します。

評価項目	評価項目詳細	評価基準
技術提案 【総合的なコスト削減に関する事項】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 想定される工事条件 ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事 ・ 長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事 ・ 新エネルギー設備を導入する工事 </div>	ライフサイクルコスト その他のコスト	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案 ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの削減に資する技術提案 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) (ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例) ・ 構造物の維持管理費 ・ 非常用自家発電機の消費燃料率 ・ 変圧器の変換損出値 ・ 建築物の保全費用 等 (その他コストに関する具体的な評価項目例) ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 等
技術提案 【工事目的物の性能、機能の向上に関する事項】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 想定される工事条件 ・ 走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事 ・ 周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事 ・ コンクリート等の特別な品質管理、出来型管理が求められるトンネル、建築物等の大規模構造物の補修、補強工事 </div>	工事目的物の性能、機能	工事目的物の性能、機能に関する技術提案 ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの削減に資する技術提案 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) (工事目的物の性能、機能に関する具体的な評価項目) ・ 舗装構造提案による走行騒音値 ・ 単位時間当たりのポンプ排出量 ・ 建築物の断熱性能 等

評価項目	評価項目詳細	評価基準
技術提案 【社会的要請への対応に関する事項】 想定される工事条件 ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事 ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事 ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事	環境の維持	社会的要請への対応に関する技術提案 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)
	交通の確保	発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案 ・提案内容に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等)
	特別な安全対策	(環境の維持に関する具体的な評価項目例) ・工事排水のSS(浮遊物質)値 ・施工騒音の低減値 ・施工ヤードの裸地面積 ・全体工期の短縮日数 等
	省資源対策	(交通の確保に関する具体的な評価項目例) ・交通規制(通行止、車線規制等)の短縮日数 等 (特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) ・歩行者用通路幅
	リサイクル対策	(省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) ・間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等

「企業の技術力」で選定した評価項目詳細については、工事の特性に応じて、更に具体的な提案内容を設定し、技術提案を求めます。具体的な提案内容の設定例を表-5に示します。

表-5 「企業の技術力」(標準型・高度技術提案型)の具体的な提案内容の設定例

評価項目	評価項目詳細		具体的な提案内容	築堤工事	護岸工事	水路・管路工事	コンクリート構造物工事	トンネル工事	PC橋上部工事	軟弱地盤処理工事	土留め・仮締切工事	既製杭工事	場所打杭工事	地中連続壁工事	土工事	法面工事	構造物撤去工事	道路付属施設工事	鋼製橋脚工事	鋼橋上部工事	アスファルト舗装工事	舗装工事	セメントコンクリート	路盤路床工事	歩行者系道路の舗装、	維持修繕工事	建築工事		
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費の低減	消費エネルギー(電力、燃料)をどのように低減させるか					○										○									○		
			燃料消費量を何g/kwh低減させられるか					○												○									
			維持管理費をどのように低減させるか			○	○	○	○	○										○									○
	その他	補償費等	工事期間中の借地料をいくら抑制できるか(施工期間で評価)	○	○	○	○	○	○						○	○				○	○								
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	路面のわだち掘れ量を何mm以下に迎えるか				○																△				△		
			透水性舗装の透水量をどのように向上させるか																					◎		◎		△	
			現場溶接の品質を如何に確保するか			◎														◎	◎	◎							○
		走行騒音の低減	車両走行時の路面からの騒音を何db低下させるか			△	△										△							△		△	△	△	△
			安定性の向上	改良柱体の強度のバラツキを如何に少なくするか								◎																	
				軟弱地盤対策後の圧密沈下量を如何に抑制させるか				△	◎		◎							△											
		耐久性の向上	コンクリートのひび割れを如何に抑制するか					◎	◎	◎													△						
				骨材飛散抵抗性の損失率を何%以下に迎えるか																				◎					
		強度の向上	改良柱体の強度をどのように増加させるか									△																	
				現場溶接のひずみをどのように防止するか			◎														◎	◎	◎						○
		美観	石積みに使用する自然石をどのように選定するか															◎											
		供用性の向上	供用後の路面の平坦性をどのように向上させるか					◎	○	△														◎	◎				
				品質・出来形・材料管理をどのように実施するか	○	○	○	○	◎	△	○					○	○	○		○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
その他	コンクリートの品質向上のために、どのような施工をするか		○		○	◎	◎					△										◎							
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中の工事騒音をどのように低減させるか	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			施工中の工事騒音を何db低減出来るか	△		△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△					○	○	△	○	○	○	○	○	○
			施工中の騒音発生期間を何日短縮できるか				○										◎						◎	◎					
		振動の低減	施工中の振動をどのように低減させるか	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎							◎						○
			施工中の振動値を何db低減出来るか	△		△		△							△				△										
			施工中の振動発生期間を何日短縮できるか				○										◎						◎						
		粉塵の抑制	施工中の粉塵の発生をどのように抑制するか	◎	◎	△	◎	◎					◎				◎						◎						
施工中の粉塵濃度を何mg/m3低減出来るか						○																							
		法面などの裸地期間を何日短縮できるか	△												◎														

◎:評価項目として適切 ○:評価項目として概ね適切 △:設定事例なし

評価項目	評価項目詳細	具体的な提案内容	築堤工事	護岸工事	水路・管路工事	コンクリート構造物工事	トンネル工事	PC橋上部工事	軟弱地盤処理工事	土留め・仮締切工事	既製杭工事	場所打杭工事	地中連続壁工事	土工事	法面工事	構造物撤去工事	道路付属施設工事	鋼製橋脚工事	鋼橋上部工事	アスファルト舗装工事	舗装工事	セメントコンクリート	歩行者系道路の舗装、 路床工事	路盤	維持修繕工事	建築工事			
			具体的提案内容																										
社会的要請に関する事項	環境の維持	水質汚濁の抑制	工事排水のPH値を如何にして下げる(上げる)か				◎	◎																					
			工事排水のSS値(浮遊物質)を何mg/L減少させるか	○	△		◎	◎								◎												◎	
			施工中の濁水発生期間を何日短縮できるか		◎					○												◎							
			施工中に発生する汚水・排水をどのように処理するか	○	○		◎	◎	△	◎				◎		◎		◎				△							
		大気汚染の抑制	建設機械からのNOx排出量を何t削減できるか		△		◎									◎													
			施工中の排出ガスを如何に抑制するか	△			△									△							○						
		生活環境の維持	周辺環境に対してどのような配慮を行うか	△	△	○	○	◎	○							◎						△	△						○
			生活環境を維持するためにどのような工程計画が提案できるか	◎			◎	◎	△			◎										◎	◎						○
			生活環境を維持するためにどのような施工設備に係る提案ができるか					△	△		△		○		△	△						△							
		景観の向上	施工中の景観をどのように保全するか		△		△																					○	
		生態系の維持	施工に必要な面積を何m ² 縮小できるか		△		△	△			△										△								
		その他	環境を維持するために施工期間を何日短縮できるか	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	交通の確保	規制時間の短縮	工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎			
			桁下高さの規制日数を何日短縮できるか							◎																		△	
		交通ネットワークの確保	周辺道路交通への影響を如何に軽減するか				○	○	○				○										◎	◎	◎				
	特別な安全対策	安全対策の良否	第三者(歩行者・通行車両)の安全をどのように確保するか	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						○	
		被災リスク	離隔距離を何m確保できるか			△																							
	省資源対策 又はリサイクル対策	リサイクルの良否	リサイクル対策についてどのような提案ができるか	○	○		◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎				◎						◎		
			施工中の建設副産物の発生量をどれくらい削減できるか			○		◎			◎		◎			◎					◎							◎	
		省資源対策	現地発生材を如何に有効活用するか				◎	◎	◎				◎								◎							○	

◎:評価項目として適切 ○:評価項目として概ね適切 △:設定事例なし

②評価方法

標準型の技術提案では、定量的な評価方法である数値方式、または、数値化が困難な評価項目に対する定性的な評価方法である判定方式により、評価を実施します。

・数値方式（定量的な評価方法）

工事目的物の性能・機能の向上、総合的なコスト縮減、社会的要請への対応等（以下「性能等」という。）を評価項目とし、数値による提案を求めた場合に、当該提案数値に対して点数を付与する評価方法です。標準型、高度技術提案型の場合に適用します。

この場合、入札参加者から提案された性能等の数値のうち最高の数値に、評価項目ごとに設定された配点の満点（配点が25点であれば25点）を付与し、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与します。その他の入札参加者が提案した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数（小数点以下2位切捨て）を付与します。

例： 車両走行時の路面からの騒音を何db低下させるか。
 施工中の工事騒音を何db低下させるか。
 工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか。 等

・判定方式（定性的な評価方法）

標準型では、定性的な評価項目に対し、採点基準を実施要領書に示します。

一例として、採点基準について、以下の3通りの例を記載します。

(1) 評価項目数を判断基準とするが、評価項目数の上限をあらかじめ決めない。

評価項目数が最大の企業の評価項目数に対する、各企業の評価項目数の評価比率で、優/良上/良/良下/可/欠格を判定する方法

評価項目数が最大の企業の評価項目数に対する、各企業の評価項目数の評価比率が、
 87.5%以上を“優”とし、評価点は満点、
 87.5%未満62.5%以上を“良上”とし、評価点は満点の3/4（小数点以下2位切捨て）
 62.5%未満37.5%以上を“良”とし、評価点は満点の1/2（小数点以下2位切捨て）
 37.5%未満12.5%以上を“良下”とし、評価点は満点の1/4（小数点以下2位切捨て）
 12.5%未満を“可”とし、評価点は0点を付与します。
 不適切なものについては、欠格とします。

この場合、記載項目数に制限は設けず、技術提案書の枚数制限の中で提案をいただきます。

(例) ある企業の技術提案のうち8項目が評価され、提案企業の中で最大数であった場合

評価項目数が、 最大の企業の評 価項目数	各企業の評価項目数								
	8	7	6	5	4	3	2	1	0
階層	87.5%以上		87.5%未満 62.5%以上		62.5%未満 37.5%以上		37.5%未満 12.5%以上		12.5%未満
	優		良上		良		良下		可
評価点	満点		満点×3/4		満点×1/2		満点×1/4		0点

(2) 評価項目数を判断基準とするが、評価項目数の上限を決めておく。

評価する項目数の上限に対する、評価された項目数により、優/良上/良/良下/可/欠格を判定する方法（簡易型の施工計画と同様の評価方法）

評価する項目数の上限に対する、評価された項目数が、

87.5%以上を“優”とし、評価点は満点、
 87.5%未満62.5%以上を“良上”とし、評価点は満点の3/4（小数点以下2位切捨て）
 62.5%未満37.5%以上を“良”とし、評価点は満点の1/2（小数点以下2位切捨て）
 37.5%未満12.5%以上を“良下”とし、評価点は満点の1/4（小数点以下2位切捨て）
 12.5%未満を“可”とし、評価点は0点を付与します。
 不適切なものについては、欠格とします。

この場合、記載可能な技術提案の項目数も設定することができます。
 ※簡易型の施工計画では、記載可能な項目数は、評価する項目数の上限の2倍までとしています。

例) 評価する項目数の上限を8項目とした場合

評価する項目数の上限	各企業の評価項目数									
	8	7	6	5	4	3	2	1	0	
階層	87.5%以上		87.5%未満 62.5%以上		62.5%未満 37.5%以上		37.5%未満 12.5%以上		12.5%未満	
	優		良上		良		良下		可	
評価点	満点		満点×3/4		満点×1/2		満点×1/4		0点	

(3) あらかじめ、評価内容を数項目決めておき、いくつの項目に関する評価できる記載があったかを評価基準とする。

決めた評価内容の項目数を最大とし、評価できる記載のあった項目の割合により、優/良上/良/良下/可/欠格を判定する方法

評価する項目数の上限に対する、評価された項目数が、

87.5%以上を“優”とし、評価点は満点、
 87.5%未満62.5%以上を“良上”とし、評価点は満点の3/4（小数点以下2位切捨て）
 62.5%未満37.5%以上を“良”とし、評価点は満点の1/2（小数点以下2位切捨て）
 37.5%未満12.5%以上を“良下”とし、評価点は満点の1/4（小数点以下2位切捨て）
 12.5%未満を“可”とし、評価点は0点を付与します。
 不適切なものについては、欠格とします。

(例) 5項目を設定

- ① 壁についての記載 ←2個評価できる記載があった
- ② 屋根についての記載 ←0個評価できる記載があった
- ③ 畳についての記載 ←1個評価できる記載があった
- ④ トイレについての記載 ←0個評価できる記載があった
- ⑤ 風呂についての記載 ←3個評価できる記載があった

記載があった項目は5項目中3項目（いくつ記載があったかは関係ない）
 3個/5個=60% 良 評価点の1/2

③技術提案（標準型）作成の留意点

- ・企業名を特定しない中で審査、評価を実施しますので、企業名が想定できるような記載はしないでください。

以下に具体例を示します。

(例) 現場に設置する誘導表示の例として、過去に使用した工事看板の写真を掲載したところ、看板に企業名が入っていた。

→具体的な企業名が記載されているため、欠格とします。

(例) 技術の特許番号の記載、「自社で持つ特許第〇〇号を使用する」などの記載

→「自社」が誰かがわからない状態で審査をしています。記載された特許が提案どおりの技術かどうかについては確認をしますが、出願者等の情報は審査に必要な情報ではないため、確認はしません。企業名が特定できる記載とは解釈しませんので、欠格とはしません。

(例) 過去の施工事例の記載

→自社や他社が施工した工事名や施工物件等の記載があっても、審査の過程で施工業者が誰かということについては確認しません。その工事で使用したどの技術が今回の提案に合致するのかを、施工計画等に記載された事項のみから判断します。千葉県発注工事であったり、雑誌等に掲載されている物件などで施工業者が想定されることがあっても、そのことが審査のさまたげとはならないため、欠格とはしません。

- ・技術提案（標準型）の提出書式は、様式第4号とします。
- ・本書式上で、フォントの大きさや文字数を指定することで、概ね決められた分量の中で施工計画を提案いただきます。字を小さくしたり、行間を詰めるなどで、文字数を稼いだ場合は、書類不備とします。
- ・本書式は、MS明朝の11ポイントで、1行あたり45文字、35行となっています。
- ・「評価項目詳細」の欄は、実施要領書に定める「評価項目詳細」をそのまま記載してください。
- ・「具体的な提案内容」の欄は、実施要領書に定める「具体的な提案内容」をそのまま記載してください。
- ・「評価項目詳細」等が複数項目設定されている場合もページを異にする必要はありません。連続して記載してください。
- ・「具体的な施工計画」では、強調部に限り、MSゴシックを使用できますが、下線の使用はできません。
- ・図表、写真等を掲載する場合も、本書式の枠内に収めてください。
- ・提出可能な枚数の上限は、実施要領書に定めております。
例えば枚数が4枚までと定められている場合に、3枚提出する場合は、本書式を複写した上で、下記のとおりページ番号を記入してください。
(例. 1枚目：1/3 2枚目：2/3 3枚目：3/3)
- ・2ページ目以降も、1ページ目と同様の書式を利用して下さい。
※「工事名」や「具体的な提案内容」の欄を消去しないようご注意ください。

<書類不備となる主な事例> ※書類不備となる事例はこの限りではありません。

- ・提出枚数が指定枚数を超えている。
- ・共通仕様書、施工管理基準及び特記仕様書等において千葉市が定める基準を満たしていない。
- ・決められた書式を使用していない。「具体的な技術提案」の文書が決められたフォント又は大きさではない。旧書式を使用している。
- ・本書式の枠外・紙外に、図表、写真等を掲載した場合。
- ・建設共同企業体で提出となっているにも関わらず、構成員ごとに本書式が作成されている。

<欠格となる主な事例> ※欠格となる事例はこの限りではありません。

- ・提出した企業名が特定できる記載がある。
- ・様式第4号が未提出または白紙である。
- ・求める提案と明らかに異なる提案がされている。

(7) 技術提案に係る施工計画 (標準型)

① 評価基準

技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画を評価するものです。

記載された施工計画により、技術提案の実現性・有効性が見込めない場合は、技術提案も評価しないこともあります。

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点 ※適宜設定
技術提案に係る施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画 ・ 施工計画の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け 等	施工計画に対する定性評価 (優/良上/良/良下/可/欠格の判定等) ※技術提案の実現性・有効性を確認できない場合は、関連する技術提案も評価しない。	優
			良上
			良
			良下
		可	
	不適切である。	欠格	

② 評価方法

技術提案に係る施工計画は、技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画を評価するものであることから、技術提案の評価基準と整合性をはかり、評価方法を決定し、実施要領書に示します。

また、技術提案に係る施工計画では、定性的な評価項目となります。

一例として、採点基準については、技術提案 (標準型) と同様に、以下の3通りの例を記載します。

(1) 評価項目数を判断基準とするが、評価項目数の上限をあらかじめ決めない。

評価項目数が最大の企業の評価項目数に対する、各企業の評価項目数の評価比率で、優/良上/良/良下/可/欠格を判定する方法

評価項目数が最大の企業の評価項目数に対する、各企業の評価項目数の評価比率が、

87.5%以上を“優”とし、評価点は満点、

87.5%未満 62.5%以上を“良上”とし、評価点は満点の3/4 (小数点以下2位切捨て)

62.5%未満 37.5%以上を“良”とし、評価点は満点の1/2 (小数点以下2位切捨て)

37.5%未満 12.5%以上を“良下”とし、評価点は満点の1/4 (小数点以下2位切捨て)

12.5%未満を“可”とし、評価点は0点を付与します。

不適切なものについては、欠格とします。

この場合、記載項目数に制限は設けず、技術提案書の枚数制限の中で提案をいただきます。

(例) ある企業の技術提案のうち8項目が評価され、提案企業の中で最大数であった場合

評価項目数が、 最大の企業の評 価項目数	各企業の評価項目数								
	8	7	6	5	4	3	2	1	0
階層	87.5%以上		87.5%未満 62.5%以上		62.5%未満 37.5%以上		37.5%未満 12.5%以上		12.5%未満
	優		良上		良		良下		可
評価点	満点		満点×3/4		満点×1/2		満点×1/4		0点

(2) 評価項目数を判断基準とするが、評価項目数の上限を決めておく。

評価する項目数の上限に対する、評価された項目数により、優/良上/良/良下/可/欠格を判定する方法（簡易型の施工計画と同様の評価方法）

評価する項目数の上限に対する、評価された項目数が、

87.5%以上を“優”とし、評価点は満点、

87.5%未満62.5%以上を“良上”とし、評価点は満点の3/4（小数点以下2位切捨て）

62.5%未満37.5%以上を“良”とし、評価点は満点の1/2（小数点以下2位切捨て）

37.5%未満12.5%以上を“良下”とし、評価点は満点の1/4（小数点以下2位切捨て）

12.5%未満を“可”とし、評価点は0点を付与します。

不適切なものについては、欠格とします。

この場合、記載可能な技術提案の項目数も設定することができます。

※簡易型の施工計画では、記載可能な項目数は、評価する項目数の上限の2倍までとしています。

例) 評価する項目数の上限を8項目とした場合

評価する項目数 の上限	各企業の評価項目数								
	8	7	6	5	4	3	2	1	0
階層	87.5%以上		87.5%未満 62.5%以上		62.5%未満 37.5%以上		37.5%未満 12.5%以上		12.5%未満
	優		良上		良		良下		可
評価点	満点		満点×3/4		満点×1/2		満点×1/4		0点

(3) あらかじめ、評価内容を数項目決めておき、いくつかの項目に関する評価できる記載があったかを評価基準とする。

決めた評価内容の項目数を最大とし、評価できる記載のあった項目の割合により、優/良上/良/良下/可/欠格を判定する方法

評価する項目数の上限に対する、評価された項目数が、

87.5%以上を“優”とし、評価点は満点、

87.5%未満62.5%以上を“良上”とし、評価点は満点の3/4（小数点以下2位切捨て）

62.5%未満37.5%以上を“良”とし、評価点は満点の1/2（小数点以下2位切捨て）

37.5%未満12.5%以上を“良下”とし、評価点は満点の1/4（小数点以下2位切捨て）

12.5%未満を“可”とし、評価点は0点を付与します。

不適切なものについては、欠格とします。

(例) 5項目を設定

- | | |
|-------------|----------------|
| ①壁についての記載 | ←2個評価できる記載があった |
| ②屋根についての記載 | ←0個評価できる記載があった |
| ③畳についての記載 | ←1個評価できる記載があった |
| ④トイレについての記載 | ←0個評価できる記載があった |
| ⑤風呂についての記載 | ←3個評価できる記載があった |

記載があった項目は5項目中3項目 (いくつ記載があったかは関係ない)

3個/5個=60% 良 評価点の1/2

③ 技術提案に係る施工計画 (標準型) 作成の留意点

- ・企業名を特定しない中で審査、評定を実施しますので、企業名が想定できるような記載はしないでください。

以下に具体例を示します。

(例) 現場に設置する誘導表示の例として、過去に使用した工事看板の写真を掲載したところ、看板に企業名が入っていた。

→具体的な企業名が記載されているため、欠格とします。

(例) 技術の特許番号の記載、「自社で持つ特許第〇〇号を使用する」などの記載

→「自社」が誰かがわからない状態で審査をしています。記載された特許が提案どおりの技術かどうかについては確認をしますが、出願者等の情報は審査に必要な情報ではないため、確認はしません。企業名が特定できる記載とは解釈しませんので、欠格とはしません。

(例) 過去の施工事例の記載

→自社や他社が施工した工事名や施工物件等の記載があっても、審査の過程で施工業者が誰かということについては確認しません。その工事で使用したどの技術が今回の提案に合致するのかを、施工計画等に記載された事項のみから判断します。千葉県発注工事であったり、雑誌等に掲載されている物件などで施工業者が想定されることがあっても、そのことが審査のさまたげとはならないため、欠格とはしません。

- ・施工計画 (簡易型) の提出書式は、様式第5号とします。
 - ・本書式上で、フォントの大きさや文字数を指定することで、概ね決められた分量の中で施工計画を提案いただきます。字を小さくしたり、行間を詰めるなどで、文字数を稼いだ場合は、書類不備とします。
 - ・本書式は、MS明朝の11ポイントで、1行あたり45文字、36行となっています。
 - ・「技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画」の欄は、実施要領書に定める「具体的な提案内容」を記載し、次行に「詳細項目」を記載し、さらに次行から文書を記入して下さい。
 - ・「評価項目詳細」等が複数項目設定されている場合もページを異にする必要はありません。連続して記載してください。
 - ・「具体的な施工計画」では、強調部に限り、MSゴシックを使用できますが、下線の使用はできません。
 - ・図表、写真等を掲載する場合も、本書式の枠内に収めてください。
 - ・提出可能な枚数の上限は、実施要領書に定めております。
例えば枚数が4枚までと定められている場合に、3枚提出する場合は、本書式を複写した上で、下記のとおりページ番号を記入してください。
(例. 1枚目: 1/3 2枚目: 2/3 3枚目: 3/3)
 - ・2ページ目以降も、1ページ目と同様の書式を利用して下さい。
- ※「工事名」の欄を消去しないようご注意ください。

<書類不備となる主な事例> ※書類不備となる事例はこの限りではありません。

- ・提出枚数が指定枚数を超えている。
- ・共通仕様書、施工管理基準及び特記仕様書等において千葉市が定める基準を満たしていない。

- ・決められた書式を使用していない。「技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画」の文書が定められたフォント又は大きさではない。旧書式を使用している。
- ・本書式の枠外・紙外に、図表、写真等を掲載した場合。
- ・建設共同企業体で提出となっているにも関わらず、構成員ごとに本書式が作成されている。

<欠格となる主な事例> ※欠格となる事例はこの限りではありません。

- ・提出した企業名が特定できる記載がある。
- ・様式第5号が未提出または白紙である。
- ・技術提案に係る施工計画になっていない

(8) 同種工事の施工実績

- ・発注機関が、コリンズ登録対象機関の施工実績を対象とします。
- ・技術提案を提出する企業が元受けとして受注し、過去15年間に完成した同種工事の施工実績（契約金額500万円以上）を1件のみ記入してください。
- ・同種工事の定義は、各工事の実施要領書に記載のとおりです。
- ・技術提案を提出する企業が単独で実施した工事、または、建設共同企業体の構成員として参加した工事が評価の対象となります。
- ・技術提案対象工事の施工方式が、建設共同企業体（JV）による共同施工方式の場合、代表構成員の施工実績を評価の対象とします。（代表構成員が受注した工事、または、代表構成員が建設共同企業体の構成員として受注した工事が評価の対象です。）
- ・同種工事の施工実績は添付資料によって以下を確認します。
 - ① 発注機関
 - ② 受注企業
 - ③ 契約金額
 - ④ 完成年度
 - ⑤ 実施要領書に記載の同種工事に該当するかどうか

このすべてが確認できる資料を添付してください。

(例) コリンズ竣工時登録の写し、契約図書（契約書、図面や数量内訳書等、認定書等）の写し

重要！！ 同種工事の実績は、総合評価システム内のデータから判断することではなく、コリンズや契約図書をご提出いただくことで、実績を確認します。

そのため、総合評価システムの利用登録で名称の変更を実施している場合も、過去15年間の間に、商号・名称の変更があった企業は、コリンズや契約図書と合わせて、変更履歴のわかる登記簿、株主総会資料、沿革の記載された会社パンフレット等の印刷物、URLの確認できるホームページをプリントアウトしたものなどを、コリンズや契約図書と一緒に提出してください。

添付された書類から、同種工事と判断できない場合は書類不備とします。

複数の施工実績を1つのpdfファイルにして、提出した場合は、書類不備とします。

- ・「過去15年間」とは入札公告日から遡った15年間のことです。（入札公告日は含みません。）
- ・「過去15年間に完成した」の「完成」とは完成検査が完了した日の時点とします。（認定書に記載される完成検査日）

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	過去15年間に完成した本市発注の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工実績がある。	3
		過去15年間に完成した国・千葉県発注の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工実績がある。	2
		過去15年間に完成した本市・国・千葉県発注以外の同種工事(契約金額500万円以上)の元請けとしての施工実績がある。	1
		実績なし	0

「施工実績」タブを選択して、以下を入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

○工事名

- ・現在、技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

○同種工事の定義

- ・現在、技術提案を作成中の工事の実施要領書から自動的に表示されます。

●同種工事の施工実績（選択した結果から配点が自動表示されます）

- ・過去15年間に完成した同種工事の元請けとしての施工実績（契約金額500万円以上）を選択してください。

以下、同種工事の施工実績がある場合（実績無し以外を選択した場合）に記載してください。

◆同種工事の証明資料

- ・同種工事の施工実績を証明する書類（コリンス竣工時登録の写し・契約図書の写し・図面の写し等）を添付してください。
- ・該当する施工実績が複数ある場合は、配点が大きい方の施工実績を優先して下さい。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。（pdf形式のファイル以外はアップロードできません。）
- ・複数の施工実績を1つのpdfファイルにして、提出した場合は、書類不備とします。
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。
(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

◆同種工事の証明資料の名称

- ・添付した書類の種類をすべて選択してください。（複数選択可能）

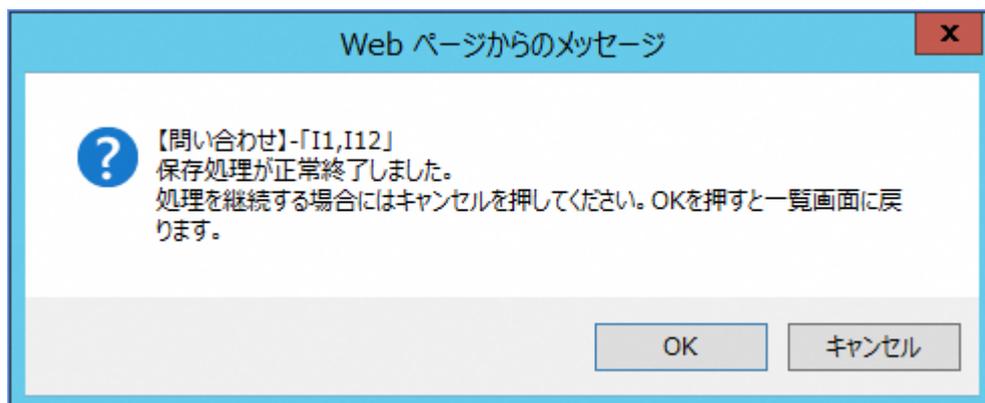
◆同種工事の工事名称

- ・資料を添付した同種工事の工事名称入力してください。

◆同種工事の発注機関

- ・資料を添付した同種工事の発注機関を選択してください。

※「保存」ボタンを押すと、以下のメッセージが出ます。
続けて、次のタブへ進みたい場合は「キャンセル」を選択して下さい。
「OK」を選択すると公告一覧の画面に戻ります。



(9) 配置予定技術者の施工経験

- ・「技術者」タブの画面で配置予定技術者を2人記入した場合は、2人の施工経験について記載して下さい。(※評価にあたっては、評価の低い方を採用します。)
- ・発注機関が、コリンズ登録対象機関である場合の施工実績を対象とします。
- ・配置予定技術者が有する過去15年間に完成した同種工事の元請けとしての施工経験(契約金額500万円以上)を1件のみ記入してください。
- ・「配置予定技術者の施工経験」とは、「建設業法第26条に規定される主任技術者または監理技術者」、「監理技術者補佐」又は現場代理人として従事した施工経験をいいます。
- ・配置義務に基づき主任(監理)技術者、監理技術者補佐として、従事した期間が契約工期の間(余裕期間制度による契約においては、実工期開始日～契約上の工期間の日数)の半分を超えるものを対象とします。
- ・主任(監理)技術者と現場代理人を兼任している工事を施工経験として記入する場合は、「主任(監理)技術者」を優先して選択してください。
- ・配置予定技術者が、現場代理人としての施工経験を有している場合は、当該配置予定技術者の技術者基礎点に、実施要領書で「配置予定技術者として評価する所持資格」に定める資格またはその資格と同種の資格を有している場合に、技術者の実績として認めます。資格の取得時期については問いません。

◎同種の資格とは、以下の組み合わせのとおりとします。

1級建設機械施工技士／2級建設機械施工技士(第一種～第六種)
1級土木施工管理技士／2級土木施工管理技士(種別-土木)／ 2級土木施工管理技士(種別-鋼構造物塗装)／2級土木施工管理技士(種別-薬液注入)
1級建築施工管理技士／2級建築施工管理技士(種別-建築)／ 2級建築施工管理技士(種別-躯体)／2級建築施工管理技士(種別-仕上げ)
1級電気工事施工管理技士／2級電気工事施工管理技士
1級管工事施工管理技士／2級管工事施工管理技士
1級造園施工管理技士／2級造園施工管理技士
1級建築士／2級建築士
第1種電気工事士／第2種電気工事士
1級舗装施工管理技術者／2級舗装施工管理技術者
技術士すべての部門／技術士の同部門・同選択科目の総合技術監理部門
1級電気通信工事施工管理技士／2級電気通信工事施工管理技士

※加点対象となる例

配置予定技術者が現場代理人として従事した工事(工期：平成25年～平成26年)
実施要領書に記載の「配置予定技術者として評価する所持資格」：1級土木施工管理技士
所持資格：2級土木施工管理技士(種別-土木)(資格取得年度：令和元年)

重要！！ (令和3年度以降公告分からの変更点)

令和2年度までは、現場代理人として施工経験を記載した場合は、施工経験を証明する資料に加え、資格者証の写しを添付いただいておりますが、令和3年度以降に公告する案件では、所持資格についての資料は、添付する必要はありません。

現場代理人として従事した経験がある場合に所定の資格を所持しているかどうかについて、基礎点制度申請の情報から判断します。

- ・技術提案対象工事の施工方式が、建設共同企業体(JV)による共同施工方式の場合、代表構成員の配置予定技術者の施工経験のみ評価の対象とします。「技術者」タブの画面で、代表構成員の配置予定技術者として2人記入した場合は、2人の施工経験について記載する必要があります。
- ・工事従事時の所属会社先は問いません。

- ・配置予定技術者の施工経験は添付資料によって以下を確認します。
 - ① 発注機関
 - ② 契約金額
 - ③ 完成年月日
 - ④ 実施要領書に記載の同種工事に該当するかどうか
 - ⑤ 配置予定技術者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として選任されていること
 - ⑥ 配置予定技術者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として選任されている期間
 このすべてが確認できる資料を添付してください。

- ・①～④に関しては、コリズ竣工時登録の写し、契約書の写し、図面や数量内訳書等の写し、認定書等の写しを添付してください。
- ・⑤～⑥配置予定技術者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐または現場代理人として選任されていること及び期間は、基本的にはコリズ竣工時登録により証明するものとします。コリズの竣工登録があるにもかかわらずコリズ竣工時登録の写しが提出されない場合は評価の対象としません。

発注者によるコリズの竣工登録の義務付けが確認できない工事においては、以下書類（に該当するもの）の写しの組み合わせにより、工事期間中の技術者氏名が繋がれば、従事期間を証明できるものとします。

書類名称	備考
契約書	工期
現場代理人等通知書（※主任（監理）技術者選任届など）	
現場代理人等通知書（※現場代理人届）	
着工届 ※主任（監理）技術者等の氏名が記載されたもの	
主任（監理）技術者又は現場代理人の変更通知	
完成届 ※主任（監理）技術者等の氏名が記載されたもの	
監督職員選任通知書等、発注者の監督職員の氏名が記載されたもの+工事打合せ簿、確認・立会依頼書、材料確認書、工事履行報告書等の工事書類のうち（発注者監督職員と・受注者現場代理人双方の押印または記名があるもの）	現場代理人の証明に限る

(例1) 契約書 工期 平成20年5月1日～平成21年3月18日
 着工届 平成20年5月25日（主任技術者Aの氏名が記載）
 主任技術者変更届 平成20年12月20日（主任技術者Bの氏名が記載）
 竣工届 平成21年3月17日
 主任技術者Aの従事期間が工期の半分を超えていると証明

(例2) 契約書 工期 平成20年5月1日～平成21年3月18日
 現場代理人届 平成20年5月1日（現場代理人Cの氏名が記載）
 監督職員選任通知書 平成20年5月1日（監督職員の氏名が記載）
 工事打合せ簿 平成21年1月15日（現場代理人C及び発注者監督員の押印）
 現場代理人Cの従事期間が工期の半分を超えていると証明

- ・「過去15年間」とは入札公告日から遡った15年間のことです。（入札公告日は含みません。）
- ・「過去15年間に完成した」の「完成」とは完成検査が完了した日の時点とします。（認定書に記載される完成検査日）

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	過去15年間に完成した本市発注の同種工事（契約金額500万円以上）の元請けとしての施工経験がある。	3
		過去15年間に完成した国・千葉県発注の同種工事（契約金額500万円以上）の元請けとしての施工経験がある。	2
		過去15年間に完成した本市・国・千葉県発注以外の同種工事（契約金額500万円以上）の元請けとしての施工経験がある。	1
		実績なし	0

「施工経験」タブを選択して、以下を入力してください。

※画面内に、「配置予定技術者1」タブと「配置予定技術者2」タブがあります。「技術者」タブの画面で配置予定技術者を2人記入した場合は、画面内の配置予定技術者2のタブを選択して、2人目の情報についても入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

○工事名

・現在、技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

○同種工事の定義

・現在技術提案を作成中の工事の実施要領書から自動的に表示されます。

●同種工事の施工経験（選択した結果から配点が自動表示されます。）

・配置予定技術者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として過去15年間に完成した同種工事の元請けとしての施工経験（契約金額500万円以上）を記入して下さい

以下、同種工事の施工経験がある場合（実績無し以外を選択した場合）に入力してください。

◆同種工事の証明資料

- ・同種工事の施工経験を証明する書類（コリンズ竣工時登録の写し・契約図書の写し・図面の写し等）を添付してください。
- ・該当する施工実績が複数ある場合は、配点が大きい方の施工実績を優先して下さい。
- ・ファイル形式はpdf形式で、1つのファイルにまとめてください。（pdf形式のファイル以外はアップロードできません。）
- ・複数の施工実績を1つのpdfファイルにして、提出した場合は、書類不備とします。
- ・1ファイルは、1MB以内になるようにしてください
- ・アップロード後に、システム内でファイル名を変更しますので、アップロード時点のファイル名は問いません。
ただし、「.」が2つ以上入ったものはアップロードできません。

(例) 20201001.kensetsu_taro.pdf アップロード不可

◆同種工事の証明資料の名称

・添付した書類の種類をすべて選択してください。（複数選択可能）

◆同種工事の工事名称

・資料を添付した同種工事の工事名称入力してください。

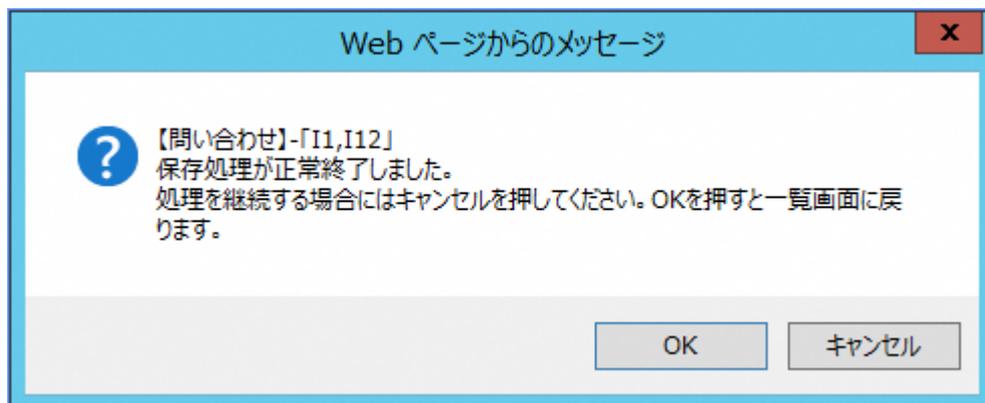
◆同種工事の発注機関

・資料を添付した同種工事の発注機関を選択してください。

◆職種

- ・配置予定技術者が当該同種工事に、主任技術者（監理技術者）・監理技術者補佐として携わったのか、現場代理人として携わったのか、どちらか1つ選択してください。
- ・主任技術者（監理技術者）兼現場代理人であった場合は、主任技術者（監理技術者）を選択してください。

- ※「保存」ボタンを押すと、以下のメッセージが出ます。
続けて、次のタブへ進みたい場合は「キャンセル」を選択して下さい。
「OK」を選択すると公告一覧の画面に戻ります。



(10) ICT活用工事等の取り組み状況

- ・ICT活用工事等の対象として発注された工事のみで評価項目となります。
- ・ICT活用工事等の対象として発注された工事において、ICT活用工事を実施する場合に評価します。
- ・フル型ICT活用工事とは、千葉県ICT活用工事実施要領（試行）「第2 ICT活用工事」に規定された、①～⑤の施工プロセスにおいて、全ての段階（施工プロセス5つ）でICT施工技術を活用する工事とします。
- ・チャレンジ簡易型ICT活用工事とは、千葉県ICT活用工事実施要領（試行）「第2 ICT活用工事」に規定された、①～⑤の施工プロセスにおいて、②、④、及び⑤におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択（施工プロセス3～4つ）し、部分的に活用する工事とします。
- ・トライアル型ICT活用工事とは、千葉県ICT活用工事実施要領（試行）「第2 ICT活用工事」に規定された、フル型ICT活用工事、チャレンジ簡易型ICT活用工事以外で、何れかの施工プロセス（施工プロセス1～2つ、施工プロセス3～4つ）でICT施工技術を活用する工事とします。
- ・建設共同企業体による共同施工の場合、建設共同企業体として評価します。
- ・受注者希望I型において、フル型ICT活用工事（施工プロセス5つ）、チャレンジ簡易型ICT活用工事（施工プロセス3～4つ）、トライアル型ICT活用工事（施工プロセス1～2つ、施工プロセス3～4つ）を実施すると提案したにも関わらず、受注者の責により提案内容の実施が認められなかった場合は、契約違反に該当する疑いがあるため、契約課に報告するとともに、ペナルティとして工事成績評定から5点を減じます。

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
ICT活用工事等の取組状況	本工事におけるICT活用工事等の取組状況	フル型ICT活用工事 (施工プロセス5つ)	3
		チャレンジ簡易型、トライアル型ICT活用工事 (施工プロセス3～4つ)	2
		トライアル型ICT活用工事 (施工プロセス1～2つ)	1
		いずれも実施しない。	0

【参考】ICT活用工事（施工プロセス）

- ①3次元起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

【参考】千葉県ICT活用工事実施要領（試行）「第2 ICT活用工事」

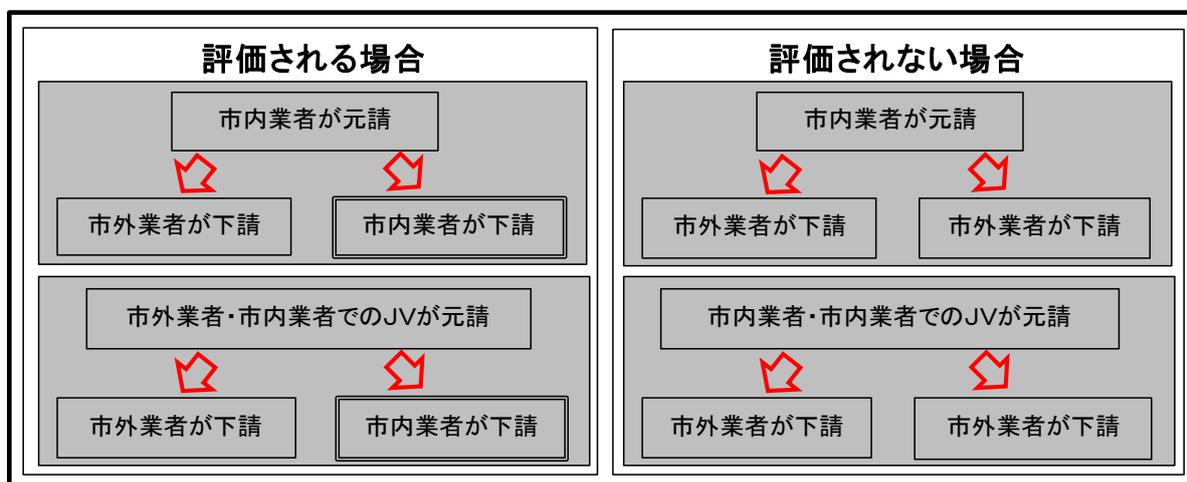
- (1) ①～⑤の施工プロセスにおいて、全ての段階でICT施工技術を活用する工事を、「フル型ICT活用工事」とする。
- (2) ①～⑤の施工プロセスにおいて、②、④、及び⑤におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を「チャレンジ簡易型ICT活用工事」とする。
- (3) (1)、(2)以外で、何れかの施工プロセスでICT施工技術を活用する工事を、「トライアル型ICT活用工事」とする。

ただし、5つの施工プロセスのうち、土工（1,000m³未満）、小規模土工については、①は従来手法による起工測量を原則としているため、①を除く4つの施工プロセスを全て実施した場合に「フル型ICT活用工事」とします。

(1 1) 一次下請の市内業者活用状況

- ・本工事において、一次下請に市内業者を使用する者、又は下請けせずに自社施工する者を評価します。
- ・一次下請とは、元請負人と一次下請負人との間で交わされる建設業法第2条第4号に基づく下請契約のことであり、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で建設工事を完成する目的で締結される請負契約をいいます。よって、交通誘導業務または資材の製造委託等の契約は該当しません。
- ・複数の一次下請けを使用する場合には、市内業者が入っていれば、一部、市外業者の活用があっても評価の対象とします。
- ・下請の作業内容については問いません。
- ・市内業者とは、千葉市内に本店を有する者をいい、千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登録していない者でも構いません。
- ・建設共同企業体による共同施工の場合、建設共同企業体として評価します。
- ・本書の提出に基づき、本工事の契約締結後、受注者から提出される下請業者選定通知書等により、一次下請における市内業者の活用状況を確認します。一次下請において市内業者が使用されなかった場合は、ペナルティとして工事成績評定点から5点を減じることとします。

< 評価例 >



評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
一次下請の市内業者活用状況	本工事における一次下請の市内業者活用状況	本工事の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する	1
		本工事の一次下請に市内業者を使用しない。	0

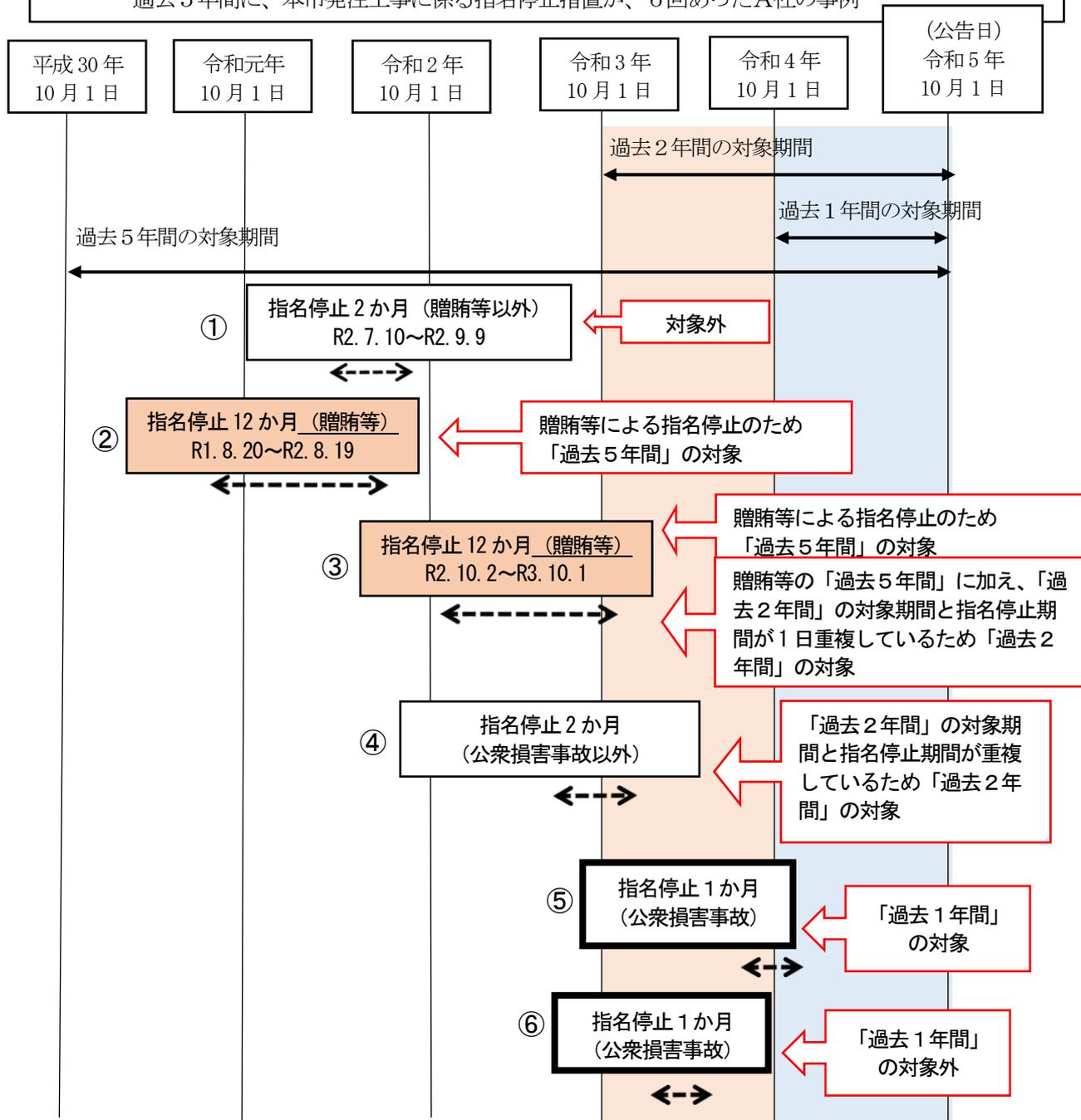
(12) 事故及び不誠実な行為

- ・「事故及び不誠実な行為」における「本市発注工事に係る指名停止措置」とは、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条に基づく指名停止措置のうち、本市発注工事に起因した指名停止又は本市から何らかの行政処分（廃掃法違反等）を受けたことによる指名停止になった場合が対象となります。従って、他都市での談合等が原因で指名停止措置を受けた場合又は指名留保措置を受けた場合は、対象外です。
- ・本市が把握している指名停止情報から採点しますので、これに関して総合評価システムへの入力には必須ではありません。技術提案の提出内容を印刷する際に表示をご希望する企業は入力してください。また、証明のための添付資料も必要ありません。
- ・《過去2年間の指名停止措置の有無》
 - ①入札公告日から遡った過去2年間と指名停止措置（公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合を除く）の期間が重複する場合を対象とし、対象となる指名停止措置が複数ある場合は、当該指名停止期間を累積して、評価点を算出するものとします。
- ・《過去1年間の指名停止措置の有無》
 - ②千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第1「工事事故等に基づく措置基準」第5項「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」による指名停止措置で期間が1か月の場合は、入札公告日から遡った過去1年間と指名停止措置の期間が重複する場合を対象とし、対象となる指名停止措置が複数ある場合は、当該指名停止期間を累積して、評価点を算出するものとします。
- ・《過去5年間の指名停止措置の有無》
 - ③千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2「贈賄及び不正行為に基づく措置基準」において、悪質なもの（1つの原因における指名停止期間が12か月以上の場合）は、入札公告日から遡った過去5年間と指名停止措置の期間が重複する場合を対象とし、対象となる指名停止措置が複数ある場合は、当該指名停止期間を累積して、評価点を算出するものとします。
- ・「過去2年間の指名停止措置の有無」「過去1年間の指名停止措置の有無」、「過去5年間の指名停止措置の有無」は、それぞれ別途に評価の対象とします。「過去5年間の指名停止措置の有無」に該当する場合は、「過去2年間、過去1年間の指名停止措置の有無」にも該当することもありますので、減点が大きくなります。

評価基準

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去2年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。 (公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合を除く)	指名停止月数 ×-1(累計)
	過去1年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去1年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。 (公衆損害事故を理由として措置を受けた場合で指名停止期間が1か月の場合)	指名停止月数 ×-1(累計)
	過去5年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去5年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。 (贈賄等を理由として措置を受けた場合で1原因における指名停止期間が12か月以上の場合) ※平成30年10月1日に新規に創設した詳細項目であるため、平成30年10月1日以降の指名停止を対象とします。	指名停止月数 ×-1(累計)

(参考) 入札公告日が令和5年10月1日、
過去5年間に、本市発注工事に係る指名停止措置が、6回あったA社の事例



評価点の計算

「過去2年間・過去1年間の指名停止措置の有無」と、「過去5年間の指名停止措置の有無」の両方でマイナスとなる場合があります。

	過去2年間の指名停止措置	過去1年間の指名停止措置	過去5年間の指名停止措置
①	対象外	対象外	① 対象外
②	対象外	対象外	② 12か月×-1(点/月)=-12
③	12か月×-1(点/月)=-12	対象外	③ 12か月×-1(点/月)=-12
④	2か月×-1(点/月)=-2	対象外	④ 対象外
⑤	対象外	1か月×-1(点/月)=-1	⑤ 対象外
⑥	対象外	対象外	⑥ 対象外
計	-14	-1	-24

A社の事故及び不誠実な行為の評価点 合計 **[-39点]**

(13) 低価格入札状況

- ・過去1年間に完成した本市発注工事において、低入札価格調査制度の調査対象であり、かつ、工事成績評定点が65点未満の工事がある場合に、1工事につき-5点の評価とします。
- ・最大-10点とし、3件以上の該当工事があったとしても、-10点とします。
- ・本市が把握している低入札価格調査制度の調査対象工事と工事成績評定点から採点しますので、本件に関してシステムへの入力は必須ではありません。
技術提案の提出内容を印刷する際に表示をご希望する企業は入力してください。
また、証明のための添付資料も必要ありません。

評価基準

評価項目	評価項目 詳細	評価基準	配点
低価格入札状況	過去1年間の低入札調査対象工事での不良工事実績	該当なし	0
		過去1年間に完成した本市発注工事において、低入札価格調査制度の調査対象であり、かつ、工事成績評定点が65点未満の工事がある。 (件数×-5)	最大 -10

(14) その他タブへの入力

一次下請の市内業者活用状況、市内企業の活用状況、事故及び不誠実な行為、低価格入札状況に係る自己評価欄については、「その他」タブを選択して、以下を入力してください。

入力画面 入力終了後に、画面右下の保存ボタンを押してください。

○工事名

・現在、技術提案を作成中の工事の工事名が自動的に表示されます。

●一次下請の市内業者活用状況

・「本工場の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する」または「本工場の一次下請に市内業者を使用しない」のいずれかを選択してください。

◆自己評価（事故及び不誠実な行為、低価格入札状況）

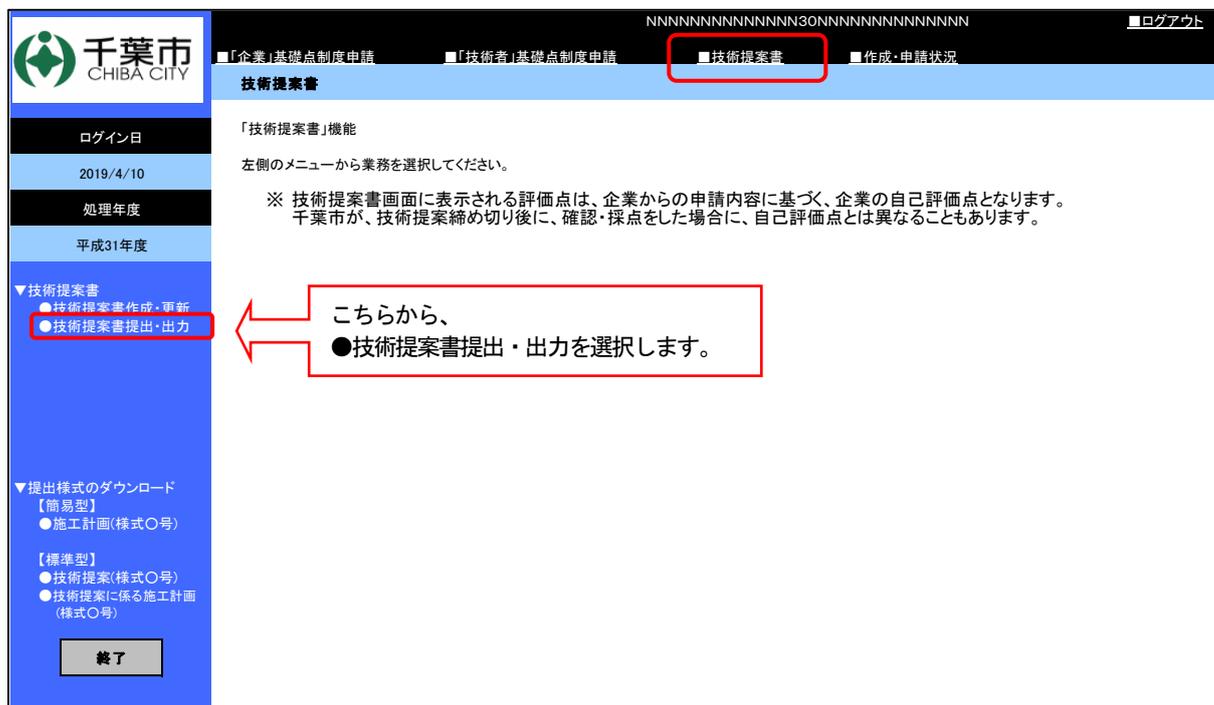
・事故及び不誠実な行為、低価格入札状況における評価点について、自社の申請内容を把握するための入力欄です。技術提案の提出内容を印刷する際に表示をご希望する企業は入力してください。
この欄への入力内容を、技術提案の採点に利用することはありません。

※「保存」ボタンを押すと、以下のメッセージが出ます。

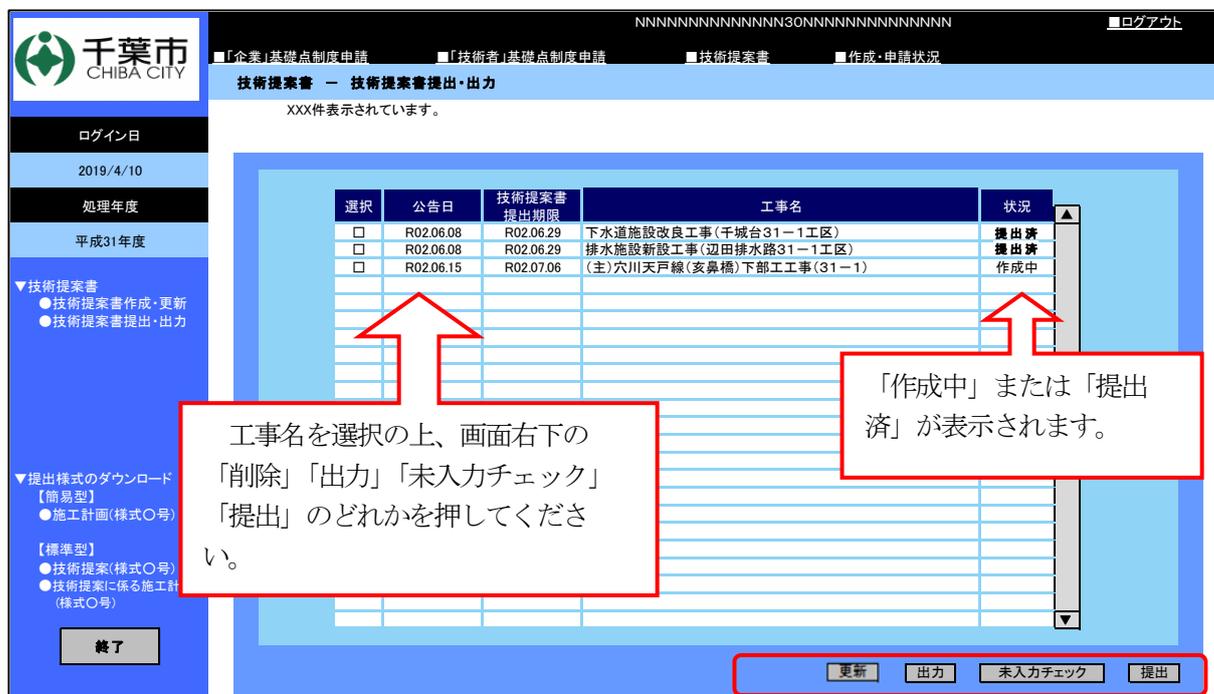
「OK」を選択すると公告一覧の画面に戻ります。

(15) 技術提案の提出

- ① ログイン後、画面上段のメニューから「技術提案書」を選択してください。
- ② 「技術提案書提出・出力」を選択します。



作成中・提出済の技術提案書が表示されます。



提出

- ・技術提案書の一覧から、「状況」が「作成中」の技術提案書を選択し、画面右下の「提出」を押します。該当の技術提案書の「状況」が「提出済」になったことを確認してください。
- ・必須項目の未入力や必要な添付ファイルがアップロードされていない場合は、エラーとなり提出ができません。

- 技術提案書の提出時に、「企業基礎点制度申請」または「技術者基礎点制度申請」が未申請の場合は、技術提案書の提出はできますが、以下のようにメッセージが表示されます。

「k0000 基礎点未申請です。

g0000 基礎点未申請です。」

基礎点制度が申請されていないと欠格となりますので、基礎点制度申請期限までに申請をしてください。

- 技術提案書は提出期限まで、何回でも再提出できます。再提出をすると最新の提出状況に上書きされます。

【提出がうまくいくと】

- 画面に、提出が完了した旨のメッセージが表示されます。
- 登録したメールアドレス（ログインする際に使用するメールアドレス）に、技術提案書を受理した旨のメールが送信されます。
- 画面右上のメニュー「作成・申請状況」で、技術提案書について「提出済」と表示されます。

未入力チェック

提出前に、必須項目の未入力や、添付ファイル忘れの項目がないかを確認することができます。技術提案書の一覧から、「状況」が「作成中」の技術提案書を選択し、画面右下の「未入力チェック」を押します。

技術提案書提出・出力(KG003) ver.1.0.0.0 - Internet Explorer

千葉県 CHIBA CITY

ログイン日: 2021/03/04

処理年度: 令和02年度

技術提案書

- 技術提案書作成・更新
- 技術提案書提出・出力

提出様式のダウンロード

【簡易型】

- 様式第3号_施工計画

【標準型】

- 様式第4号_技術提案
- 様式第5号_技術提案に係る施工計画

終了

技術提案書 - 技術提案書提出・出力

18件表示されています。

選択	公告日	技術提案書提出期限	工事名	状況
<input type="checkbox"/>	R03.04.22	R03.04.22	千葉市消防総合センター管理棟・宿舍棟外部改修工事	作成中
<input checked="" type="checkbox"/>	R03.03.04	R03.03.25	市役所町100号線道路整備工事(2-1)	作成中
<input type="checkbox"/>	R03.02.27	R03.02.27	下水道施設改良工事(弁天2-3)	提出済
<input type="checkbox"/>	R03.02.26	R03.02.26	千葉市消防総合センター管理棟・宿舍棟外部改修工事	提出済
<input type="checkbox"/>	R02.10.19	R02.11.09	下水道施設改良工事(大野台2-2)	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.08.17	R02.09.07	下水道施設改良工事(みつわ台2-2)	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.07.06	R02.08.03	ZOZOマリンスタジアム冷暖房設備改修工事	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.06.29	R02.07.27	泉自然公園第一駐車場トイレ建替え工事	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.05.11	R02.06.01	中央星久喜町線歩道整備工事(2-1)	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.06.01	R02.06.22	都小学校子どもルーム新築工事	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.05.18	R02.06.08	南部浄化センターBC系消毒機械設備改築工事	作成中
<input type="checkbox"/>	R02.05.11	R02.06.01	旧千葉市若葉学校給食センター残置杭撤去工事	作成中

未入力チェック結果

0 技術提案書に不正な項目はありませんでした。

更新 出力 未入力チェック 提出

- 必須項目の未入力や必要な添付ファイルがアップロードされていない場合は、エラーとなり提出ができません。

- 未入力チェック時に、「企業基礎点制度申請」または「技術者基礎点制度申請」が未申請の場合は、未入力チェック欄に以下のように表示されます。

「k0000 基礎点未申請です。

g0000 基礎点未申請です。」

この場合は、技術提案書は提出できますが、基礎点制度が申請されていないと欠格となりますので、基礎点制度申請期限までに申請をしてください。

出力

入力した技術提案の内容一覧がPDFファイルとして出力されます。

更新

作成中の技術提案の更新画面に移動できます。

5-5 作成・申請状況確認

基礎点の作成、申請、審査済みの状況、及び、技術提案の作成、提出状況を確認できます。

作成したが、申請や提出がされていないということを防ぐために、必ずご確認ください。

また、基礎点制度申請後に千葉市が審査する過程で、入力内容や添付資料に不備があり、追加や変更等をお願いすることがあります。千葉市から確認依頼中の申請についても、本メニューから確認できます。

また、このメニューから各基礎点制度申請や技術提案の更新画面に移行できます。

作成中の基礎点制度申請や技術提案を更新する際や、すでに申請・通知済みの基礎点の内容に更新があり、更新申請したい場合などにも便利です。

ログイン後の画面の上段のメニューから「作成・申請状況」を選択してください。

The screenshot shows a web browser window titled 'メインメニュー(CM002) ver.1.0.0.0 - Internet Explorer'. The page header includes the Chiba City logo and navigation tabs: 「企業」基礎点制度申請, 「技術者」基礎点制度申請, 技術提案書, and 「作成・申請状況」 (highlighted with a red box). The main content area is titled '総合評価落札方式運用支援システム' and contains instructions for users. The left sidebar has a 'ログイン日' (2021/05/07) and '処理年度' (令和03年度) section, and a '提出様式のダウンロード' section with links for '簡易型' and '標準型' forms. A '終了' button is at the bottom of the sidebar.

総合評価落札方式運用支援システム
上側のメニューから業務を選択してください。

総合評価落札方式では、以下の①～③の3種類の情報を評定の対象とします。

- ①**企業基礎点** ※企業に関して、年度を通じて変更のない情報
「企業」基礎点制度申請の画面から、**各年度1回だけ**、以下のいずれかの期間に申請してください。
事前申請 年度当初の決まった期間に受け付けます。
随時申請 貴社がその年度の最初に、総合評価落札方式の案件に参加する際に、公告に定められた期間に申請をしてください。
- ②**技術者基礎点** ※技術者に関して、年度を通じて変更のない情報
「技術者」基礎点制度申請の画面から、各技術者につき**各年度1回**、以下の期間に申請してください。
随時申請 その年度の最初に、当該技術者が、配置予定技術者となる総合評価落札方式の案件の入札公告に定める期間に申請してください。※**技術者は事前申請の期間は認めません**。

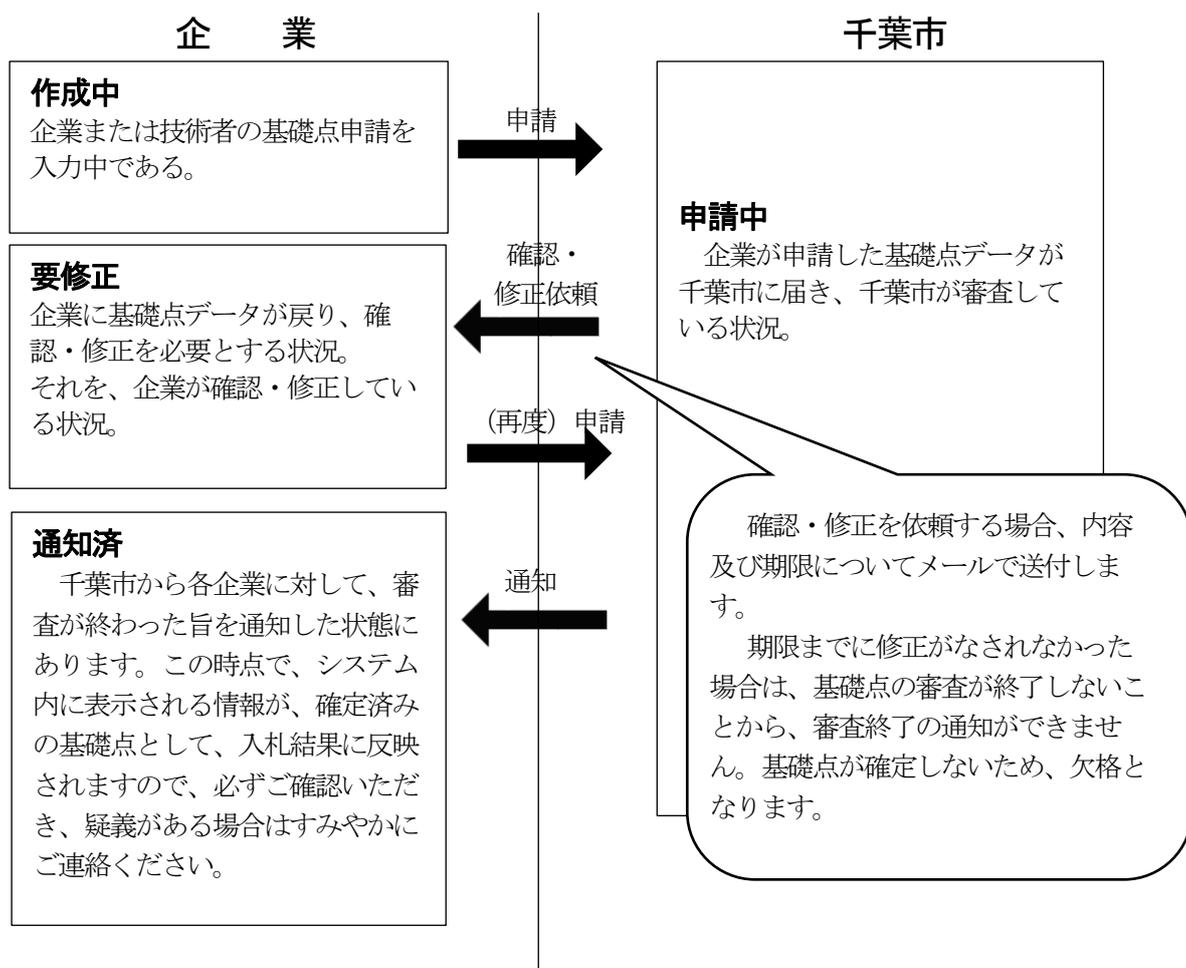
・基礎点は、内容に疑義があれば、申請者と千葉市とで互いにやり取りをさせていただき、確定後にメールで通知します。
確定した基礎点は、申請時に選択した案件の公告日以降のすべての案件に有効となります。通知メール後、基礎点制度申請書を出力すると**確定評価点**が記載されています。
・同じ公告日の案件に複数参加する場合は、いずれか1件に対して申請をしてください。
・2度目の申請では、1度目の申請と内容が同じ場合は、「申請」を押しても申請できません。
・**内容に変更があった場合は**、入札公告に定める随時申請の期間内に再度申請をしてください。

- ③**技術提案書**
入札案件に参加の都度、必要な情報(配置予定技術者など)を入力して提出してください。
①②の基礎点制度申請について、申請中でまだ確定の通知前でも、技術提案書は提出可能です。
企業基礎点制度申請、配置予定技術者の基礎点制度申請がされていない場合は欠格となります。

- ・「種類」の欄には、「企業」または「技術者」が表示されます。
- ・「番号」の欄には、「企業番号」または「技術者番号」が表示されます。
- ・「状況」の欄には、「作成中」「申請中」「要修正」「通知済」のいずれかが表示されます。

基礎点制度申請は、入力が完了し、公告の期限までに申請していても、「状況」の欄が「通知済」にならないと基礎点が確定していない状態ですので、総合評価落札方式では欠格となります。十分ご注意ください。

基礎点制度申請の「状況」と、基礎点制度データのある場所



- ・「申請日」の欄には申請日が表示されます。最初に申請をして以降に、修正や更新があった場合は最新の申請日が表示されます。未申請の案件では空欄となります。
- ・「備考」の欄には、技術者基礎点制度申請の場合は技術者の氏名が入ります。企業基礎点制度申請の場合は空欄です。

一覧表の中から1つ選択し、画面右下の「実行」を押すと、各基礎点の更新画面に移行します。通知済の基礎点であれば、入札に反映される情報となっており確認が可能であり、また、更新を必要とする場合にはこの画面から更新作業をすることができます。

並べ替えで、「種類」と「状況」を選択して「再読込」を押すことで、絞り込み検索もできます。

(2) 技術提案の作成・申請状況の確認

「技術提案」タブを選択すると、年度中に作成したすべての技術提案の一覧が表示されます。

- ・「実施要領書番号」は、システム内で降番している番号です。
- ・「施工方式」の欄には、「単独」または「JV」が表示されます。
- ・「状況」の欄には、「作成中」か「提出済」が表示されます。
- ・「提出日」の欄には提出日が表示されます。未提出のものは空欄となります。
- ・「工事名」は、技術提案を作成した工事名です。

画面

選択	実施要領書番号	施工方式	状況	申請日	工事名
<input type="radio"/>	XXXXX	単独	作成中		千葉市役所100号線道路整備工事(2-1)
	XXXXX	単独	提出済	R2.5.10	下水道排水施設工事(市役所町2-3工区)
	XXXXX	単独	提出済	R2.6.15	下水道排水施設工事(市役所町2-4工区)
	XXXXX	JV	提出済	R2.6.20	下水道施設更新工事(建設2-1工区)
	XXXXX	単独	提出済	R2.7.10	建設局町2号線側溝改良工事(2-1)
	XXXXX	単独	提出済	R2.5.15	都市建設線交差点改良工事(〇町)
	XXXXX	JV	作成中		市役所調整池改修工事(2-1)
	XXXXX	単独	提出済	R2.7.25	自転車走行空間整備工事(2-1)

一覧表の中から、技術提案書を作成する工事を1つ選択し、画面右下の「実行」を押すと、各技術提案の画面に移行し、提出済みの技術提案の内容確認ができます。作成中の技術提案であればそのまま更新が可能です。

並び替えで、「施工方式」と「状況」を選択して「再読込」を押すことで、絞り込み検索もできます。

6 参考資料（様式及び記載例）

6-1 実施要領書の例（様式第1号）

（1）特別簡易型

様式第1号	令和03年度
千葉市総合評価落札方式実施要領書(特別簡易型)	
1	工事概要
(1)	工事名 市道〇〇〇号線舗装改良工事
(2)	工事箇所 千葉市中央区〇〇町地内
(3)	工事内容 舗装工 排水工
2	総合評価落札方式（特別簡易型）によることの適否
	本工事については、技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者の施工能力及び社会性等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる小規模な工事等に該当しますので、総合評価落札方式（特別簡易型）を適用し落札者を決定します。
1 / 4	

3 落札者決定基準

落札者決定基準に係る評価項目、評価項目詳細及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価項目詳細	配点
同種工事の施工実績	過去 15 年間の同種工事の施工実績	3
配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去 15 年間における同種工事の施工経験	3
低価格入札状況	過去 1 年間の低入札調査対象工事の不良工事実績 (件数×5 -10 まで)	0
事故及び不誠実な行為	過去 2 年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が 1 か月の場合を除く） (指名停止月数×-1)	0
	過去 1 年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が 1 か月の場合） (指名停止月数×-1)	0
	過去 5 年間の指名停止措置の有無（贈賄等を理由として措置を受けた場合）（指名停止月数×-1）	0
I C T活用工事等の取組状況	本工事における I C T活用工事等の取組状況	3
一次下請の市内業者活用状況	本工事における一次下請の市内業者活用状況	1
工事成績評定点の実績	過去 4 ヶ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	8
契約後 V E方式の実績	過去 1 ヶ年度間の契約後 V E方式による技術提案の実績	5
労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況	1
災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の 4 月 1 日時点の千葉市災害等協力者名簿登載の有無	2
品質確保への取組状況	入札公告年度の 4 月 1 日時点の ISO9001・ISO1400・エコアクション 21 の取得状況及び災害時事業継続計画の策定状況	2
災害活動・ボランティア活動の実績	過去 1 ヶ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績	5
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	過去 4 ヶ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	2
配置予定技術者の資格等	配置予定技術者の所持資格	1
	過去 1 ヶ年度間の CPD (S) 制度の取得実績	1
安全活動への取組状況	過去 5 年間における安全に関する講習の受講実績または建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取組み実績	1
各評価項目の配点の合計		38

同種工事の定義 道路における舗装工事
※道路における工事とは国・地方公共団体が発注した工事とします。
ただし、敷地内通路は除きます。

配置予定技術者として 1級土木施工管理技士
評価する所持資格 または 技術士—建設部門

4 加算点の満点 10点

5 技術提案等の提出書類内訳は次のとおりとします。

施工方法がJVでなく、単独施工による場合の例を示します。

技術提案等提出方法（1／1）

評価項目	システム提出方法	備考
同種工事の施工実績	技術提案書（施工実績）	
配置予定技術者の施工経験	技術提案書（施工経験）	
低価格入札状況	記入の必要なし	技術提案書（その他）に自己採点を入力可
事故及び不誠実な行為	記入の必要なし	技術提案書（その他）に自己採点を入力可
ICT活用工事等の取組状況	技術提案書（ICT）	
一次下請の市内業者活用状況	技術提案書（その他）	
工事成績評定点の実績	「企業」基礎点制度申請	
契約後VE方式の実績	「企業」基礎点制度申請	
労働災害防止への取組状況	「企業」基礎点制度申請	
災害等協力者名簿の登載	「企業」基礎点制度申請	
品質確保への取組状況	「企業」基礎点制度申請	
災害活動・ボランティア活動の実績	「企業」基礎点制度申請	
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	「技術者」基礎点制度申請	
配置予定技術者の資格等	「技術者」基礎点制度申請	
安全活動への取組状況	「技術者」基礎点制度申請	

※技術提案書の作成にあたっては、千葉市総合評価落札方式ガイドラインを熟読して千葉市総合評価落札方式運用支援システムを利用して作成してください。

※技術者の基礎点は、配置予定技術者すべての基礎点が申請されていないと欠格となります。

(2) 特別簡易型・実績育成タイプ

様式第1号の2

令和03年度

千葉市総合評価落札方式実施要領書(特別簡易型・実績育成タイプ)

1 工事概要

(1) 工事名 市道〇〇〇号線舗装改良工事

(2) 工事箇所 千葉市中央区〇〇町地内

(3) 工事内容 舗装工
排水工

2 総合評価落札方式(特別簡易型・実績育成タイプ)によることの適否

本工事については、技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者の施工能力及び社会性等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる小規模な工事等に該当し、かつ、工事内容、現場条件から【実績育成タイプ】の試行要件を満足するため、総合評価落札方式(特別簡易型・実績育成タイプ)を適用し落札者を決定します。

3 落札者決定基準

落札者決定基準に係る評価項目、評価項目詳細及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価項目詳細	配点
低価格入札状況	過去1年間の低入札調査対象工事の不良工事実績（件数×5 -10 まで）	0
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が1か月の場合を除く） （指名停止月数×-1）	0
	過去1年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が1か月の場合） （指名停止月数×-1）	0
	過去5年間の指名停止措置の有無（贈賄等を理由として措置を受けた場合）（指名停止月数×-1）	0
ICT活用工事等の取組状況	本工事におけるICT活用工事等の取組状況	3
労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況	1
災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の4月1日時点の千葉市災害等協力者名簿登載の有無	2
品質確保への取組状況	入札公告年度の4月1日時点のISO9001・ISO1400・エコアクション21の取得状況及び災害時事業継続計画の策定状況	2
災害活動・ボランティア活動の実績	過去1カ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績	5
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者の満年齢又は、女性技術者の配置	1
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	過去4カ年度間の配置予定技術者の同一業種工事での工事成績評定点の平均点	1
配置予定技術者の資格等	配置予定技術者の所持資格	1
	過去1カ年度間のCPD(S)制度の取得実績	1
安全活動への取組状況	過去5年間における安全に関する講習の受講実績または建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取組み実績	1
各評価項目の配点の合計		18

同種工事の定義 —

配置予定技術者として 1級土木施工管理技士
評価する所持資格

4 加算点の満点 10点

5 技術提案等の提出書類内訳は次のとおりとします。

技術提案等提出方法（1／1）

評価項目	システム提出方法	備考
低価格入札状況	記入の必要なし	技術提案書（その他）に自己採点を入力可
事故及び不誠実な行為	記入の必要なし	技術提案書（その他）に自己採点を入力可
I C T活用工事等の取組状況	技術提案書（I C T）	
労働災害防止への取組状況	「企業」基礎点制度申請	
災害等協力者名簿の登載	「企業」基礎点制度申請	
品質確保への取組状況	「企業」基礎点制度申請	
災害活動・ボランティア活動の実績	「企業」基礎点制度申請	
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	「技術者」基礎点制度申請	
配置予定技術者の資格等	「技術者」基礎点制度申請	
安全活動への取組状況	「技術者」基礎点制度申請	

※技術提案書の作成にあたっては、千葉市総合評価落札方式ガイドラインを熟読して

千葉市総合評価落札方式運用支援システムを利用して作成してください。

※技術者の基礎点は、配置予定技術者すべての基礎点が申請されていないと欠格となります。

(3) 簡易型

様式第1号の3

令和03年度

千葉市総合評価落札方式実施要領書(簡易型)

1 工事概要

- (1) 工事名 市道〇〇〇号線道路築造工事
- (2) 工事箇所 千葉市中央区〇〇町地内
- (3) 工事内容 矩形渠築造工
舗装工
路面排水工

2 総合評価落札方式(簡易型)によることの適否

本工事については、技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者が提示する施工計画、施工能力及び社会性等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に該当しますので、総合評価落札方式(簡易型)を適用し落札者を決定します。

3 落札者決定基準

- (1) 本工事は既存水路上を横断する道路を築造するため、既存水路内にボックスカルバートを設置するものです。工事箇所は、商業店舗が立ち並び、店舗を利用する歩行者が多く通行しております。また、現地盤は、軟弱地盤層となっており、ボックスカルバートの基礎杭（鋼管杭約12m×20本）を打設する必要があります。

よって、店舗を利用する歩行者の利便性を確保するため、施工日数短縮の工夫について「工程管理に係る技術的所見」を求めます。また、基礎杭打設における良好な施工を確保するため、軟弱地盤における杭打設の工夫について「施工上の課題に係る技術的所見」を求めます。

(2) 評価項目

評価項目詳細	具体的な提案内容	詳細項目	評価する項目数
工程管理に係る技術的所見	施工日数短縮の工夫について	杭打設工事の準備工の工夫による工期短縮について	2
施工上の課題に係る技術的所見	軟弱地盤における杭打設の工夫について	品質管理の手法について	2
その他			3項目

合計 7項目

最大10項目まで設定

(3) 落札者決定基準に係る評価項目、評価項目詳細及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価項目詳細	配点
施工計画（簡易型）	工程管理に係る技術的所見	24
	施工上の課題に係る技術的所見	
同種工事の施工実績	過去 15 年間の同種工事の施工実績	3
配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去 15 年間における同種工事の施工経験	3
低価格入札状況	過去 1 年間の低入札調査対象工事の不良工事実績（件数×5 -10 まで）	0
事故及び不誠実な行為	過去 2 年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が 1 か月の場合を除く） （指名停止月数×-1）	0
	過去 1 年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が 1 か月の場合） （指名停止月数×-1）	0
	過去 5 年間の指名停止措置の有無（贈賄等を理由として措置を受けた場合）（指名停止月数×-1）	0
ICT活用工事等の取組状況	本工事における ICT 活用工事等の取組状況	3
一次下請の市内業者活用状況	本工事における一次下請の市内業者活用状況	1
工事成績評定点の実績	過去 4 ヶ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	8
契約後 VE 方式の実績	過去 1 ヶ年度間の契約後 VE 方式による技術提案の実績	5
労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況	1
災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の 4 月 1 日時点の千葉県災害等協力者名簿登載の有無	2
品質確保への取組状況	入札公告年度の 4 月 1 日時点の ISO9001・ISO1400・エコアクション 21 の取得状況及び災害時事業継続計画の策定状況	2
災害活動・ボランティア活動の実績	過去 1 ヶ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績	5
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	過去 4 ヶ年度間の同一業種工事での工事成績評定の平均点	2
配置予定技術者の資格等	配置予定技術者の所持資格	1
	過去 1 ヶ年度間の CPD (S) 制度の取得実績	1
安全活動への取組状況	過去 5 年間における安全に関する講習の受講実績または建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取組み実績	1
各評価項目の配点の合計		62

同種工事の定義 内空断面 5㎡以上のボックスカルバート築造工事

配置予定技術者として 1級土木施工管理技士
評価する所持資格 または 技術士—上下水道部門—選択科目：下水道

4 加算点の満点 20 点

5 技術提案等の提出書類内訳は次のとおりとします。

施工方法がJVによる場合の例を示します。

技術提案等提出方法（1／2）

評価項目	システム提出方法	備考
施工計画（簡易型）	技術提案書（施工計画等）	様式第3号をアップロード。代表構成員が提出（共同企業体として評価）
同種工事の施工実績	技術提案書（施工実績）	代表構成員が提出（代表構成員の実績・経験を共同企業体として評価）
配置予定技術者の施工経験	技術提案書（施工経験）	代表構成員が提出（代表構成員の実績・経験を共同企業体として評価）
低価格入札状況	記入の必要なし	構成員の1社でも該当する場合、按分せず減点。技術提案書（その他）に自己採点入力可
事故及び不誠実な行為	記入の必要なし	構成員の1社でも該当する場合、按分せず減点。技術提案書（その他）に自己採点入力可
ICT活用工事等の取組状況	技術提案書（ICT）	代表構成員が提出（共同企業体として評価）
一次下請の市内業者活用状況	技術提案書（その他）	代表構成員が提出（共同企業体として評価）
工事成績評定点の実績	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
契約後VE方式の実績	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
労働災害防止への取組状況	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
災害等協力者名簿の登載	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
品質確保への取組状況	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
災害活動・ボランティア活動の実績	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	「技術者」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分※配置予定技術者すべての基礎点申請必須
配置予定技術者の資格等	「技術者」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分※配置予定技術者すべての基礎点申請必須
安全活動への取組状況	「技術者」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分※配置予定技術者すべての基礎点申請必須

技術提案等提出方法（2 / 2）

評価項目	システム提出方法	備考
安全活動への取組状況	「技術者」基礎点 制度申請	構成員ごとに提出・評価し、 出資比率で按分※配置予定技 術者すべての基礎点申請必須

施工計画（簡易型）の様式第3号の提出上限枚数は〇〇枚とします。

※技術提案書の作成にあたっては、千葉市総合評価落札方式ガイドラインを熟読して
千葉市総合評価落札方式運用支援システムを利用して作成してください。

※技術者の基礎点は、配置予定技術者すべての基礎点が申請されていないと欠格となります。

(4) 標準型

標準型の実施要領書は、ワード書式で作成します。工事概要及び、評価項目は、システムに入力した事項と同事項を記載するようご注意ください。

様式第1号の4

令和03年度

千葉市総合評価落札方式実施要領書（標準型）

1 工事概要

- (1) 工 事 名 ○○○○○工事
- (2) 工事箇所 千葉市○○区○○○町地内
- (3) 工事内容 ○○○工
 ○○○工

2 総合評価落札方式（標準型）によることの適否

本工事については、技術的な工夫の余地が大きく、入札参加者が提示する総合的なコスト削減、性能、機能、社会的要請等の提案、施工計画、施工能力及び社会性等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に該当しますので、総合評価落札方式（標準型）を適用し落札者を決定します。

3 落札者決定基準

- (1) 本工事は○○○といった特色を持つ工事であり、○○○の課題を解決する技術が必要なため、施工方法に関する技術提案として○○○を求めます。

(2) 落札者決定基準に係る評価項目、評価項目詳細及び配点は、次のとおりと
 します。

(1/2)

評価項目	評価項目詳細		評価基準	配点
	環境の維持 (生態系の維持)	具体的な 提案内容		
技術提案 【社会的 要請に関 する事 項】	環境の維持 (生態系の維持)	施工に必要な 面積を何m ² 縮 小できるか	・提案数値による定量評価 入札参加者から提案された数値のうち最 高の数値に、20点を付与し、最低限の要 求要件を満たす性能等の数値に0点を付与 する。その他の入札参加者が提案した性能 等については、それぞれの性能等の数値に 応じ按分した点数(小数点以下2位切捨 て)を付与する。 不適切である場合は、欠格	20
技術提案 【工事目 的物の性 能、機能 に関する 事項】	性能・機能 (美観)	石積みに使用 する自然石を どのように選 定するか	評価項目数が最大の企業の評価項目数に対 する、各企業の評価項目数の評価比率	
			評価された項目数が、7/8(87.5%) 以上である。	20
			評価された項目数が、 5/8(62.5%)以上7/8未満である。	15
			評価された項目数が、 3/8(37.5%)以上5/8未満である。	10
			評価された項目数が、 1/8(12.5%)以上3/8未満である。	5
			評価された項目数が、 1/8(12.5%)未満である。	0
			不適切である	欠格
技術提案 に係る施 工計画	技術提案「施工に必要な面積を 何m ² 縮小できるか」の実現 性、有効性を確認するための施 工計画	記載可能な技術提案は10項目までとし、 評価する項目数の最大は5項目とします。	評価された項目数が、7/8(87.5%) 以上である。	5
			評価された項目数が、 5/8(62.5%)以上7/8未満である。	3.7
			評価された項目数が、 3/8(37.5%)以上5/8未満である。	2.5
			評価された項目数が、 1/8(12.5%)以上3/8未満である。	1.2
			評価された項目数が、 1/8(12.5%)未満である。	0
			※技術提案の実現性・有効性を確認 できない場合は、技術提案も評価し ない。	
			不適切である	欠格
技術提案「石積みに使用する自然石を どのように選定するか」 の実現性、有効性を確認するた めの施工計画		配点は、それぞれの評価した技術提案の項 目に対し、実現性・有効性が見込める記載 があれば評価するものとし、各1点とす る。	5	

(2/2)

評価項目	評価項目詳細	配点
同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	3
配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての過去15年間における同種工事の施工経験	3
低価格入札状況	過去1年間の低入札調査対象工事での不良工事実績	0～-10
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が1か月の場合を除く）	指名停止月数×-1
	過去1年間の指名停止措置の有無（公衆損害事故で措置を受け、指名停止期間が1か月の場合）	指名停止月数×-1
	過去5年間の指名停止措置の有無（贈賄等を理由として措置を受けた場合）	指名停止月数×-1
ICT活用工事等の取組状況	本工事におけるICT活用工事等の取組状況	3
一次下請の市内業者活用状況	本工事における一次下請の市内業者活用状況	1
工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定点の平均点	8
契約後VE方式の実績	過去1ヵ年度間の契約後VE方式による技術提案の実績	5
労働災害防止への取組状況	入札公告年度の建災防加入状況	1
災害等協力者名簿の登載	入札公告年度の4月1日時点における千葉市災害等協力者名簿登載の有無	2
品質確保への取組状況	入札公告年度の4月1日時点のISO9001・ISO14001・エコアクション21の取得状況及び災害時事業継続計画の策定状況	2
災害活動・ボランティア活動の実績	過去1ヵ年度間の災害活動・ボランティア活動の実績	5
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	過去4ヵ年度間の配置予定技術者の同一業種工事での工事成績評定点の平均点	2
配置予定技術者の資格等	配置予定技術者の所持資格	1
	過去1ヵ年度間のCPD(S)制度の取得実績	1
安全活動への取組状況	過去5年間における安全に関する講習の受講実績又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取組実績	1
各評価項目の配点の合計		88

同種工事の定義	○○○○○○○○○	求める評価項目のみ記載して下さい。 対象としない項目は行削除して下さい。
配置予定技術者として評価する所持資格	○○○○○○○○○	

- 4 加算点の満点 30点
- 5 参考資料（○○○、○○○）
- 6 技術提案等の提出書類内訳は次のとおりとします。

工事図面などは別に、実施要領書として、添付する資料がある場合のみ記載して下さい。

6 技術提案提出方法

評価項目	システム提出方法	備考
技術提案（標準型）	技術提案書（施工計画等）	様式第4号をアップロード
技術提案に係る施工計画（標準型）	技術提案書（施工計画等）	様式第5号をアップロード
同種工事の施工実績	技術提案書（施工実績）	
配置予定技術者の施工経験	技術提案書（施工経験）	
低価格入札状況	記入の必要なし	技術提案書（その他）に自己採点を入力可
事故及び不誠実な行為	記入の必要なし	技術提案書（その他）に自己採点を入力可
I C T活用工事等の取組状況	技術提案書（I C T）	
一次下請の市内業者活用状況	技術提案書（その他）	
工事成績評定点の実績	「企業」基礎点制度申請	
契約後V E方式の実績	「企業」基礎点制度申請	
労働災害防止への取組状況	「企業」基礎点制度申請	
災害等協力者名簿の登載	「企業」基礎点制度申請	
品質確保への取組状況	「企業」基礎点制度申請	
災害活動・ボランティア活動の実績	「企業」基礎点制度申請	
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	「技術者」基礎点制度申請	求める評価項目のみ記載して下さい。 対象としない項目は行削除してください。
配置予定技術者の資格等	「技術者」基礎点制度申請	
安全活動への取組状況	「技術者」基礎点制度申請	

技術提案（標準型）様式第4号の提出上限枚数は〇〇枚とします。

技術提案に係る施工計画（標準型）様式第5号の提出上限枚数は〇〇枚とします。

※技術提案書の作成にあたっては、千葉市総合評価落札方式ガイドラインを熟読して千葉市総合評価落札方式運用支援システムを利用して作成してください。

※技術者の基礎点は、配置予定技術者すべての基礎点が申請されていないと欠格となります。

WTO案件ではシステムは利用しません。
WTO案件では基礎点申請も不要です。

6 技術提案提出方法

評価項目	システム提出方法	備考
技術提案（標準型）	技術提案書（施工計画等）	様式第4号をアップロード。代表構成員が提出（共同企業体として評価）
技術提案に係る施工計画（標準型）	技術提案書（施工計画等）	様式第5号をアップロード。代表構成員が提出（共同企業体として評価）
同種工事の施工実績	技術提案書（施工実績）	代表構成員が提出（代表構成員の実績・経験を共同企業体として評価）
配置予定技術者の施工経験	技術提案書（施工経験）	代表構成員が提出（代表構成員の実績・経験を共同企業体として評価）
低価格入札状況	記入の必要なし	構成員の1社でも該当する場合、按分せず減点。技術提案書（その他）に自己採点入力可
事故及び不誠実な行為	記入の必要なし	構成員の1社でも該当する場合、按分せず減点。技術提案書（その他）に自己採点入力可
ICT活用工事等の取組状況	技術提案書（ICT）	代表構成員が提出（共同企業体として評価）
一次下請の市内業者活用状況	技術提案書（その他）	代表構成員が提出（共同企業体として評価）
工事成績評定点の実績	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
契約後VE方式の実績	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
労働災害防止への取組状況	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
災害等協力者名簿の登載	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
品質確保への取組状況	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
災害活動・ボランティア活動の実績	「企業」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分
配置予定技術者の工事成績評定点の実績	「技術者」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分※配置予定技術者すべての基礎点申請必須
配置予定技術者の資格等	「技術者」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分※配置予定技術者すべての基礎点申請必須
安全活動への取組状況	「技術者」基礎点制度申請	構成員ごとに提出・評価し、出資比率で按分※配置予定技術者すべての基礎点申請必須

技術提案（標準型）様式第4号の提出上限枚数は〇〇枚とします。

技術提案に係る施工計画（標準型）様式第5号の提出上限枚数は〇〇枚とします。

※技術提案書の作成にあたっては、千葉市総合評価落札方式ガイドラインを熟読して千葉市総合評価落札方式運用支援システムを利用して作成してください。

※技術者の基礎点は、配置予定技術者すべての基礎点が申請されていないと欠格となります。

6-2 技術提案書（様式第2号）

（1）システムから提出する場合

※システムからの出力事例

本状が千葉市に提出されるのではなく、この内容がシステムを介して、データとして千葉市に提出されます。提出内容の確認にご利用ください。

本書式に記載される評価点は、企業からの申請内容に基づく、企業の自己評価点となります。千葉市が、技術提案締め切り後に、確認・採点をした場合に、自己評価点とは異なることもあります。

様式第2号

技術提案書

工事名 工事名〇〇〇整備工事(30-1)

型式 特別簡易型

単独施工場合の出力例

【単独施工の場合】

企業番号 k0000
 商号又は名称 千葉市役所建設株式会社
 所在地 千葉市中央区千葉港1-1-11
 代表者職氏名 代表取締役社長 技術太郎
 配置予定技術者

	番号	氏名	生年月日
技術者11	g9001	管理次郎	S47.11.25
技術者12	g9002	土木三津絵	H01.01.15

【建設共同体企業体による施工の場合】

建設共同体企業体名

代表構成員

商号又は名称

所在地

代表者職氏名

建設共同企業体の場合に印字されます

	番号	商号又は名称/氏名	出資比率・生年月日
代表構成員			
技術者11			
技術者12			
企業2			
技術者21			
技術者22			
企業3			
技術者31			
技術者32			
企業4			
技術者41			
技術者42			
企業5			
技術者51			
技術者52			

担当者名 千葉市四郎
 電話番号 043-XXX-XXXX
 メールアドレス XXXXXXXXXXX@XXXX.co.jp

【事故及び不適切な行為】 評価点 0
 【低価格入札状況】 評価点 0
 【施工計画(簡易型)】 証明資料 無
 【技術提案(標準型)】 証明資料 無
 【技術提案に係る施工計画(標準型)】 証明資料 無

本工事と同種工事の定義 場所打ち杭基礎工を含む橋梁下部工築造工事

【同種工事の施工実績】

同種工事の施工実績 過去 15 年間に完成した本市発注の同種工事（契約金額 500 万円以上）の元請けとしての施工経験がある
評価点 3
発注機関名 千葉市
工事名 (主) ○○××線花見橋梁下部工事
証明資料の名称認定書 コリnz 契約図書 その他
証明資料認定書 有

【配置予定技術者の施工経験】

配置予定技術者 1 g9001 管理次郎
同種工事の施工経験 過去 15 年間に完成した本市発注の同種工事（契約金額 500 万円以上）の元請けとしての施工経験がある
評価点 3
発注機関名 千葉市
工事名 (主) ○○××線花見橋梁下部工事
職種 主任技術者（監理技術者）
証明資料の名称認定書 コリnz 契約図書 その他
証明資料認定書 有

配置予定技術者 2 g9002 土木三津絵
同種工事の施工経験 過去 15 年間に完成した国・千葉県発注の同種工事（契約金額 500 万円以上）の元請けとしての施工経験がある
評価点 2
発注機関名 国土交通省○○地方整備局
工事名 国道○○号○○川橋梁下部工事
職種 現場代理人
証明資料の名称認定書 コリnz 契約図書 その他
証明資料認定書 有

【ICT活用工事等の取組状況】

ICT活用工事などの取組状況 本工事において情報化施工を実施する
評価点 2
情報化施工を実施する場合
情報化施工を実施する工種 舗装工
実施工種における活用技術 ローラの軌跡管理による面的な品質管理技術（締固め）
使用するICT建機 振動ローラ

【一次下請の市内業者活用状況】

一次下請の市内業者活用状況 本工事の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する
評価点 1

※技術提案書に記載される評価点は、企業からの申請内容に基づく、企業の自己評価点となります。
千葉市が、技術提案締め切り後に、確認・採点をした場合に、自己評価点とは異なることもあります。

様式第2号

技術提案書

工事名 ○○○消防署新築工事
型式 簡易型

JV 施工の場合の例

【単独施工の場合】

企業番号
商号又は名称
所在地
代表者職氏名
配置予定技術者

単独施工の場合に印字されます

	番号	氏名	生年月日
技術者 1 1			
技術者 1 2			

【建設共同体企業体による施工の場合】

建設共同体企業体名 A 社B 社建設共同企業体
代表構成員

商号又は名称 A 建設株式会社
所在地 千葉市中央区○○1-1
代表者職氏名 代表取締役社長 都市一郎

	番号	商号又は名称/氏名	出資比率・生年月日
代表構成員	k9000	A 建設株式会社	70 %
技術者 1 1	g9001	市街地次郎	S47. 11. 25
技術者 1 2			
企業 2	k8000	株式会社 B 建設工業	30 %
技術者 2 1	g8001	建築花子	S51. 04. 03
技術者 2 2			
企業 2			
技術者 2 1			
技術者 2 2			
企業 2			
技術者 2 1			
技術者 2 2			
企業 2			
技術者 2 1			
技術者 2 2			

担当者名 千葉市四郎
電話番号 043-XXX-XXXX
メールアドレス XXXXXXXXXXX@XXXX.co.jp

【事故及び不適切な行為】 評価点 0
【低価格入札状況】 評価点 0
【施工計画（簡易型）】 証明資料 無
【技術提案（標準型）】 証明資料 無
【技術提案に係る施工計画（標準型）】 証明資料 無

本工事と同種工事の定義 鉄骨造で延床面積 5,000 m²以上の建築物の新築、改築又は増築工事

【同種工事の施工実績】

同種工事の施工実績 過去 15 年間に完成した本市発注の同種工事（契約金額 500 万円以上）の元請けとしての施工経験がある

評価点 3

発注機関名 千葉市

工事名 千葉市立〇〇小学校新築工事

証明資料の名称認定書 コリnz 契約図書 その他

証明資料認定書 有

【配置予定技術者の施工経験】

配置予定技術者 1 1 g9001 市街地次郎

同種工事の施工経験 過去 15 年間に完成した本市発注の同種工事（契約金額 500 万円以上）の元請けとしての施工経験がある

評価点 3

発注機関名 千葉市

工事名 千葉市立〇〇小学校新築工事

職種 主任技術者（監理技術者）

証明資料の名称認定書 コリnz 契約図書 その他

証明資料認定書 有

配置予定技術者 2 1 g80001 建築花子

同種工事の施工経験 過去 15 年間に完成した国・千葉県発注の同種工事（契約金額 500 万円以上）の元請けとしての施工経験がある

評価点 2

発注機関名 千葉県

工事名 千葉県立〇〇スポーツ公園体育館建設工事

職種 主任技術者（監理技術者）

証明資料の名称認定書 コリnz 契約図書 その他

証明資料認定書 有

【ICT活用工事等の取組状況】

ICT活用工事などの取組状況 いずれも実施しない

評価点 0

情報化施工を実施する場合

情報化施工を実施する工種

実施工種における活用技術

使用する ICT 建機

【一次下請の市内業者活用状況】

一次下請の市内業者活用状況 本工事の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する

評価点 1

※本書式に記載される評価点は、企業からの申請内容に基づく、企業の自己評価点となります。千葉市が、技術提案締め切り後に、確認・採点をした場合に、自己評価点とは異なることもあります。

(2) システムを利用しないで提出する場合

WTO案件・高度技術提案型等でシステムを介さず技術提案を提出する場合に本書式を利用します。

提出書類、提出先、提出期限については、入札公告及び実施要領書をご確認ください。

様式第2号の2

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長 熊谷 俊 人

(※建設共同企業体による施工の場合に記入。)

建設共同企業体名 A社b社建設共同企業体

(※建設共同企業体による共同施工の場合は、代表構成員が記入すること。)

所在地 千葉市中央区千葉港〇-1〇
商号又は名称 A建設工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

技術提案等提出書

下記工事の実施要領書に基づき、技術提案等資料を提出します。なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

工事名	千葉市立〇〇小学校新築工事
提出企業の担当者名	小学 建夫
電話番号	043-000-0000
FAX 番号	043-000-0000
E-mail	〇〇〇〇@××××.com

(注)

- 1 本書式はWTO案件・高度技術提案型で使用します。
- 2 その他提出書類等は、実施要領書を確認してください。
- 3 提出先、提出期限は、入札公告を確認してください。
- 4 代表者印を押印する必要はありませんが、不正があった場合、千葉市は責任を負いません。

(用紙 A4)

2【所持資格】

評価基準： 実施要領書に定める資格を有している。

- 所持資格 1 1級土木施工管理技士
- 所持資格 2 1級造園施工管理技士
- 所持資格 3
- 所持資格 4
- 所持資格 5
- 所持資格 6
- 所持資格 7
- 所持資格 8

3【CPD(S)単位取得実績】

過去1ヵ年度間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に
評価基準： 千葉市が認定する運営団体のCPD(S)制度において13単位以上の取得実績がある。

自己評価点 1 一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
確定評価点 1

4【安全活動への取組状況】

過去5年間において、配置予定技術者が安全に関する講習会を受講している。またはCOHSMSの取り組み実績がある。

自己評価点 1 受講等日付 平成30年5月16日
確定評価点 1

通知後は、確定評価点
に点が入ります。

「基礎点制度」とは、総合評価落札方式で入札参加者が作成する技術提案資料のうち、企業及び配置予定技術者の実績等で事前把握が可能な評価項目について、あらかじめ千葉市が評価を行い、申請者と内容を認しあう制度です。

本申請の評価後の内容が入札結果に反映されますので、総合評価落札方式による入札に参加する前に、必ず疑義や変更がないことをご確認の上、疑義がある場合はすみやかにご連絡ください。また、内容に変更が生じた場合は、入札公告に示す期間内に更新をしてください。

6-7 企業基礎点制度申請書（様式第7号）

※システムからの出力事例

本状が千葉市に提出されるのではなく、この内容がシステムを介して、データとして千葉市に提出されます。提出内容の確認にご利用ください。

本書式に記載される評価点は、企業からの申請内容に基づく、企業の自己評価点となります。千葉市から企業へ審査が完了したことを通知後に出力した内容が、基礎点として入札結果に反映されますので、必ずご確認いただき、疑義がある場合はすみやかにご連絡ください。

様式第7号

【企業】総合評価落札方式（工事）における基礎点制度申請書（令和2年度）

企業番号 K9999

企業名 株式会社令和土木建設

担当者名 千葉 市子

電話番号 043-XXX-XXXX

1 【工事成績評定点の実績】

評価基準： 過去4か年度間（平成28年4月1日～令和2年3月31日）に完成した最終契約金額500万円以上の本市発注工事の実績を有している。

業種	土木	とび 土工	舗装	解体										
評価点	82.8 (0)	81.0 (0)	83.3 (0)	81.0 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均点	82.8	81.0	85.5	81.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
対象件数	13	2	11	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

H30年度以前は、「解体」という業種がなかったため、30年度以前の「とび土工」業務も解体の集計対象としています。

※()は実績育成タイプでの評価点

※平均点の算出方法等の詳細は、ガイドラインをご確認ください

完了年度	業種	工事名
平成28年度	土木	下水道排水施設工事（26-1工区）
平成28年度	土木	下水道施設改良工事（27-1工区）
平成28年度	舗装	舗装改良工事（緑28-1）
平成28年度	舗装	舗装改良工事（花28-1）
平成28年度	とび土工	校舎解体工事
平成28年度	とび土工	小学校プール外解体工事
平成28年度	土木	電線共同溝整備工事（中28-1）
平成28年度	土木	インターチェンジ改良工事（29-1）
平成28年度	舗装	街路築造工事（29-1）
平成28年度	舗装	舗装改良工事（中29-1）
平成28年度	舗装	小学校施設外構工事（29-1）
平成30年度	土木	下水道施設改良工事（29-2工区）
平成30年度	土木	電線共同溝整備工事（30-1）
平成30年度	土木	下水道施設改良工事
平成30年度	舗装	道路改良工事（30-1）
平成30年度	舗装	道路改良工事（30-2）
平成30年度	舗装	舗装改良工事（中30-1）
平成30年度	舗装	舗装改良工事（中30-1）
平成30年度	舗装	中学校グラウンド改修工事（30-1）
平成30年度	土木	下水道施設改良工事（30-1工区）
平成30年度	土木	液状化対策施設工事（30-2工区）
平成31年度	舗装	舗装改修工事（30-1）
平成31年度	土木	擁壁築造工事（30-1）
平成31年度	土木	下水道施設改良工事（31-1工区）
平成31年度	土木	下水道施設改良工事（31-2工区）
平成31年度	土木	排水施設新設工事（31-2工区）

2【契約後VE方式の実績】

評価基準： 過去1か年度間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に完成した本市発注工事において、契約後VE方式の技術提案で請負金額を1%以上縮減した実績を有している。

業種	土木	-	-	-	-	
評価点	4点	-	-	-	-	
縮減率合計(%)	8.9%	-	-	-	-	(最大5点)

工事名	業種	縮減率(%)
排水施設新設工事(31-2工区)	土木	3.9
市道〇〇号線道路改良工事	土木	5.0

3【品質確保への取組状況】

評価基準： 令和2年4月1日時点において、千葉市内の事業所を含む範囲でISO9001、ISO14001（もしくはエコアクション21）に登録している。または、本市での災害時事業継続計画（BCP）【基本編】もしくは【拡充編】の認定を受けている。

自己評価点合計	2（最大2点）	確定評価点合計	2
内訳	1 BCP【基本編】	内訳	1 BCP【基本編】
	1 ISO9001		1 ISO9001

4【労働災害防止への取組状況】

評価基準： 令和2年4月1日以降において、建災防に加入している。

自己評価点 1 建災防に加入している
 確定評価点 1

5【災害等協力者名簿の登載】

評価基準： 令和2年4月1日時点において、千葉市災害等協力者名簿に登載されている。

評価点 2 千葉市災害等協力者名簿に登載されている
 確定評価点 2

6【災害活動・ボランティア活動の実績】

評価基準： 過去1カ年度間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）において、千葉市、千葉県、国との防災協定に基づく災害活動の実績を有している、または、千葉市内の公共の場で行われた美化活動等のボランティア活動の実績を有している。

評価点合計 5（最大5点） 確定評価点合計 5（最大5点）

内訳

	評価点	確定点	活動の種類	活動内容	活動日
1	1	1	ボランティア	いなげの浜清掃	令和1年7月7日
2	1	1	ボランティア	千葉港のクリーンアップ	令和1年7月30日
3	1	1	ボランティア	県千葉土木事務所千葉地区水防訓練	令和1年8月22日
4	1	1	ボランティア	千葉市民まつり	令和1年11月3日
5	1	1	ボランティア	千葉港のクリーンアップ	令和1年11月30日

様式第8号

総合評価落札方式結果調書(特別備置型・実績育成タイプ)

工事名	工事箇所	入札日時	加算点の乗点	予定価格 (消費税を除く)	課税基準価格 (消費税を除く)	入札方式	工事内容
OO外壁改修外工事	OO3丁目地内	令和元年 7月9日 11時00分	0点	26,998,000円	22,582,000円	封入付一 般競争入 札	外壁改修工 屋上防水改修工

落札者決定基準

入札者	評価項目										評価 点合 計	技術評価点 (0=100%)	入札者 記載金額 (円=100%) (C)	技術点 (円=C× 100/1000) (B)	落札者	契約金額 (円)	
	企業の実績点					技術者の実績点											
	IC120期 工事等 の実績状 況	IC120期 工事等 の予定点 実績	品質課 への 取組状 況	別棟長 等 への 取組状 況	労務課 への 取組状 況	労務課 への 取組状 況	労務課 への 取組状 況	労務課 への 取組状 況	労務課 への 取組状 況	労務課 への 取組状 況							
	0	0	3	0	2	1	2	5	1	0	2	1	17				
A社	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	2.0	5.0	1.0	0.0	0.0	0.0	9.0	81818	808,1818		
B社	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	2.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	72727	807,2727		失格
C社	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0	0.0	1.0	1.0	9.0	81818	808,1818		O
D社	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	5.0	45454	804,5454		
E社													0.0		欠格		
F社	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	03030	800,3030		
G社	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	03030	800,3030		
H社	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	2.0	3.0	0.0	0.0	2.0	1.0	11.0	110000	110,0000		
I社	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	2.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	5.0	45454	804,5454		
J社	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	3.0	27272	802,7272		
K社	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	5.0	0.0	0.0	1.0	1.0	8.0	72727	807,2727		
													0.0				

※ 欠格要件等に該当し欠格となし場合は、技術評価点欄に「欠格」と記載されます。また、落札されなかった場合は、落札者の欄に「落札」と記載されます。
 ※ 評価欄の外記載箇所は必ずしも記入されません。

6-9 その他書式（技術提案等実施状況確認シート）

千葉県総合評価落札方式ガイドライン「2-10 技術提案等に対する実施確認の方法と不履行時のペナルティについて」で示した「技術提案等実施状況確認シート」は、落札者の技術提案内容に基づき、以下のとおり工事担当課がエクセルファイルにて出力します。工事担当課は、この帳票を編集することで、技術提案の実施状況を確認してください。

技術提案等実施状況確認シート

課名	技術管理課
工事名	市役所町100号線道路整備工事（2-1）
総合評価の型式	簡易型
請負業者名	〇〇建設株式会社
監督員名	市役所太郎
業者確認者名	建設次郎

落札者が技術提案に記載した情報のうち、工事担当課が履行確認するために必要な、総合評価システムからエクセルで出力します。追記・編集してください。不要な項目は削除してかまいません。

企業ごとの配置予定技術者の評価点（2人配置予定技術者がいた場合は、企業として評価後の点数）

①技術者名（JVの場合は代表企業）	g9999 土木花子	5.5
②技術者名（JV構成員2）	g8888 都市一郎	5.0
③技術者名（JV構成員3）		
④技術者名（JV構成員4）		
⑤技術者名（JV構成員5）		

技術提案時点で、配置予定技術者が2人いた場合の技術者名は、1人目の氏名が記載されますので、契約時の主任技術者と違うこともあります。評価点は、企業として評価した評価点が記載されますので、技術者が変更になった場合は、新しい技術者の評価点と、この企業としての評価点とを比較してください。

施工経験として評価する同種工事（実績育成タイプを除く）	道路における舗装工事

契約時に配置された技術者氏名

契約後に、主任技術者選任届を見て入力してください

①技術者名（JVの場合は代表企業）	g7777 道路築造
②技術者名（JV構成員2）	g8888 都市一郎
③技術者名（JV構成員3）	
④技術者名（JV構成員4）	
⑤技術者名（JV構成員5）	

技術者が変更した場合は、工事担当課が、新しい技術者の同種工事の施工経験を確認してください。また、基礎点は技術管理課にご確認ください。変更後の技術者の評価点が、上記の企業として評価した評価点を下回れば減点対象となります。

技術者に変更があった場合に記入

	技術者名	配置予定技術者の施工経験の評価点	基礎点	合計
当初の配置技術者	道路築造	—	—	5.5
新しい技術者	公園次郎	2	5	7

技術者に変更があった場合に記入

	技術者名	配置予定技術者の施工経験の評価点	基礎点	合計
当初の配置技術者				
新しい技術者				

技術者に変更があった場合に記入

	技術者名	配置予定技術者の施工経験の評価点	基礎点	合計
当初の配置技術者				
新しい技術者				

技術者に変更があった場合に記入

	技術者名	配置予定技術者の施工経験の評価点	基礎点	合計
当初の配置技術者				
新しい技術者				

技術者に変更があった場合に記入

	技術者名	配置予定技術者の施工経験の評価点	基礎点	合計
当初の配置技術者				
新しい技術者				

		請負者	監督員
一次下請の市内業者活用状況	本工事の一次下請に市内業者を使用する、もしくは下請けせずに自社施工する	6/20 ○	6/20 ○
ICT 活用工事	取組状況	情報化施工を実施する。	6/20 ○
	情報化施工を実施する工種	舗装工	6/20 ○
	実施工種における活用技術	ローラの軌跡管理による面的な品質管理技術（締固め）	6/20 ○
	使用するICT建機	振動ローラ	6/20 ○

【意見欄】

<p>提案内容を実施していないところがあれば指示内容を記入</p>

(標準型)技術提案、技術提案に係る施工計画 (簡易型) 施工計画の確認

チェック項目	提案内容	請負者	監督員
工程管理に関する技術的所見			
施工日数短縮の工夫について	1.	7/1 ○	7/1 ○
	2.	7/1 ○	7/1 ○
	3.		7/1 ○
	4.		7/1 ○
施工上の課題に係る技術的所見			
軟弱地盤における杭打設の工夫について	1.		7/1 ○
	2.		7/1 ○
	3.	7/1 ○	7/1 ○
その他			
	1.	8/1 ○	8/1 ○

チェック項目については、工事担当課が実施要領書で評価基準として設定した評価項目の欄から記載され出力されます。提案内容の欄に、落札者が提出した施工計画等の中から評価した項目を記載してください。